

1. 議事日程（第4日目）

（平成19年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成19年 3月15日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 議案第40号 平成19年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第41号 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第42号 平成19年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第43号 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第44号 平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（20名）

委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	明 木 一 悦	委員	秋 田 雅 朝
委員	田 中 常 洋	委員	加 藤 英 伸
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	山 本 三 郎	委員	今 村 義 照
委員	玉 川 祐 光	委員	岡 田 正 信
委員	亀 岡 等	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（35名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
市 民 部 長	杉 山 俊 之	税 務 課 長	山 本 数 博
税 務 課 収 納 係 長	野 村 政 彦	財 政 課 長	垣 野 内 壯
自 治 振 興 部 長	田 丸 孝 二	企 画 課 長	竹 本 峰 昭

福祉保健部長	廣政克行	社会福祉課長	重本邦明
吉田保育所長	是常知昭	高齢者福祉課長	沖野和明
保健医療課長	武岡隆文	社会福祉課主幹	中元寿文
高齢者福祉課主幹	神岡眞信	査察指導担当係長	岡島勤
調整担当係長	毛利幹夫	障害者福祉係長	小笠原義和
児童福祉係長	浮田真治	介護保険係長	中谷文彦
国保医療係長	田村政司	福祉医療係長	俵秀樹
健康推進係長	久保ヒトミ	八千代支所長	平下和夫
八千代支所市民生活課長	乗田省三	美土里支所長	立川堯彦
美土里支所市民生活課長	宮本八郎	高宮支所長	猪掛智則
高宮支所市民生活課長	岩崎猛	甲田支所長	穴戸邦夫
甲田支所市民生活課長	深本正博	向原支所長	益田博志
向原支所市民生活課長	田口茂利		

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（2名）

事務局次長	光下正則	総務係専門員	新谷洋子
-------	------	--------	------

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○川角委員長

おはようございます。

前日に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

議題に入ります前に、昨日、資料提供を要求されておりますので、ここで休憩をとって配付し、その後に若干の説明を先に求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長

それでは、再開をいたします。

まず初めに、増元副市長の方から、説明を求めます。

○増元副市長

昨日の委員会の中で、財政推計、中間でございますけれども、資料を提供させていただきました。その積算の根拠になっておるものはないのかということでございましたので、本日、資料を配付させていただいております。

あくまでも中間ということで、現在、執行部の中で事業の精査等々をやっておるところでございます。大まかな事業の中で、本日、お示しをさせていただいております。ただ、各事業を実施するに当たりましては、地元の協議であったり、さまざまな流動的要因があるということでございますので、そこのところもご勘案をいただいて、ご理解を賜りたいというふうに思います。

詳細につきましては、自治振興部長の方から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○川角委員長

続いて、田丸自治振興部長。

○田丸自治振興部長

それでは、お手元に実施計画事業一覧（中間）という形で資料をお配りしておりますので、それについてご説明を申し上げたいと思います。

冒頭、副市長が申し上げましたように、現在、まだ中間ということでの取りまとめであります。財政推計の中で見ていただきましたように、3億から7億にわたる一般財源の不足を毎年生じるということの中で、そのときご説明申し上げましたように、行財政改革の中で経常的な経費をやはり削減をすると。その結果、再度推計をし直し、さらに一般財源が不足ということになれば、ハード事業も含めて、もう一回全体の見直しをしていくと、こういったような作業を繰り返していく。その最初の段階の取りまとめでございますので、そういった意味では、ここに掲げているものが、最終的には、いわゆる中止をせざるを得なかったり、または繰り延べをして、この計画中から外れたり、こういったことがあります。

得る資料でございますので、そういうつもりでご覧をいただきたいと思  
います。

また、そういうことがございますので、例えば三次の実施計画書にお  
いては、一定年度を追って、提示をされていることもございますけれど  
も、こういった中間で、しかも5年にわたるということでございませ  
ので、その計画期間中の総事業費をもってあらわすという形にならざるを  
得ないということについては、まず、冒頭、ご理解をいただきたいとい  
うふうに思います。

それでは、まず、全体の考え方等でございますが、ハード事業でござ  
います。これにつきましての考え方は、先にお配りしました財政計画  
(中間)の中の3ページから、主要な事業の考え方の中に掲げてあると  
おりでございます。

例えば、その中で、第2庁舎のところを見てみますと、第2庁舎総合文  
化保健福祉施設整備事業については、都市サービスや身近な生活サー  
ビスを提供する拠点として、早期に整備をしますという形での記載で、当  
然、進行中でありますので、そういう記述であります。

また、道路につきましては、②のポチの2番目でありますが、市道等  
につきましては、主要市道の改良事業については、この計画期間中は現  
在着工している市道のみを整備することとしますという形で、それだけ  
やはり絞り込まないと、財政的には持たないということで、そういった  
考え方の整理をしているということであります。それは、ハード事業全  
般について、そういう考え方を整理をしておりますので、そこをご覧を  
いただきたい。その結果が、そこにある数字ということでございます。

それから、当然、下位の計画、つまり長期総合計画は、安芸高田市に  
とって最上位の計画でございますので、この下位の計画、例えば下水道  
の整備計画でありましたり、市道の整備計画であったり、農業関係の施  
設整備であったり、そういった各種の計画があります。また、ソフトに  
ついては計画がございませけれども、基本的にはこの上位計画によって  
方向が定められれば、その下位計画もまた今後、整理をしていくと。こ  
ういった形になるものだというご理解をいただきたいというふうに思  
います。

それから、ソフト事業でございますが、先ほど言いましたように、深  
刻な財源不足を解消するためには、経常経費を大なたを振るうというこ  
と以外に方法がないのが現状でございます。そういった意味では、19年  
度の予算ベースで推移することは不可能になってまいります。と言いま  
すのも、交付税の起債部分でなしに、安芸高田市固有の交付税について  
は、減額をしておりますし、さらに税も残念ながら団塊の世代が現役  
を退役をすることになりますと、住民税そのものも段階的に減少  
すると。トータルとしては、収入全体が大きく減少していくと、こう  
いった構造になるわけでございますので、したがって経常経費は人件費を  
含めて削減をしていくと、こういう形になります。したがって、19

年度のベースで、ソフトの事業費を延長するということは、政策的な事業以外につきましては、不可能だということになります。

そういった意味で、行財政改革の中でここを大幅にやはり削減をしていかざるを得ない、そういった構造になりますので、現在の段階では事業費は書き込んでおりません。3億から7億にわたる毎年度の一般財源を捻出するという事の中で、ここらあたり、大きく変わってくるということで、記入をしてないということでご理解をいただければというふうに思います。

この事業の構成でございますけども、長期総合計画の柱に沿いまして、快適でにぎわいのあるまちづくり、そして施策とすれば、個性あるまちづくりの推進という、さらには定住と交流のネットワークづくりという、そういった政策ごとにくくり、そしてその中で事業をはめ込んでいくという形の整理をしているところでございます。

詳細につきましては、一々説明しますと長くなりますので、この程度で終了させていただきます。

以上です。

○川角委員長 それでは、今説明いただきましたように、これはあくまで、きのう提出されました事業推計の積み上げ資料ということでございますので、これについて議論していくと非常に長くなりますし、またこれはこれからいろいろ各委員会等でも協議される案件であろうというふうに思いますので、これは説明をもってきょうの提出とさせていただくということでございます。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

まず、議案第40号、平成19年度安芸高田市一般会計予算のうち、福祉保健部に係る部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 おはようございます。私の方から、福祉保健部の所管にかかわります、平成19年度の一般会計予算の概要を申し上げます。

平成18年度としましては、少子高齢化の進む本市にとりましては、子どもから高齢者、障害のある人もない人も、健康で安心して暮らせる、相互扶助を基本としまして、ともに支え合う地域福祉社会を構築し、民生委員児童委員協議会、また市社会福祉協議会、自治会など、多くの関係機関との連携をして、目指してきたところでございます。

一環としましては、少子化対策としまして、3歳未満児を対象にしますみつつや保育所の建設、また健康づくりの総合的・長期的指針の策定と

しまして、「健康あきたかた21」の策定、障害者自立支援法に伴います福祉計画、また障害者自立支援協議会の創設、介護保険法改正によります地域支援事業、介護事業の実施、医療保険改革大綱に伴います健康保険法等の一部改正によります広島県後期高齢者医療広域連合の設立等に努めてまいったところであります。

平成19年度の予算としましては、国の福祉施策、医療・保健施策の変化が、引き続いて急速に進んでおりますけれども、少子高齢化の社会情勢は、本市におきましても例外ではなく、高齢化率は32%に達しております。高齢者のひとり暮らしや高齢者だけの世帯もふえまして、現在、約6,200名のひとり暮らし、また高齢者だけの世帯となっておるところでございます。

予算編成に当たりましては、民生費算出予算はマイナス1.3%の減額予算となりましたが、指針としましては、保育所の建設の減額が主なるものと考えております。基本的には、子どもから高齢者、障害のある人もない人も健康で安心して暮らせる、ともに支え合う地域福祉社会の構築を目指しまして、人と環境に優しいまちづくりの対応として、保健・医療の充実、また新規事業としましては、小児科医師、内科医師を対象としました小児救急医療に関します研修を実施することにより、多くの医師が子どもの救急医療に従事できるようになるための小児救急地域医師研修事業、また「健康あきたかた21」を基本としての健康づくり推進事業、また妊婦・一般健康診査事業、75歳以上を被保険者とします医療制度の創設準備、また生活習慣病の予防事業としましての、国保ヘルスアップ事業、特定健診計画策定事業を掲げてまいりました。

また、社会全体で支える福祉の充実としまして、さまざまな反響の中で、平成18年10月より、本格施行されました障害者自立支援法は、制度開始までの短期間での煩雑な事務作業に事務を追われたところがございますが、本年度は2月末に創設しました障害者自立支援協議会を充実いたしまして、障害者自立支援訓練等給付事業を始めまして、障害者の方が地域で安心して生活できるための問題解決と対策に努めてまいりたいと考えております。

本年10月に完成予定の総合文化福祉の開設に伴いまして、地域包括支援センターを設置いたしまして、一般高齢者及び特定高齢者介護予防を初め、要支援1に認定のケアプラン作成機能を強化してまいりたいと考えております。

また、同様に、子育て支援事業としまして、家庭児童相談員によります子育てに関する総合相談、助言・指導や児童虐待、家庭内暴力の予防、早期発見対応を図ります子育て支援センターを設置してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますけれども、新規また重点事業を申し上げまして、説明を終わります。予算の詳細につきましては、各課長、係長の方からご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○川角委員長 重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 それでは、まず、社会福祉課に関係するものにつきまして、歳入は予算書によりましてご説明をいたします。予算書の17ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款12分担金及び負担金の項の2の負担金、目で言いまして、目1の民生費負担金のうち、2節の児童福祉費負担金、2億3,666万円の内訳といたしましては、15カ所の保育所保護者負担金、現年度分2億1,311万円、滞納繰越分150万円、次に、3カ所の児童館の保護者負担金374万3,000円、次に、保育所の広域入所運営費に係る他市町村負担金1,018万5,000円、次に、9カ所の児童クラブの保護者負担金812万2,000円を計上しております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で、1節の社会福祉費負担金のうち、説明欄の自立支援訓練等給付費負担金2億5,194万4,000円でございますが、これは、補装具関係扶助費、居宅生活支援費及び施設入所者支援費等に要する国費の2分の1の補助でございます。

次に、2節児童福祉費負担金の内訳といたしましては、児童保護措置費負担金6,352万8,000円、これは市立保育所4カ所及び広域入所保育所運営に係る国庫負担金、2分の1の補助でございます。

20ページをお願いいたします。

被用者小学校修了前特例給付費負担金3,661万6,000円から、5行目までの特例給付費負担金93万円までは、児童手当の関係で、児童手当の扶助費関係に要する国庫負担金の額をそれぞれ計上しております。

次に、児童扶養手当費負担金3,004万円は、児童扶養手当に要する国庫負担金、これは3分の1の補助でございます。

次に、母子生活支援施設措置費負担金587万1,000円は、5世帯の入所委託に係る2分の1の国庫負担金でございます。

次に、特別児童扶養手当費負担金1,808万円は、重度の在宅障害児に係る4分の3の国庫負担金でございます。

次の3節生活保護費負担金3億4,272万1,000円は、生活保護扶助費に係る4分の3の国庫負担金でございます。

続きまして、項2の国庫補助金、目1の民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金のうち、説明欄の自立支援介護給付費補助金51万8,000円は、障害認定調査等に係る2分の1の補助金です。

次に、地域生活支援事業費補助金650万8,000円は、障害者生活支援費に係る2分の1の国庫補助金でございます。

次に、自立支援法施行円滑化支援補助金538万4,000円は、自立支援費システム導入に係る2分の1の国庫補助金でございます。

次に、2節児童福祉費補助金406万円は、ファミリーサポート事業及び延長保育事業等の次世代育成支援対策の交付金でございます。

次の3節生活保護費補助金105万3,000円は、診療報酬明細書等の点検

及びケースワーカー研修の旅費等10分の10の生活保護適正実施推進事業費の補助金でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

項3委託金、目2民生費委託金、2節児童福祉費委託金4万9,000円は、特別児童扶養手当の事務費の委託金でございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金のうち、説明欄の民生委員推薦会運営費負担金4万4,000円は、県移譲事務交付金の民生費1,090万3,000円、これら広島県からの事務及び権限の移譲に係る民生委員、児童委員に関する研修指導及び報償費の支払事務、それから原爆被爆者の援護に関する事務及び身体障害者手帳の認定交付事務等に係る移譲事務交付金でございます。

次に、自立支援訓練等給付費の負担金1億2,597万2,000円は、補装具関係の扶助費、居宅生活支援費及び施設入所者支援費等に要する4分の1の県費の負担金でございます。

次の2節児童福祉費負担金ですが、内訳といたしましては、児童保護措置費の負担金3,176万4,000円、これは保育所運営に係る4分の1の県負担金でございます。

次の被用者児童手当費負担金579万7,000円から、23ページの方の1行目の非被用者小学校修了前特例給付費負担金1,042万5,000円までは、児童手当の関係の支給に要する県費の負担金でございます。

次に、母子生活支援措置費の負担金293万5,000円は、支援施設の入所委託、5世帯に係る4分の1の県負担金でございます。

次に、3節生活保護費負担金868万9,000円は、住所不定者に対する国庫補助残の、補助金が4分の3ですが、その残りの4分の1を県費負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、項2県補助金の目2民生費補助金、1節社会福祉費補助金、24ページの方をお願いします。説明欄の中ほどで、障害者福祉費補助金750万円、これは知的障害者小規模通所授産施設に係る4分の3の補助金で、次の自立支援介護給付費補助金25万9,000円及び地域生活支援事業費等補助金325万4,000円は、社会参加の促進や日常生活に必要な支援サービス及び相談支援等に要する4分の1の県の補助金でございます。

次の2節児童福祉費補助金3,972万5,000円のうち、特別保育事業費等補助金455万5,000円は、地域子育て支援等の特別保育事業に対する3分の2の補助金でございます。

次の放課後児童対策事業費補助金1,097万2,000円は、放課後児童クラブの運営費に対する3分の2の補助金でございます。

続きまして、26ページをお願いします。

項3委託金の目2民生費委託金、1節社会福祉費委託金、下から2行目でございますが、援護業務交付金2万円は、遺族戦傷病者等の援護事務に要する委託金でございます。

次に、33ページをお願いします。



款20諸収入、項3貸付金元利収入の目5障害者住宅整備資金貸付元利収入、1節の障害者住宅整備資金貸付金現年度分の元利収入311万9,000円及び滞納繰越分の元利収入49万2,000円は、障害者の居住環境改善のために必要な住宅改修資金を貸し付けた、貸付金の償還金でございます。

次に、34ページをお願いします。

雑入でございますが、説明欄の下から3行目、社会福祉課関係の雑入84万4,000円は、市外に住所のある人の障害者小規模授産施設及び福祉ホーム入所者の他市町村の負担金でございます。

それでは、歳出についてご説明を申し上げますが、予算書は50ページからですが、説明資料によりましてご説明を申し上げます。説明資料の13ページをお願いします。

社会福祉総務管理費8,492万7,000円でございますが、右の方に事業概要を掲げております。この費目は、民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会に関するもので、主な予算計上額は、生活指導員等の報酬1,104万2,000円、これは民生委員児童委員さんを生活指導員として委嘱いたしております123名分の報酬で、1人当たりの額は、月額7,500円でございます。

次に、民生委員児童委員の報償費717万7,000円は、歳入で申し上げました広島県からの事務移譲によります民生委員児童委員の活動費、研修費等を県から受け入れ、交付するものでございます。

次は、社会福祉協議会人件費補助金6,000万円を計上しております。これは、社協の本所及び5支所を合わせて16名分の人件費相当額でございます。

続きまして、障害者自立支援訓練等給付事業5億1,492万6,000円、主なものは右に掲げております知的障害者小規模通所授産施設負担金1,000万円、これはたんぼぼの事業運営費です。

次に、居宅生活支援費のホームヘルパー38名分の扶助費2,352万円、次に、ショートステイは25名分の扶助費353万2,000円、それからグループホームは56名分の扶助費2,460万円、それから施設入所者施設訓練等支援費は222名分の扶助費4億3,722万1,000円、それから障害者補装具給付費は80名分の扶助費1,173万円でございます。

次に、障害者自立支援介護給付事業費6,065万4,000円でございますが、主なものは、障害認定審査会委員報酬201万6,000円、これは6名分の月に2回、24回を計上しております。

次に、自立支援等審査支払手数料144万3,000円、次に身体障害者日常生活用具給付委託事業、これは58名分の委託料368万円、次に、市町村障害者生活支援事業2,265万6,000円、これは身体及び知的障害者の相談支援事業に係る、ひとは福社会のもやいへの委託料1,132万8,000円及び精神障害者の相談支援事業に係る清風会の地域生活センターへの委託料、同額の1,132万8,000円でございます。

次に、自立支援システム改修費886万9,000円は、自立支援給付システ

ム、地域生活支援システム等の電算処理システムの改修費でございます。

次に、人材派遣業務費197万3,000円は、自立支援給付及び障害認定事務等に係るものでございます。

次に、日中支援事業1,540万円は、デイサービス日中・ショート移動支援等70名分の扶助費を計上しております。

14ページをお願いします。

障害者福祉事業費3,500万7,000円の主なものは、福祉ホーム入所者30名に係る支援費259万9,000円、次に障害者授産施設等通所者交通費助成事業379万2,000円は、49名分の授産施設等における訓練、社会復帰等を促進するための交通費を助成するものであります。次に、重度心身障害者通院費補助事業524万8,000円は、128名の重度の障害者、障害児の通院費の一部を助成するものであります。次に、経過的障害者就労促進事業1,064万4,000円は、就労促進事業として、NPOの貴船及びひとはの共同作業所運営に係る補助でございます。次に、障害者住宅改修資金貸付金840万円は、重度の障害者の専用居室や浴室等の増改築に対する貸付金でございます。

続きまして、原爆被爆者対策事業費185万円の主なものは、被爆者健康診査事業170万6,000円でございます。

次に、児童福祉総務管理費43万8,000円は、児童遊園地2施設及び児童プール1施設の管理運営費用でございます。

次に、保育所総務管理費、公立の方の1億8,259万5,000円の主なものは、公立保育所10カ所の電気代、電話代、警備委託料及び保育士の人材派遣業務費1億6,491万2,000円及び足洗い場の修繕工事110万円、それから調理器具の買い替え等によります備品購入費407万9,000円でございます。

次に、保育所総務管理費（私立）で、2億4,400万6,000円の主なものは、私立保育所4カ所の運営費2億3,832万1,000円及び他市町への広域入所委託料120万円及び私立保育所の延長保育等に係る補助金430万4,000円でございます。

それから、15ページは公立保育所11カ所の各保育所の事業費及び定員を掲げております。ご覧いただければと思います。

16ページをお願いします。

児童扶養手当給付事業費2億1,942万6,000円、これは児童手当の扶助費2億1,700万5,000円が主なもので、昨年の小学校第3学年から小学校修了前までの適用拡大と19年度、新年度から3歳未満児の児童に対する手当額を一律月額5,000円から1万円に増額、倍額したことによります、昨年対比で、扶助費が6,512万円の増額になっております。

次に、児童扶養手当費9,017万1,000円で、主なものは、扶助費の9,012万円でございます。

次に、特別障害者手当費2,426万8,000円は、特別障害児者の手当等の扶助費2,221万円が主なものでございます。

次に、児童福祉施設一般管理費168万8,000円は、児童館及び児童クラブの電気代124万4,000円及び電話代44万4,000円を計上しております。

次に、刈田児童館500万2,000円、児童館の運營業務委託料466万7,000円。

次に、根野児童館505万3,000円、委託料が476万9,000円。

向原児童館が686万8,000円、委託料が565万8,000円を計上しております。

次に、子育て支援施設運営費3,558万1,000円は、19年度より新設しますくらはら児童クラブ、ふなさ児童クラブを加えました7施設から9施設の委託料3,430万6,000円が主なものでございます。

次に、子育て支援センター運営費1,985万2,000円の主なものは、母子自立支援員さん及び家庭児童相談員の2名分の人件費427万2,000円、それからファミリーサポートセンター運営事業270万円、それからファミリーサポートセンターでございますが、現在、提供会員が39名、依頼会員が37名で、預かった子どもの人数は、4月からの10カ月間で、延べ390人が利用していただいております。次に、母子生活支援施設の入所委託料、これは現在、5世帯の措置ということで1,174万2,000円を計上しております。

次に、生活保護総務管理費303万9,000円の主なものは、生活保護適正実施推進事業107万6,000円、これは歳入で申しあげました診療報酬明細書の点検及びケースワーカーの研修旅費等に係ります補助事業でございます。

次に、生活保護オンライン処理業務102万6,000円、これは広島県分権改革推進計画に基づきまして、平成19年度末までにすべての市町に福祉事務所が設置されることに伴い、市町によります新しい共同利用型生活保護システムを導入する初期経費等の概算負担金を計上しております。

続きまして、18ページをお願いします。

生活保護扶助費4億5,696万4,000円でございますが、事業概要の欄にそれぞれの扶助費ごとの予算額を計上しております。1月1日現在の保護の状況は、202世帯、353人でございます。

以上で、社会福祉課関係の予算の説明を終わります。

○川角委員長

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

続きまして、高齢者福祉課の平成19年度一般会計の予算につきましてご説明をいたします。

まず、最初に、今年度の高齢者福祉課の予算の組み替えについて、簡単な説明をさせていただきたいと思っております。

厳しい財政状況が続いておりますが、高齢者の在宅生活を支えるために、昨年度に引き続きまして、今年度も一般会計と介護保険特別会計の分担を見直し、高齢者の地域での在宅生活を支援するサービスを介護保険特別会計の地域支援事業に移行させました。昨年度は、介護予防事業、家族介護支援事業、そして相談事業を特別会計に移行させましたが、今

年度は加えまして、配食サービスや外食支援サービス、外出支援サービス、寝具類の乾燥サービス、安心電話、訪問美美容サービス、日常生活用具の給付などの在宅生活、地域生活を支援する事業を介護保険特別会計に移行させております。

それでは、一般会計、歳入につきまして、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。予算書の16ページになります。16ページをお願いいたします。

16ページが一番下でございますが、款の12分担金及び負担金、項の2負担金、目の1民生費負担金、節の1の社会福祉費負担金のうち、老人保護措置費負担金は、養護老人ホームに措置をしております高齢者の本人負担金扶養義務者負担金でございます。この負担金は、所得に応じて負担をしていただくようになっております。

そして17ページが一番上でございます老人在宅福祉費負担金でございますが、こちらは生活支援ハウスの入所者負担金です。同じく所得に応じて負担をしていただくようになっております。

17ページの款の13使用料及び手数料、項の1使用料、目の2民生費使用料、節の1社会福祉施設使用料のうち、一番下でございます老人福祉施設使用料は、市内の老人福祉施設の使用料で、存目でございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、23ページをお願いいたします。23ページの款の15県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節の1社会福祉費補助金のうち、一番上でございます老人クラブ助成事業補助金は、老人クラブに対する補助金支出に対します県からの補助金でございます。補助率が3分の2になっております。

次のページの24ページをお願いいたします。

24ページ、説明欄、上から6つ目でございますが、介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金でございます。これは、一般会計で行います低所得者の介護保険利用者に対して行います補助金で、社会福祉法人等が減免をする場合、助成する補助金でございます。補助率が4分の3でございます。

また、少し飛んでいただきまして、27ページをお願いいたします。

27ページ、款の15県支出金、項の3委託金、目の2民生費委託金、節の1社会福祉費委託金のうち、一番上でございます地域ケア体制モデルプラン作成事業委託金でございますが、こちらは療養病床の再編成に伴いまして、県から委託を受けて行う地域ケア体制モデルを作成する委託金でございます。

また、飛んでいただきまして、30ページをお願いいたします。

30ページ、款の18繰入金、項の1特別会計繰入金、目の9介護サービス特別会計繰入金、節の1でございますが、こちらは特別会計からの繰入金で、存目として1,000円計上しております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページ、款20の諸収入、項の3貸付金元利収入、目の4高齢者住宅整

備資金貸付元利収入でございますが、こちらは高齢者と同居するために、家屋の改築あるいは増築をされた方に資金を貸し付けました貸付金の元利償還金でございます。現在、5名貸し付けを行っております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

34ページの款の20諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節の3雑入でございます。34ページの下から2番目に高齢者福祉課関係雑入4,566万8,000円がございます。こちらは養護老人ホーム高美園の運営費といたしまして、県の町村会から受け入れている運営費でございます。

歳出につきましては、当初予算の説明資料の方で説明をさせていただきます。説明資料の18ページをお願いいたします。

18ページ、上から2番目、在宅福祉事業ですが、予算書におきましては51ページの老人福祉費の方になります。この在宅福祉事業は、高齢者の生きがい対策や就労支援を行いまして、高齢者の自立と生活の質を高めて、住みなれた地域でいつまでも健やかで活力のある生活を営んでいただけるよう、支える事業でございます。

主な事業といたしましては、事業概要欄にございますように、生きがい対策といたしまして、老人クラブの活動助成補助金960万円でございます。そして高齢者の就労促進支援といたしまして、シルバー人材センターへの助成3,175万円でございます。そして3番目に敬老事業といたしましては、高齢者福祉大会を今年度は高宮町で計画をいたしております。また、敬老会の開催助成といたしましては、昨年どおり、75歳以上の高齢者、1人当たり1,500円の単価で予算化をさせていただいております。そのほか、高齢者と同居するために増改築を行う場合の高齢者住宅整備資金貸付金840万円を予算化しております。そして一時的に在宅生活が不安な高齢者が一時入居します生活支援ハウス運営事業650万円、予算化をしております。そのほか、高齢者の各種相談に応じます弁護士相談、心配事相談事業等を在宅福祉事業の中へ予算化をしております。

次に、老人保護措置事業でございますが、予算書におきましては、これも51ページの老人福祉費の中でございます。この老人保護措置事業は、養護老人ホームへの入所措置で80名分を予算計上しております。

次に、介護保険事業でございますが、予算書においては、52ページの老人福祉費の方になります。この介護保険事業は、介護保険利用者負担の軽減事業でございます。低所得者からの特別養護老人ホーム入所者に行われます社会福祉法人減免に対する助成や、あるいは介護保険制度発足前からの障害者ホームヘルプサービス利用者に対しての利用料の軽減措置でございます。

次に、介護保険特別会計繰出事業ですが、予算書におきましては、同じく老人福祉費の方になります。この繰出金は、人件費等の事務費の繰り出し及び介護保険サービス給付費あるいは地域支援事業に対します市の負担分を繰り出すものでございます。

次に、介護サービス特別会計繰出事業ですが、予算書におきましては、

これも老人福祉費になります。この繰出金は、要支援1・2の認定者のケアプランの作成を行います介護サービス特別会計への繰り出しで、存目でございます。

次に、地域ケア体制モデルプラン作成事業でございますが、予算書におきましては、同じく老人福祉費で予算を組んでおります。この事業は、療養病床の再編成に向けて、広島県の特徴的な地域をモデルに、地域ケア体制のモデルプランを作成するもので、県の委託を受けて行うものです。安芸高田市では、有床診療所の転換と地域医療の確保というテーマをもとに、プランを作成してまいります。

19ページの福祉センター運営事業でございますが、予算書におきましては、こちらは54ページの福祉センター費になります。この福祉センター運営事業でございますが、吉田老人福祉センター管理委託料が620万7,000円、ふれあいセンターいきいきの里、指定管理委託料でございますが、119万5,000円、向原総合福祉センターかがやきの指定管理委託料でございますが、600万円、そして高宮老人福祉センター福寿荘につきましては、指定管理費は支払っておりません。

次に、社会福祉施設運営費でございます。予算書におきましては、54ページの社会福祉施設費になります。この社会福祉施設運営事業は、事業概要欄にございますように、吉田町、向原町にございます老人憩いの家の管理費、あるいは養護老人ホーム高美園の運営委託料、高宮高齢者生産活動センターの指定管理費、その他市内の老人福祉施設の指定管理等でございます。大きな支出といたしましては、養護老人ホーム高美園30名分の措置委託料が4,566万8,000円ございます。

以上で、高齢者福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○川角委員長

それでは、ここで11時10分まで休憩をとります。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長

それでは、再開をいたします。

続いて、説明を求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

それでは、保健医療課の関係の予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては、予算書の方でご説明をさせていただきます。18ページの方をお願いいたします。

13款使用料及び手数料、3目の衛生使用料、1節の保健衛生使用料8,766万6,000円、このうち説明欄にございます診療所使用料6,730万4,000円が保健医療課の所管でございます。これは、北生診療所、美土里歯科診療所、川根診療所におきますところの診療報酬でございます。

次に、19ページの方をお願いいたします。

2項の手数料、2目の衛生手数料、1節の保健衛生手数料214万4,000円、このうち説明欄の診療所証明手数料11万6,000円が保健医療課の関係でございます。これは、診断書料等でございます。

続きまして、14款国庫支出金、1目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金2億6,472万5,000円、このうち、説明欄の国民健康保険基盤安定負担金1,278万1,000円が保健医療課の関係でございます。これは、保険税負担の緩和と国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、一般会計から国保特別会計へ繰り出しに対する国庫負担金でございます。負担率は2分の1となっております。

続きまして、20ページの方をお願いします。

2目の衛生費国庫負担金、1節保健衛生負担金697万6,000円ですが、これは老人保健事業におきますところの基本健康診査、健康教育等に係る国庫負担金でございます。3分の1の補助率となっております。

次に、2項の国庫補助金、1目の民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金1,871万2,000円、このうち説明欄の老人保健医療費適正化事業費補助金の200万円と次のページになりますが、保健医療費適正化事業費補助金430万2,000円が保健医療課の関係でございます。老人保健医療費適正化事業費補助金の200万円は、レセプト点検等に係る経費についての補助金でございます。次に、保健医療費適正化事業費補助金430万2,000円につきましては、平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度に対応するための準備経費に係る補助金でございます。

続きまして、22ページをお願いします。

15款県支出金、2目の民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金2億3,487万3,000円、このうち説明欄の国民健康保険基盤安定負担金9,795万4,000円が保健医療課の関係でございます。これは、国庫負担金のところでも説明いたしましたが、保険税負担の緩和と国民健康保険財政基盤の安定を図るため、一般会計からの繰り出しにつきましての県の負担でございます。保険税軽減分の4分の3、それと保険者支援分の4分の1を県がそれぞれ負担するものでございます。1つ飛びまして、県移譲事務交付金につきましては、保健医療課といたしましては、幼児医療診査並びに医療従事者等に関する事務がございまして、30万7,000円がこの交付金の中に含まれてございます。

続きまして、23ページに移りまして、3目衛生費県負担金、1節の保健衛生費負担金697万6,000円につきましては、国庫負担金と同様に老人保健事業におきますところの基本健康診査、健康教育等に係る県負担金で、3分の1の補助率となっております。

次に、15款県支出金、2目の民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金1億2,969万7,000円につきましては、まず、説明欄の2行目、療養援護事業費補助金339万5,000円ですが、これは重度心身障害者医療、乳幼児医療並びにひとり親家庭等医療の受給者が15日以上入院し、食事負担等の自己負担等が発生する場合、月額5,000円を支給するものでございます。

が、これらの費用の2分の1を県が補助するものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

説明欄の3行目、4行目の老人医療公費負担事業費補助金と施行事務費補助金につきましては、昨年の10月に制度が廃止されておりますが、過年度請求等があった場合を想定して、存目的に計上させていただいております。

次の重度心身障害者医療公費負担事業費補助金7,522万円につきましては、医療費の2分の1を県が補助するものでございます。また、次の施行事務費補助金の164万3,000円並びに療養援護事業施行事務補助金につきましても、補助対象経費の2分の1の補助となっております。

次に、2節の児童福祉費補助金3,972万5,000円ですが、説明欄の乳幼児医療公費負担事業補助金1,802万4,000円は、重度心身障害者医療と同様に、医療費の2分の1を県が補助するものでございます。

また、次の施行事務費補助金の109万2,000円につきましても、同様に2分の1の補助でございます。

2行ほど飛びまして、ひとり親家庭等医療費公費負担事業費補助金490万8,000円並びに同施行事務費補助金17万9,000円につきましても同様でございます。

次に、3目の衛生費県補助金、2節の保健衛生費補助金60万円は、小児救急地域医師研修事業に係る補助金でございます。これは、安芸高田市医師会に委託し、実施することといたしております。

次に、29ページをお願いいたします。

18款繰入金、1目の老人保健特別会計繰入金の1節の老人保健特別会計繰入金の1,000円につきましては、過年度精算による繰り入れがあった場合を想定いたしまして、存目でございます。

続きまして、34ページの方をお願いいたします。

20款諸収入、4目の雑入、3節の雑入、34ページの説明欄の最後の行に、保健医療課関係681万1,000円がございますが、これにつきましては、総合健診の個人負担金が主なものでございます。

以上で、歳入を終わらせていただきまして、続きまして歳出の方に移らせていただきます。説明資料の19ページをお願いいたします。予算書につきましては、右端に掲げてあるページでございますので、よろしくをお願いいたします。

まず、国民健康保険特別会計繰出金1億7,796万5,000円につきましては、国民健康保険法第72条の2第1項の規定に基づく保険基盤安定繰出金が1億4,764万8,000円、国民健康保険の事務執行に要する職員給与費等繰出金が2,215万円、出産育児一時金支給額の3分の2に相当する額の出産育児一時金繰出金が816万7,000円となっております。これらの繰出金につきましては、地方財政計画におきまして、国民健康保険制度の運営に関し、市町村の一般会計が国民健康保険特別会計に繰り出すための経費を計上いたしております。これらに要する経費は、地方交付税の措



置が講じられておるところでございます。

次に、老人保健医療給付事業費の3,270万4,000円につきましては、老人保健事業を執行するための事務的経費でございます。主なものとしたしましては、老人保健電算共同処理委託料が308万4,000円、レセプト点検業務に係る点検員3名分の人的委託料が573万2,000円、それと平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度の運用に必要な電算システムの構築等の委託料が945万円、また本年2月1日に発足いたしました広島県後期高齢者医療広域連合への負担金が1,204万2,000円となっております。

続きまして、20ページをお願いします。

老人保健特別会計繰出金の4億4,076万円につきましては、老人保健法第47条に基づき、市が負担すべき額の繰出金でございます。医療費の12分の1、8.4%、これに予備費等の補助対象外経費189万2,000円を加えた額を老人保健特別会計に繰り出すものでございます。

次に、老人医療公費負担事業費の2万1,000円につきましては、昨年の10月で制度が廃止になりまして、月おくれ請求等があった場合を想定いたしまして、存目的に予算計上いたしたところでございます。

次に、重度心身障害者医療公費負担事業の1億6,054万円につきましては、身体障害者手帳の1級から3級及び療育手帳のマルA、A、マルBに該当する重度心身障害者のうち、18年10月末現在で1,201名の方が受給対象になっておられますが、これらの方の医療費の助成給付が1億5,044万2,000円、また15日以上連続入院し、食事負担が発生している方に対しては、1カ月5,000円の療養援護金を給付しておりますが、これが679万円、また医療費の審査支払手数料が324万7,000円、それぞれ計上させていただきます。

続きまして、ひとり親家庭等医療公費負担事業の1,017万5,000円につきましては、所得税非課税世帯に属する18歳到達年度末までの子どものおられるひとり親家庭等で、平成18年10月末現在で338名の方が対象になってございますが、これらの方の医療費の自己負担分の助成が981万6,000円、また医療費の審査支払手数料が34万6,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、乳幼児医療公費負担事業費3,847万3,000円につきましては、就学前までの乳幼児、18年10月末現在で1,483名の方が対象でございますが、これらが受けられました医療費の自己負担分の助成が3,628万8,000円、また医療費の審査支払手数料といたしまして、214万1,000円を計上いたしております。

次に、21ページの保健衛生総務管理費の6,872万4,000円でございますが、18年度におきまして、市民の皆様にも参画いただき、本市の健康増進計画、「健康あきたかた21」を策定をいたしたところでございますが、平成19年度はこの計画の目標を達成するために具体的に取り組むべき事項につきまして、その手法等について計画の推進員を中心に、広く市民

の皆様からも知恵を借りながら、早い段階で具体的な取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

また、地域医療体制の整備につきましては、市医師会や中核病院でございます吉田総合病院と相互連携をいたしまして、在宅当番医、休日・夜間救急診療所の運営の充実強化を図るとともに、僻地診療所の効率的運用に努め、中山間地域の医師不足解消や質の高い地域医療の確立を目指してまいりたいと考えております。

主な事業でございますが、僻地診療所への患者輸送車運転業務委託料が137万3,000円、在宅当番医救急医療情報提供事業委託料が339万8,000円、病院群輪番制病院であります安佐市民病院に対する運営事業負担金が220万9,000円、吉田総合病院の休日夜間救急センター運営事業負担金が2,700万円、吉田総合病院の医療機器更新等に対する負担助成に3,000万円、小児救急地域医師研修事業に90万円を計上いたしております。この小児救急地域医師研修につきましては、市の医師会に委託して、地元の内科医師や小児科医師、また医療従事者等の関係者に小児救急についての研修をしていただき、理解を深めていただくものでございます。

続きまして、22ページの健康づくり事業費の1億3,450万5,000円につきましては、「健康あきたかた21」計画の推進を図り、市民一人ひとりが生き生きと元気で豊かな人生を送っていただくために、健康づくり事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、疾病を早期に発見し、重症化を防止するため、総合健診や一日人間ドックを推進し、健診結果に基づき、自己指導の強化を図りたいというふうに考えております。特に生活習慣病予防対策に重点を置いた保健事業に取り組んでまいりたいと思っております。

また、少子化対策の一環といたしましては、妊婦健康診査の公費負担の現行の2回から5回へ拡大をいたしまして、母体と胎児の健康保持、また経済的負担の軽減を図ることといたしております。また、インフルエンザ等感染症予防対策にも普及啓発に努め、市民の健康増進を図ってまいりたいと考えております。主な事業につきましては、妊婦健康診査委託料が848万9,000円、乳児健康診査委託料が391万6,000円、総合健診委託料が5,383万6,000円、一日人間ドック委託料が1,265万円、結核検診委託料が144万9,000円、インフルエンザ委託料が2,560万円、ポリオ麻疹・風疹・BCG等の定期予防接種委託料が1,009万円となっております。

次に、保健センター運営費につきましては、八千代、高宮、向原の保健センターの維持管理経費236万5,000円並びに甲田の保健センターの指定管理委託421万6,000円を計上いたしております。

次に、横田診療所の7万8,000円につきましては、18年の中途から国保連合会、また社会保険診療報酬支払基金からの診療報酬が直接診療所に支払われる方式に変更いたしましたので、従来のように一たん市で診療報酬を歳入し、市はそれと同額を診療所業務委託料として支出しており

ましたが、事務の合理化の観点から、診療所と協議の上、変更したところがございます。他の診療所につきましても、今後、協議を重ね、こうした方式に順次変更してまいりたいというふうに考えております。

次に、北生診療所につきましては、診療所業務委託料といたしまして、1,730万3,000円を計上いたしております。

次に美土里歯科診療所につきましても、同様に2,641万8,000円を計上いたしております。

次の川根診療所につきましては、吉田総合病院から医師の派遣を受けて診療が行われておりますが、医師派遣委託料が3,705万円、これには医薬材料費等も含まれております。また、医療事務委託料といたしまして246万円、医療機器等賃借料が54万5,000円、し尿浄化槽等の施設保守管理委託料を117万円計上いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○川角委員長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松村委員。

○松村委員 1件、お尋ねをいたします。

説明書では18ページになるんですが、この前にいただきました19年度予算のこれにも、大体一般会計の性質別歳出が18年、19年で出とるわけですが、扶助費が18年度では7.9%を占めていた。義務的経費のうちの扶助費です。それで、19年には9.1%という、どんどんふえている状況、それを受けまして、ただいま説明を聞きました18ページの社会福祉課の方の生活保護扶助費なんです、4億5,696万4,000円とかいうことで、202世帯と伺ったわけですが、そこらがただ少子高齢化、高齢化が進んで、高齢者の生活補助とか、中身的にここらはどういうふうに分析をされ、今後、こういう扶助費がふえていくという予想は、これはもう必然的なものなのか、そこらの中身をどのように分析しておられるのか、お伺いいたします。

○川角委員長 答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 お説のように、平成18年度から19年度に向けての対比で、扶助費の方が約1億7,000万円程度増額をさせていただいております。この件につきましては、先ほどそれぞれの課からご説明いたしましたが、第1の一つの増額は、自立支援法に基づきまして、ある程度障害者関係者の扶助費がふえたこと、また児童手当の3年生から6年生に延びましたんで、その関係が、まず、大きな要因と考えます。

それぞれ、課の方からご説明いたしますが、生活保護の方は大体200世帯前後と、近年余り変わってないという形であります。分析の方も、ある程度、お説のように高齢者がふえてこられたということ、それと疾病者、病気の方がある程度増額になってきているというようなこと、詳

細につきましては、課長の方からご説明いたします。

○川角委員長

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長

今、部長の方が申しましたが、生活保護の扶助費につきましては、逆に減額になっております。昨年が4億6,147万9,000円で、今年度予算が4億5,696万4,000円ということで、約450万円の減額。これは昨年の212世帯から、今現在が202世帯ということで、若干減っておる関係で、減額になっております。扶助費がふえたところでございますが、部長の方が若干申し上げましたが、障害者自立支援法関係の扶助費で、居宅入所施設訓練費の方で1億1,943万3,000円ふえておるとというのが、扶助費が主なものがあります。これは、昨年10月からということで、昨年の4月から9月まで半年分が、今回、4月から1年間分というところもございませう関係でもふえております。

それともう1点申しますと、児童手当の関係が昨年、小学校3学年、一昨年ですか、それが昨年の途中、小学校修了前、6年生までということの適用拡大と来年度、19年度から3歳未満児の児童は、1人当たり月額5,000円が倍額の月額1万円になるということで、児童手当関係で6,512万円の増になっておりますということで、主には障害者自立支援法関係と児童手当の関係でふえてまいっております。

以上でございます。

○川角委員長

ほかに質疑ございますか。

今村委員。

○今村委員

大枠な形でお伺いしたいと思いますが、以前に障害者自立支援法の改正に伴う受益者負担がいろんな形でふえたと、それでその関係団体及びその支援策に向けて、具体的な形で議会にも要望があり、そのことを採択をして、今後、どのような形での市独自の支援策が望まれるという形で要望いたしました。そのことが今年度の予算編成上で、具体的な形であらわれているのかどうか。あるいはその方向性についてお伺いをしたいのが、まず、第1点目でございます。

○川角委員長

答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長

昨年の10月から自立支援法が完全施行されたということでありまして、団体関係者の方からも議会、また私の方も要望いただきました。

それぞれの団体と協議をするという形も進めておりますが、最終的には全団体との、行政とのお話をさせていただくという形をとりました。その中での大体の考え方としては、団体の一つのご努力もありましたし、議会の皆様方、また全国の市町の、この市長さん方の国会への要望等重ねられまして、その負担の割合が緩和されてきたということであります。皆様方のご努力の賜物と考えておりますけれども、19年度におきましては、先ほど申し上げましたが、その緩和措置に基づいての予算編成をさせていただきまして。

問題は、社会保障制度という一つの、福祉関係で言いますと、確保と

いう形になろうと思えますけども、原則的には先ほどちょっと申し上げましたが、障害者関係者、またそれぞれの相談関係者、社協等、また包括的な提携をいただきました大学の先生方の一つの障害者自立支援協議会というものを立ち上げていただいたということでありまして、今後、19年度以降、これらの協議会を十分活用させていただきまして、安芸高田市としての社会福祉費のあり方というものを今から検討させていただければという形で考えております。

詳細につきまして、担当課長の方からご説明します。

○川角委員長

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長

障害者自立支援法の関係で、昨年、12月26日でしたか、国が特別対策、20年度までに特別対策をやっていく、各種全国からのいろんな団体なり、行政も含めて、議会も含めてということの中で、いろいろ要望したところの中で、特別対策というのが出てまいりまして、1割負担の上限額を4分の1までというところの問題、これも安芸高田市といたしましては、何らか、19年、20年については、措置せにやいけんかという思いは持ったわけですが、国の方が全国の情勢を見ながらということで、上限額を、1割負担を4分の1に下げたというところもございません。それから、事業者に対する激変緩和措置につきましても、旧体系では、従前額の保障を約8割までということでありましたが、9割まで持っていこうというところ等々、いろんな特別対策事業をやるようになってまいりました。

それで、新たな、独自のいろいろな市の施策でございますが、以前からやっておりますところの障害者の通院費の補助金等につきましても、人工透析等でありましたものもございまして、含めて重度の障害者関係ということで、これのバス代の補助、3分の1の補助ということもやっぺいこうということもございまして、それから説明でも申しました授産施設等の通所者の交通費の助成とか、児童におきましては、紙おむつの関係の重度の関係の助成とか、それから当初申しましたように、障害者地域自立支援協議会というのを立ち上げましたので、その中でさらなる障害者の事業所関係、団体、いろんな各種機関とも協議しながらということで、自立支援法に絡めた、いろんなところの協議をしてまいって、安芸高田市のソフト面における障害児の関係のいろんなサービス関係も、どのようにしていこうかというところも、今後のいろいろなソフト面、お金がないのであれば、いろんなソフト面での対策も考えていこうという思いも持っております。

以上でございます。

○川角委員長

続いて、今村委員。

○今村委員

具体的に国の施策の方も、そういう変更があるわけですが、中でもやっぱりいろんな形で、市独自の制度をつくり上げるというのは、大変難しいかとは思いますが、今までの状況の中での変わりようですね、今回のこういった仕組みで少し変えていくんだというようなことが、や

っぱり市民にフィードバックされんと、そのままの形でしか受け取れない面があると思いますので、そこら辺についての広報については、どういう形で対応されようとしているのか、そこをちょっと改めてお聞きしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 2月末にこの自立支援法を立ち上げましたのも、まず、福祉計画、また障害者の福祉計画、これは連合時代にプランをつくっていただいておりますが、自立支援法が完全施行されたということで、ある程度この見直しも必要になってまいりました。そういった点で、まず、自立支援協議会には、大方40名程度の人数になると思いますけれども、それを3部に分けていただいて、生活の部面とか、それぞれ課長が申し上げました、いろんな対策の中で、関係部門に携わろうということで、3部に分けていただいて、その中で今後、当然市民の理解も必要でございますし、そこらの啓発の方法等も、いろいろそこらでまた考えていただきたいとこのように考えております。

○川角委員長 今村委員。

○今村委員 具体的にそういった協議会なんかの立ち上げで、これから具体的な形で検討されるというふうに思うんですが、そういったようなことをやはり市民に余分に知らせることが、この対策に向けて頑張っているんだなという姿勢を示すことが必要だろうというふうに思うわけです。

その中で、いろんな課題がこれから具体的に検討されるんですが、これからの協議会の具体的な進め方については、どういうふうな方向でお考えなのか、改めてお聞きしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 先ほど部長が申しましたように、地域自立支援協議会の設置ということで、これは広報の「安芸たかた」の方にも載っていたと思うんですが、それによりまして、本年度末までにとということで、この前、2回目の協議会を開きまして、障害福祉計画、サービス料、資源なりというところの18、19、20の自立支援法に絡んだ障害福祉計画の素案を提示させていただきました。

それから、先ほど言いました部会ごとに、いろんなテーマを決めてということの中でやって、今度、19年度におきましては、連合時代につくりました障害者プランを見直しも含めて、安芸高田市の障害者計画というものを、これ、長期の基本計画のようなものですが、そこらのところのものをつくっていきこう。それには、今の協議会の中で、いろいろなご意見を伺いながらということをやっていると思います。それで、それらにつきましての、市民の皆様、議会関係も含めまして、いろいろある程度決まったことにつきましては、随時、いろんな広報なり、いろんなパンフレットもできればというようなこともあります。そこらを含め

での広報をやりたいというふうに考えております。

ということで、よろしく申し上げます。

○川角委員長

今村委員。

○今村委員

今年度、障害者計画の策定に、もう具体的に取りかかれるわけですか。

○川角委員長

答弁求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長

今年度、障害者計画に取りかかるように、障害福祉計画をもとにしたそれで、障害者計画を、プランづくりをしていこうと思います。

○川角委員長

続いて、今村委員。

○今村委員

障害者の対策については、概略わかりましたが、次に、今年度子育て支援事業という形で、今回の予算の目玉だというふうに思っておりますが、その中で、19年度、特に大きくこれまでの考え方、あるいは事業の推進と違うところの特徴的なこと、それから今年度のねらいと言いますか、そこら辺についての総括的なお考えをお伺いをしたいと思います。

○川角委員長

答弁を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長

この子育て支援、報道等にもある程度重点施策として掲げていただいております。

一つ、大きな点は、昨年からのこの保育所の件、3歳未満のその建設が完成いたしましたので、本年度からの開園をしていくということであります。

それと、今も実際には行っておりますけれども、社会福祉の福祉施策、また医療、また保健にしても、ある程度予防という、一つの形が重点化されてきたように思います。そういった意味では、母子家庭の対応とか、いろいろ児童の相談とか、虐待とか、また不登校とか、それとまたその子を育てていく親の気持ちのある程度充実をさせていくという形で、この10月に一応開設を目標としております子育て支援センター、これをひとつ中核として進めてまいりたいというふうに考えております。

補足説明があればまた、以上です。

○川角委員長

以上で、答弁を終わります。

今村委員。

○今村委員

これらも今回、子育て支援策と言え、いろんな形での対応が考えられるわけです。そこら辺はやはり部内だけで検討がいいのか、やっぱり総合的な形での、これからの子育てに関するいろんな形の事業といったことが、総合的な形で、庁内でそれこそ考えられなければならないというふうに思うわけでございます。そこら辺についての今後の対応について、どういうふうにお考えか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○川角委員長

答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長

先ほどと重複すると思っておりますけれども、第1には、この子育て支援センターですね、まず、これをいかに充実していくかということだろうと

思います。

お説のように、医療関係から児童手当関係、それぞれの保障的な制度というものは、それぞれ先ほど説明しましたが、ある程度、児童手当の一つの充実、また医療制度に対しても、ある程度の補助を行ってまいっております。

問題は、今、全国的にも一つの問題にもなっております児童の育成、親のどう言いますか、育児の放棄という人たちもある程度見られてくるという形だろうと思います。それと、本人の、親の方の育児に対する悩み、そこらも一つの、ある程度若い世代のお母さん方にも悩みも持っておられます。そういった意味でも、ある程度そこに寄っていただいて、ある程度ホールも設けておりますので、そこらの方でまたそういった形の悩み等の相談も受けていく、また保育関係では、ある程度、園を開園をいたしまして、保育所に通ってない方々にも、その保育所の中を一応利用していただいて、それらの方の悩み等も、またストレス等も解消していただくという形が、今やっておりますけれども、そういった一つの形の中で、先ほど言われますように、統一的な、ある程度考え方を持って施策をしていくというのが、支援センターかなというような感じは考えております。

○川角委員長

今村委員。

○今村委員

今の関連でございしますが、これまで従来、子育て支援ということで、育児面を中心にした形での施策展開が中心になっているわけですね。やっぱり根本は、これは市独自で難しい問題ではありますが、やはり少子化対策の中で幅広い形で、やはりこのことが考えられるべきであろうというふうに思うわけです。そこら辺についてのことを含めて、これから部内検討を改めて総合的にやられるように要望して、この件は終わります。

次に、よろしゅうございますか。

○川角委員長

はい、続いて今村委員。

○今村委員

次に、高齢者の方の関係でございしますが、これまで生きがい対策を含めて高齢者の雇用及び就業支援の拡大、さらにはこの団塊世代の退職を迎えて、これからやはり高齢者のシルバーパワーと言いますか、それを市内に反映させることが大きな課題だろうというふうに思うわけでございます。その中で、特に今後、その力を発揮させるような仕組みについて、どのようなお考えをお持ちなのか、あるいは部内で検討されているということがございましたら、お聞きをしたいと思います。それが、今年度の予算にどういった形で反映されているのか。

○川角委員長

答弁を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長

お説のように、本市にとりましても、冒頭で申し上げましたが、この高齢化というのは避けられない現状にまいっております。国の方では、25年ですか、ピークという形で報道しておりますが、本市におきまして



は、大体50歳から54歳、また54歳から60歳ですか、大体3,000人ぐらいおられるのかなという気がいたします。そうしますと、大体10年先には、大体これが50%弱ぐらいの比率になってくるんじゃないかというような感じは持っておりますけれども、今の年齢構造から言いましたら、大体そんな感じを持っております。

そういう中での高齢化は避けられないということでありまして、今日の物資も、万能的な社会をつくってこられた高齢者の方が、団塊世代として退職者も出てくるという形は目に見えておるところであります。そういった中での考えとしましては、昨年、シルバーの人材センターが、今、頑張らせていただいております。これは現役時代の一つの特技とされた技術等がある程度社会に貢献されるという一つの目的を持って、また生きがいを持っての組織でありますし、法人であります。

本市の方も、一つはそういった形では、大体520名ぐらい、今、おられるのかなと思いますけれども、やっぱりその方々が今から、いろんな職面等を地域に貢献されてくるということが、非常に喜ばしいことだと思いますし、それもまた支援をしていかにやいけんというような考えであります。

もう一つは、先ほど言いましたが、ある程度の高齢者、一般的な高齢者、また特定高齢者、また支援を必要とする高齢者、また介護される高齢者と、いろいろありますけれども、そういった方々の、まず、一般の高齢者の方に、元気にやっていただくという形で見ますと、ある程度、老人クラブ等にもお願いをして、元気な、健康の増進計画も策定いたしましたし、ある程度そこらも使った健康指導もしてまいりたいと、このように考えます。

詳細にわたって、また担当課長の方からご説明申し上げます。

○川角委員長

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

ご指摘をいただいておりますように、高齢者の就労支援、これは今からの日本を全体に向けた課題であろうかと思っております。

今、部長申しましたように、市内の人口構成を見ましても、この団塊の世代が今からの市のいろんな面の中心として活躍をしていただかなければならない状況でございます。行政といたしまして、高齢者就労支援、大変取り組みができております。現実を申しますと、高齢者雇用に関する法律でできておりますシルバー人材センター、こちらの方の支援をさせていただくという形で、高齢者就労支援を行っております。

なかなか行政の方も、今から勉強していく部分が多うございますので、こうしたシルバーと密接な連携を取りながら、やはり取り組んでいくことが一番重要だというふうに考えております。

また、先ほど部長からありましたように、一応健康づくりとか、介護予防とか、いろんな面を見まして、生きがいづくり、就労支援は今後とも最も高齢者対策の中でも重要視される部分であろうかというふうに考えておりますので、関係団体、シルバー人材センター、老人クラブ等、

今から連携を深めながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川角委員長 続いて、答弁を求めます。

○沖野高齢者福祉課長 今年度の予算に見ます今後の仕組みという、考え方という部分でございしますが、今年度一般会計におきましては、シルバー人材センターへの助成、あるいは老人クラブへの補助金、そして特別会計の中にございですが、老人クラブに対しての健康教室の開催等、さまざまな介護予防事業、あるいは就労支援、生きがい対策の予算を計上させていただいております。

○川角委員長 答弁は終わります。

ここで、1時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩を閉じて、再開いたします。

続いて、質疑はありますか。

亀岡委員。

○亀岡委員 障害者自立支援法に係る負担増についての軽減策に係りまして尋ねますが、ご承知のように、支援法が具体的になりまして、いろいろ今、お話があつてはるわけですが、国は、国民の世論に対して対策を講じにやいけんということで、ご承知のように激変緩和策をもやったわけですね。一定の予算を国としても投じたわけですが、これが末端の、この面の行政にどのように影響を及ぼしとるのか。早く言いますと、その結果がどうなつてきておるのか。

具体的には、それがどういう分野で数字的には出てきとるとかいうところまでわかれば、それを説明いただきたいと思うんですね。まずは、そういうことから。

○川角委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 先ほどの負担増、軽減策、国の特別対策によりましての本市の影響と言いますか、ところのことでございますが、1割負担の4分の1なりという制度をやりまして、本市の影響額と言いますか、そこにつきましては、障害者自立支援訓練等給付事業におきましては、特別対策によりましての一般財源がふえたという格好のものが、約600万円程度。それからもう1点の自立支援介護給付事業、こちらの方が若干高く、740万というふうなもので、1,300万ぐらいの一般財源の増というふうな感じ、法に基づきましてという推計的なものでございます。

サービス利用におきましての、いろいろな障害者サービスにおきまして変動はあろうと思っておりますが、今の推計によりましては、1,300万強と

いうふうなところでございます。

それで、個人的なところでございますが、この対策で特徴的なものは、障害児を育てる家庭とかいうのは、親も収入が少ない、親の方の所得にかかってまいりますので、その負担感が強いという中におきまして、一般の世帯を二分割、生活保護のゼロ円を含めまして、これまでが4段階であったものを5段階に、一般のところを、先ほど言いました所得割が10万円未満、そこで線を引きますと、10万円と言いますと、収入で年間600万円弱のところになります。そこらの両親が働いて、若い世帯のところも安くしていこうというので、段階が分かれまして、従前、一月3万7,200円でありましたものを9,300円に下げたというふうなところもございます。

いう中で、いろいろな特別対策事業というのが出てまいっておりますので、一概にここですべてを申し上げるということにはいきませんが、それぞれの個々の対策なり、市町村の負担というのは、国・県・市町村でそれぞれが折半し合うて、その1割負担の4分の1をカバーしていくような状況でございます。

○川角委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 大体、国から来る、早う言いますと、財源としては1,300万ぐらいというふうにありましたが、これに伴う市とか県とか、いろいろこれから具体的に運用されるんでしょうけれども、この負担増を軽減することについて、障害者組織の方からのご承知のように、随分市に対しても期待を持った要請活動と言いますか、そういうのがありましたですね。これについての19年度における、市としての考え方と具体的に、このようにするのだという考え方をお示しできれば、聞きたいと思うんですが、その辺のことはいかがでしょうか。

これ、特に、市長にお伺いしたいわけですね。以上です。

○川角委員長 児玉市長。

○児玉市長 ご存じのように、請願等も議会へ出されておりますので、市としてもこの対応をどのようにするかということでは、検討はしてきました。しかし、請願で出ておった市に対する負担に相当するような部分については、制度改正によってクリアできたと。こういうことで、我々としては、この制度改正に期待して、障害者の負担が軽減、ある程度はできたと。このように考えておるわけでございます。

それにしても、まだ全く、前の制度に戻ったわけではないわけでございます。そこらについては、ちょっと私も数字的な問題も、ちょっと不勉強でございますので、担当の方から詳しい話はしていきたいと思っておりますので。

○川角委員長 重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 負担増軽減についての、市としての19年度、市の考え方なり、障害者団体ということの絡みだろうと思いますが、午前中のときにも申し上げさせてもらいましたように、地域自立支援協議会というのを立ち上げま

したので、その中に各種、それぞれの団体、請願がありました5団体も含めまして、それから事業所関係、法人関係も含めて、あらゆる方に、それから相談員さん、身体の相談員さんが6名、知的の相談員さんが1名なり、それと県立広島大学の教授の方にも有識者として入ってもらう中で、その中で市の障害者計画と言いますか、そこらを含めたもので、障害者団体の意見も聞きながら、施策を今からいろいろな金額的に直接反映できないものもあるかもわかりませんが、ソフト面も含めて協議しながら、進めてまいりたいというふうに思います。

○川角委員長 続いて、金行委員。

○金行委員 3点、お聞きします。

説明資料の分からお聞かせ、15ページの保育所の方で、私も一般質問させてもらったように、いろいろ市長の方から、修理等々が出とった思うんで、多分何ぼかのあれがあると思うので、その中に、そういう予算がこの中に含まれるかというのが1点。全体的にでよろしいですから、含まれておるのか、含まれておらんのか。あれば、含まれるんなら含まれると、それが1点。

2点目は、19ページの一番下に、広島県後期高齢者医療広域連合負担金ございますね。あれはやっぱり負担金ですから、事務の簡素化とか、そういうものかということじゃろうと、もう少し詳しく、その目的とあれをお聞かせください。

それと3点目は、21ページの一番上の「健康あきたかた21」という本が、立派なものできておりますよね。平成19年度より向こう10年間目標を上げ、この計画水準、市民の健康意識の高揚を図り、健康づくりを視点にするということが、この本にも出てるんですが、19年度に立ち上げて、具体的にどういう施策が、書いてあるのは書いてあるのもあるんですが、具体的なのはまた考えるというて出とるんですけど、そこらがどういう、部の方で考えておられれば考えておると、全然この本を出しただけじゃ言うんなら、それでも仕方ありませんし、今から考えるんじゃないのも仕方がございませぬが、そこらははっきり、3点ほど、お願いします。

○川角委員長 答弁を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 1点目の保育所の修繕でございますが、おっしゃるとおり、市内にみつやで11棟になりましたけども、いずれにしましても大体築年数もある程度経過をしております。そういう点もありまして、ある程度、昨年も修理を、補正等もお願いしたとこでございますが、これ、当然老朽化してまいります。修理も必要であります。当然、緊急性のあるところから対応させていただくようにしたいと思っております。

それと、後期高齢者の広域連合につきましては、担当課長の方からご説明申し上げます。

それと、健康21の件につきましては、前回にも総務常任委員会等でも

報告をさせていただきました。実際に、この健康21の目的につきましては、国の方も健康増進法に基づきまして、国・県の方もある程度の計画書をつくられたということでありまして、本市につきましても、この1年間で策定委員からの、民間の方々、市民の方々といただいてきたところでありまして、この一つの目的は、やはり予防という、一つの考え方を重視されております。今までの健康増進のつくり方と言いますのも、予防というのを重点にやってきておりますけれども、総合健診等で健診にひっかかると、どういう言葉がいいかわかりませんが、かかった場合に、すぐお医者さんの方に行って治療をお願いするというような形を、そのための総合健診であったように思いますけれども、実際にこれからは、この生活習慣病という、一つの形が重視されてきたということだろうと思います。

個人で健康管理、健康をつくっていくという中で、それではなく、やはりみんな、市全体としてつくっていくと、健康づくりをしていくということが、この健康21の一番大きな点だろうと思います。

自分にできることと、皆さんでできることと、行政ができることと、これ、一つに大きくかけて、三つに分けていただきまして、この生活習慣病のかかわります分野についての7項目、ある程度、取り上げていただいたというように思います。

詳しくは課長の方から申し上げますが、そういった形を今からこの10年間かけてやっていくというのが基本的な考え方です。

○川角委員長

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

お尋ねの広域連合の負担金の件でございます。

ご承知いただきますように、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年の4月から施行されるということで、先ほども冒頭申し上げましたが、本年の2月1日に広域連合が発足をいたしております。ただ、平成18年の、実際には4月から準備事務局を立ち上げまして、従来、この20年の4月に向けての施行準備ということで取り組んでございます。事務局体制につきましても、19年の4月からは24人体制ということで、事務局の方の人員もふやして、20年の4月に向けての準備に取り組んでいくと。実際に、20年の4月から制度が施行になりますと、これまで広島県下の各市町で老人保健ということで、75歳以上の方の医療費の支給を、各市町の方でやっておったわけですが、これが広域連合の方に集約をされると。そうなりますと、約3,000億円のそういったものが、広域連合の方で医療費の支払いと、そういったものになるかと思います。今年度予算計上いたしておるものにつきましては、制度施行までのシステムの構築であるとか、連合事務局の職員の人件費であるとか、そういった準備経費が主なものでございまして、これを各市町の方に高齢者人口規模ですね、そういったものも含めて按分をして、負担をしていくと、そういうことでございます。

それと、「健康あきたかた21」につきましては、先ほど部長が申しま

したとおり、18年度におきまして、市民の参画の中で作成をさせていただきました。5回の検討の中で具体的な目標値も定めさせていただいたわけでございます。今後、この目標値を10年間かけて到達するように努力をしていくということでございますが、まずは、これ、今、皆様方の方にお配りしております計画書、これは分厚いものがございますが、全世帯の方には概要版というものを今現在、作成中でございますが、これを、まずは配布をさせていただきたいと。

それとあわせて、19年度につきましては、18年度策定をいただきました策定委員さんを中心に、計画推進委員ということで、またお願いをさせていただきたいと。その中で、各地域の方にも出させていただきまして、この計画の意義であるとか、趣旨であるとか、市が考えている目標到達へ向けての考え方等も十分説明をさせていただくと。その中で、個人がやること、また地域社会がやること、また行政が取り組むべきことと、その三つの領域に分けて、今は目標を掲げておるわけでございますが、その具体的な取り組む手法については、いろんな、お金がかかるものもありましようが、そうでないものもあろうと思います。そういったところを具体的な手法をどのように設定をするかということで、その議論を十分、19年に市民を交えてやっていきたいと。

それで、現在取り組んでおるいろんな保健事業は、同時に並行させて進めてまいりたいと、このように考えております。

○川角委員長 先ほどの答弁に訂正があるようでございますので、答弁を求めます。

○廣政福祉保健部長 私の方から、健康21の報告について、総務常任委員会と申し上げましたが、文教厚生委員会の間違いでございますので、おわびと訂正を申し上げたいと思います。

○川角委員長 続いて、金行委員。

○金行委員 この健康のあれは、高齢者の医療費にも関係ありますのでね。住民に十分理解をしてもらって、健康で長生きで医療費がかからないようにやらんといけんと思いますので、それを肝に銘じてやってください。

それと、保育所の分もこれも少子化でもって、それを利用されているお母さんやお父さん方が、非常に、やっぱりけがをしてはいけないので、もう古くなっている部分もありますよ、あこじゃ、ここじゃいうのは言いません。担当課がほとんど知っと思って思いますし、言いませんから、そこらを十分に点検して修理せにゃいけんところは早急に、予算も組んであるんですからやってくださいよ。終わり。

○川角委員長 それじゃ、続いて質問してください。

○岡田委員 そこで、歳入のこの21ページと22ページの自立支援法に関する国の措置がされておりますよね。そのこのところへ入っておるものか、数字的に今、1,300万円がその中に入っておるのか。いいですか、まず、そこから始めます。

○川角委員長 答弁求めます。

重本社会福祉課長。

- 重本社会福祉課長 先ほど1,300万円と申しましたのは、やらなかった場合と今回の特別対策でどの程度負担、市の負担増が、一般財源がふえたか、1,300万円強ほど、市の一般財源がふえた自立支援法関係ということでございます。要るということでございます。
- 川角委員長 答弁を終わります。  
岡田委員。
- 岡田委員 まず、そういうことなら、国からそういう大枠がふえとるわけよね。全体としては、国としても予算上ふえとるわけじゃから。そしたら、地方団体に、一般財源でふえとる言や、交付税措置をする言や、これまたわけのわからんことになるんですが、実際に国が緩和策した分が、うちの財布にどのようにこたえてきとるんかというのをお尋ねします。
- 川角委員長 答弁求めます。  
重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長 今の、まず、予算書の方の51ページの方をお願いします。  
それで、51ページの障害者福祉費の本年度6億1,058万7,000円、トータル、障害者の方の。前年度が4億1,012万3,000円で、1億1,946万4,000円が増になっております。それで、先ほど1,300万円の市の持ち出しがそれだけふえとるという格好でございます。自立支援法の緩和措置がなかったら、それだけ、今回の特別対策との絡みの中の話です。
- 川角委員長 答弁を終わります。  
岡田委員。
- 岡田委員 それはそうなるんですよね。なるんじゃが、それじゃ、ここの、今の51ページの中だけで言ったら、去年と比べれば1億1,946万4,000円、去年と比べりゃ、なる言うんじゃが、それは去年の予算じゃけえ、そうなんだが、今の国が激変緩和策いうのを、さきの国会で予算措置したじゃないですか。数字的には、4,475億円ぐらいの、ことしの総予算には占めるんですよ、国の。それで、激変緩和策したのは、どのようにこたえてきとるか、財政上。やっぱり国はそういう措置したんじゃから、それはまだわからんという、出ないなら、わからんでいいですよ。
- 川角委員長 答弁求めます。  
廣政福祉保健部長。
- 廣政福祉保健部長 先ほどの亀岡議員さんのご質問とちよっとかみ合わんかもしれませんが、うちの方で説明申し上げましたのは、このたび皆さんのおかげをもちまして、この激変緩和措置が取られたということです。もし、この激変緩和措置がなかったら、この同じようなサービスを予算化をさせてもらっとるサービスには、1,300万程度の財源がまだ必要だろうということをお願いいたします。
- 川角委員長 岡田委員。
- 岡田委員 それで、この措置はもう2年ぐらいしか続かんのよね、国の方針としちゃ。うちの方針としちゃ、ずっと続けるんですか。
- 川角委員長 質問ですか。

はい、答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長　この社会保障制度というのは、それぞれこの市町、県にしましても、ある程度国の制度化というもの、国の保障という、国の責務における制度化だろうと私は思っております。

そのためには、その措置を国の補助金なり、県の補助金なりをいただいて、なるべく、また市の負担も用いて、個人の負担はなるべく軽減してのサービスを充実していこうということだろうと思います。

今のところ、国の方はそういう一つの時限を持っての緩和措置と発表されておりますし、私の方もそれを今度は、その次にこれがないようになったらどうかというの、なかなか今の答弁で私の段階では、ちょっとできないところがございます。

○川角委員長　答弁を終わります。

岡田委員。

○岡田委員　財政のことがすぐ絡みますから、きのうの話じゃありませんが、大変じゃ、大変じゃ言うんだから、見通しは暗いんですよ。

要は、この法律ができたときでも、市長さんみずから、悪法じゃ言うたっただけ、ああいうことを言っちゃいけん、撤回しますと、法改正だというようにね、全く受益者負担という言葉ここへ入れとるとこに大問題があるんやね。それは、身体障害者の者が保護具をつけにや、上手に歩けんと、当たり前歩けんと、あるいはこのいろんな道具をつけにやいけんのを、これを受益者と見るんだからね、国は。それはそれでええんです、そら、国の言うことも変えられやしませんけえ。

それじゃが、こういう制度があった場合、どこの財源をどこへ充てるかというのは、うちの自治体で考えられるんです。1,300万円言うても、今のそういう障害者の方々がふえりゃ、1,300万円じゃ済まんし、当然、これで満足しとるもんじゃないんだから、もとから言えば。上限枠を4分の1で済むようにする場合、サービスを利用するときは、その2分の1を4分の1に軽減したと言うんですが、せめて今の段階では、元に戻せ言うのは戻されんかわかんけんけえ、自治体としては、そこのところを考えると、安芸高田市の魅力はないということになると思うんですが、市長さん、いかがでございますか。

○川角委員長　答弁求めます。

児玉市長。

○児玉市長　この措置は、あと2年続くということなんで、2年が過ぎた時点で、国がどういう施策を、まだ緩和の施策をとるのか、元へ戻すんかと、こういう問題がやはり2年先には出てくると思います。その時点で我々も、どのような措置をとるかというのを、国の施策を見ながら市民の立場に立った施策も考える必要もあろうと思いますが、そのときになってみると、確たる回答ができんというのが、我々の今の考えでございます。

○川角委員長　岡田委員。



- 岡田委員　それじゃ、ほかのところへ行きましょかね。保育料の関係では、去年の、ことしもですが、去年の課税に基づいて保育料決まりますから、やっぱりこれも激変緩和じゃないんですが、住民税がばっと上がるということから、保育料のランクが、うちは11ランクぐらいやつとりますよね。それで、国の方は多分、従前のランクに据え置けという通達が来ると聞いたわけですが、本市ではどういうように扱いされとるんですか。
- 保育料が、例えば去年まで2万円払いよったもんが、それがことしから1段上がって、3万5,000円というところになった場合に、去年のどこへ下ろせというような通達が来とると思うんですが、いかがですか。
- 川角委員長　答弁求めます。
- 重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長　今の住民税の関係と所得税の関係で区分が変わってくる、その中で近隣の、今、市長との三次市長から、北広島、あそこらとの話を聞きながらということ、いきなり保育料が上がってはいけないのでというふうな話の中で、今、検討しております。国が全く、それを元のままでやりなさいということではございませんので、本市としては、その段階を、それを従前のところに合わせながらという見直しも必要じゃろうというふうな感じを持っております。
- 川角委員長　答弁を終わります。
- 岡田委員。
- 岡田委員　そりゃ、保育料は各自治体で皆違いますからね。料金の設定を、所得の段で違うわけだから、それはまちまちですよ。国の方針も、そんなことは十分承知で、というのが、所得が例えば200万円でも、控除が今まであったのがなくなったわけですから、定率減税含めて。ランクが上がるようになるわけやね。同じ所得でも。それで、国の方は、どこの自治体でも前年度、今まで同様据え置くようにという意味ですよ。そら、広島や三次や庄原、この近隣の市町村、皆保育料違いますから。東京なんかの標準は高いですよ、そりゃ。そこから比べたら、うちは安いどころなるけえ、そうじゃなしに、その自治体で前年度の方向を守ると、そりゃ、その所得、家の方が特別ふえたわけじゃないんだから、収入が。今検討しとつても、保育所申し込み、行きまっせ。
- 川角委員長　答弁求めます。
- 重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長　保育料の改定が6月、住民税が決まりました後に決定になりますので、それを目指しての見直しを、委員さんがおっしゃられるような見直しをやりたいと思います。
- 川角委員長　ほかに質疑ございますか。
- 杉原委員。
- 杉原委員　診療所のことについてちょっとお尋ねしてみます。
- 北生診療所と横田診療所のことについてお尋ねしてみますが、北生診療所は、現在、広島の市内から先生がおいでで、診療をさせていただいて、

夜は帰られるという中でやってくれておるわけですが、これはいつまでの契約にしてあるのかということと、これをずっと続けていかれるのかということと、横田診療所の先生が、当初10年間はおってやろうと言うていただいたんが、その10年はおかげをもちまして、元気でおられて、現在でも元気でおられて、住民の健康管理に努めていただいておりますが、10年はもう何年か前に過ぎたと思うんですね。それから後の契約がどのような契約にしておられるのか、お尋ねをします。

○川角委員長 答弁を求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 お尋ねの北生診療所と横田診療所の件でございます。先ほどおっしゃっていただきましたように、北生診療所につきましては、市内の土本病院の方から医師が来ていただきまして、診療を午前中、やっていたというところでございます。

また、横田の診療所につきましては、以前、吉田総合病院の方にいらっしゃった先生が、10数年前から診療をしていただいておりますが、契約につきましては、横田診療所につきましては、当初10年ということで設定をしておりました。16年の段階で一応10年が来るということで、診療所の方の先生の年齢の状況もございますし、意向を確認をさせていただいたと。今後10年とかいうことには、少し健康面も含めて、いささかどうなんかがございまして、今後においては、毎年度更新ということで、なるべく健康のうちはやっていただきたいということは、うちの方もお願い申し上げまして、以来、そういう手続でやらせていただいております。

土本病院につきましても、同様の形でやらせていただいております。

以上であります。

○川角委員長 杉原委員。

○杉原委員 わかりました。

そこで、北生診療所の先生も大変ご苦勞をかけておるわけですが、毎年の契約で、もしか変更ができるものなら、吉田病院と川根の診療所でやっておられるような方法で、吉田病院との切りかえはできるものか、できんもんか。お尋ねをします。

○川角委員長 答弁を求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 北生診療所の件でございますが、ご承知いただきますように、吉田総合病院につきましては、僻地拠点病院ということで、知事の方から指定をされとるわけでございます。これは、基本的には川根診療所のことを指しておりますが、したがって川根診療所におきましては、そういった医師の派遣ということで対応させていただいております。

北生診療所につきましては、そういったことではございませんので、

今後、市内の先生の方と十分に意向等も聞かせてもらう必要があろうかなというふうに思っています。かなり遠距離でございますので、そういった面ではやはり非常にご不便もかけておる状況もございますが、引き続き地域医療の確保という面で、ご尽力いただきたいというふうに思っておるところでございます。

○川角委員長 ほか質疑ございますか。

青原委員。

○青原委員 保育所のことでちょっとお伺いするんですが、15ページの一番下のみつや保育所、あそこの事業費は突出しとるように思うんですが、そのところ、詳しく説明をいただければ。

○川角委員長 答弁。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 ただいまの保育所の関係で、みつや保育所だけ突出しとるような感じに見えるということなんですが、各保育所関係につきましては、上の保育所の総務管理費の公立の1億8,000万と、これには人件費、ちょっと待ってください。予算書の56ページの方もお願いします。

予算書の56ページのところで、目の保育所費というのがあるんですが、トータルで9億2,864万2,000円、本年度というふうなところ、すべての正職員の人件費、報酬がありまして、給料が2億500万円、それから職員手当が1億400万、共済費が4,500万円というところで、正職員がトータルで3億5,600万円というふうなものが、この説明資料には載ってきておりませんので、みつや保育所につきましては、施設の管理費部分と指定管理者の方で雇われる人件費関係も含めたものということの予算でございます。

ということで、保育所すべて公立の方へも振り分けてないというふうなところで、ちょっと見にくい表になっておりますので、ご了承ください。

○川角委員長 青原委員。

○青原委員 これは新年度の予算ですよ。そうすると、このみつや保育所は、4月1日から開園するわけですよ。であるならば、今の保育所費の中に含めたものを書かにゃいけないのじゃないかなというふうな思いがするんですが、何でここだけ分けて出したかというのが意味がわからんです。

○川角委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 予算書の、先ほど申しました保育所費には、みつや保育所も含まれたものでございます。ということで、ここに9億2,800万円には、すべての公立保育所、私立保育所、みつや保育所も含めたもので組まれております。

○川角委員長 青原委員。

○青原委員 この説明資料の14ページに保育所総務管理費があるんですね、公立の分が。あそこの中に含めるべき予算があるんじゃないんですか。これには全然ないんですか。

- 川角委員長 重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長 保育所総務管理費、公立の中には含まれてはおりません。みつや保育所のところだけ、ことしから指定管理者制度をとりますので、それだけは独立したもので細目を分けております。
- 川角委員長 ほかに質疑ございませんか。
- 明木委員。
- 明木委員 説明資料の18ページで、先ほど生活保護扶助費のところ、児童手当がふえたという説明があったと思うんですけど、これと16ページの児童手当給付事業費というのがあるんですけど、ちょっと児童手当、児童手当と二つ出てきたもので、どう違うのかなということで、まず、それからご質問します。
- 川角委員長 答弁を求めます。
- 重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長 生活保護扶助費の中では、減額になつとりますよということの中での説明をさせてもらって、扶助費がふえたものにつきまして、児童手当の方と障害者自立支援法絡みのものでふえましたということでご説明させていただいたと思います。
- 川角委員長 明木委員。
- 明木委員 では、わかりました。
- まず、1点、生活扶助費の中に、自立を助長するというところで書いてるんですけど、どのような啓発運動とかをやられているのかということ、まずお聞きします。
- 川角委員長 答弁を求めます。
- 重本社会福祉課長。
- 重本社会福祉課長 自立を助長すると言いますのが、就労関係、いろいろなところの中で自立した就労活動もしてくださいということの中で、自立支援プログラムを就労できる方につきましてはということの中で、ハローワークと連携をとりながらということで、昨年から法律の中でセーフティネットも含めたところの中で入ってまいりましたので、昨年、10人の方に自立支援関係のハローワークと連携とりまして、2人の方の就職と言いますか、そこらの方の就労支援もさせていただいたようなこともございまして、ある程度生活保護の方から働けることにつきましては、就労移行なり、してもらおうというふうなところのことで、文言で書かせていただいております。
- 川角委員長 明木委員。
- 明木委員 わかりました。
- では、説明資料20ページなんですけど、ひとり親家庭の医療費の関係なんですけど、ここで338名というのが出てきています。ひとり親ということなんで、母子・父子とあると思うんですけど、16ページの児童扶養手当では、これは父子の場合には、この自立を促進するために、こういう扶養手当は支給されないのかということと、また17ページの子育て

支援センターの方の関係の母子自立支援員はいますけど、父子自立支援員はいないのか、その辺、母子家庭の母と児童とともに保護するということがあるんですけど、父子は、これは全然サポートされないんでしょうか。

○川角委員長 答弁求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 これは児童扶養手当法によりまして、まず、児童扶養手当の関係ですが、母子の関係で、ただお父さんが、結婚しておられて、お父さんが重度の障害を負っておられる方で、その児童を養育する場合については、児童扶養手当が出ますが、原則は、母子家庭というところの法律の中で決まっております。

それから、母子自立支援員につきましても、これは福祉事務所を設置と同時に、前に県の方におられた方を今やっていただいておりますが、安芸高田市福祉事務所の方に設置ということでやっていただいておりますが、今の制度の中では、父子自立支援員さんというのは、県内も、私はちょっと聞いたことはございませんが、いろいろな、ひとり親家庭ということも、今後はいろいろな面から、医療費の関係はあるんでございますが、検討していく必要があるというふうな思いも持っております。

○川角委員長 明木委員。

○明木委員 今、課長から父子もこれから検討していかないとけないということをお答えいただいたんですけど、実際に市内にも母子だけでなしに、父子家庭もいらっしゃって、やはり大変な状況にあるという方もいらっしゃるのも、僕も知っています。そういう中で、やはりそういう家庭もサポートしていく必要があると思うんですね、安芸高田市としてはですね。別にそれが県内でなくたって、それが魅力になってくると思うんですね、若い人の、やっぱり安芸高田市には、こういう魅力があるということの中でできるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたり、市長はどのようにお考えでしょうか。

○川角委員長 児玉市長。

○児玉市長 なぜ、今ご質問のように、父子と母子との補助制度を分けておるかということについては、私も、これは国の制度として分けておりますので、そこらは担当課長は知っておるかもわかりませんが、私もなぜその制度を分けておるかということがわからない点もあるわけでございます。

したがって、当然、これは我々も疑問に思うんで、国の段階でやっぱりこの制度そのものを、父子と母子を分けることそのものを私はどうも納得がいかなところもあるんですが、なぜ国がそれを分けておるかという理由というのを私は、はっきりしたことがわからないということございまして、そんなら父子の分だけを単市でやるかという問題もあるんですが、そこは十分、総合的に検討してみる必要があろうというように思います。

○川角委員長 明木委員。

○明木委員 ぜひ、今の予算枠の中でもできると思うんですよね。どれぐらいの数があるか、今、実態が私も手元に数がないので、はっきりは言えませんけど、ただ、その中で今の予算枠でもできることは、ある程度条例なり、つくってでも、とにかく可能じゃないかなというふうに考えるんですけど、その辺、やられる意思があるか、検討される意思があるか、そのあたり、どのようにお考えか、お伺いします。

○川角委員長 答弁求めます。

児玉市長。

○児玉市長 今、市長として父子の問題に取り組む気があるかというご質問でございますが、ちょっとこの問題は、いろいろ検討してみないけん問題がありますので、私の方から明快な答弁ができませんので、ちょっとお許しを賜りたいと思います。

今までの事情については、また担当課長の方から説明をしていきます。

○川角委員長 重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 児童扶養手当ですが、これは所得制限がございまして、現在、約180名、安芸高田市内へ母子家庭の方の幼育関係で出ております。それで、父子になって、所得がない人についてというのは、ほとんど今までの国の制度が、男性が働きに出るといふ風潮があつて、そういうふうな法律になつとるのかもわかりませんが、そこらの生計がやっつけいけないところにつきましても、また他の社会保障制度も含めましてのところ、また私が検討をしてみたいと言いましたのは、母子自立支援と言いますか、そこらのところの子育て支援センター、子育てにおける男性、父親の方のいろんな不安というのもございましょうから、いろんなソフト面でのサポートは必ずしていかにやいけんというふうな感じを持っておりますので、母子自立支援員さんでなしに、家庭児童相談員さんもおられますので、そこらとの連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○川角委員長 ほかに質疑ございますか。

杉原委員。

○杉原委員 老人介護措置ですが、ことし80名を入所措置をするように考えていると言っておられますが、施設と同時に待機者はどのようにおられるか、状況をお伺いするものであります。

○川角委員長 沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 老人保護措置費の養護老人ホームへの入所でございますが、現在、市内に養護老人ホームとして高美園30人定員がございまして、安芸高田市民すべて高美園に入所という数字的にいきませんので、県内の大体15養護老人ホームぐらいにわたって措置をさせていただいております。

入所申し込みにつきましては、市の方が受け付けを行っておりますが、現在、入所待ちという方につきましては、30名程度おられます。ただし、その中には緊急性の問題等で、たちまち仮に順番をとっておくという意味で申し込みをしておられるという方が実態的に、かなりの数おられますので、実際に緊急性を要するというふうな申込者につきましては、1

桁であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

熊高委員。

○熊高委員 まず1点、予算書の34ページ、これは前にちょっと聞いたような気がするんですが、もう1回、確認をするんですが、下から2番目の高齢者福祉課関係雑入、これ、高美園の運営費、委託費が同額で出ておりますよね。町村会を通してとかいう話だったんで、そのシステムについても一度確認をしておきたいというふうに思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 養護老人ホームへの入所の経費につきましては、市町村が施設に措置費という、1人当たりの単価の措置費を支払っております。その中で、旧合併前に、町村が多い状況の中で、各町村ごとで事務をやっていたのでは、非常に効率的に悪いということで、町村会を窓口にいたしまして、県内の町村がそこへお金を集めて、その町村会から各養護老人ホームの施設側へお金を支払っておるという現状がございました。

安芸高田市としまして、合併をしてからも、町村会の方でこの事務を引き続き6町分を行っていただいておりますので、直営で事務をやる効率とそして町村会の広域連合のような形でまとめてやる事務の効率を考えまして、町村会の方へ委託で出しております。

一般会計を通す理由につきましては、公設民営の施設で、指定管理を行っておる施設でございますので、公設の施設の場合、その所在市町村が受入窓口となって、町村会から受け入れて、その高美園に支出を払うと、そういう仕組みでないといけない仕組みになっておりますので、一たん町村会から安芸高田市が受け入れまして、全額を高美園に支出しております。

以上でございます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 前にも何か聞いたような気がするんですが、ただ、町村会の中を通すというか、町村会自体の将来のありようの中で、これがずっと継続をしていくのかどうか。そこらのことも含めて、事務の効率性ということですが、果たして今後もずっとそういう形でいけるのかどうか、見通しとしてはどうなんでしょうか。お伺いします。

○川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 ご指摘をいただきますように、県内の町村の数が非常に少なくなって、町村会自体の組織のあり方についても、今後何らかの変化があることも予想されます。それに備えまして、今年度、内部で、18年度でございますが、独自でこういうシステムをつくったら、どのくらいの経費がかか

って、どういう事務がかかるか、少し検討したこともございます。

その検討の中で、細かい委託経費とか、そういうものを積み上げて検討したわけではございませんが、現在の町村会が事務を、市になってもやっていたらといううちは、その内部で事務をするよりは効率的に、当面はなるということで、今年度の内部議論の方はさせていただきます。将来につきましては、ご指摘のように、恐らく再検討すべき時期があるのではないかとこのうふうには、事務的には思っております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 では、検討して、委員会あたりにまた報告があるんでしょうけども、うちが助かるのか、町村会が助かるのか、ようわからんような形にならんように、財政厳しい折ですから、しっかり検討をいただきたいというふうに思います。

次に、説明書の13ページに、社会福祉協議会の補助金が6,000万ほど出るようになっております。これとあわせて質問の趣旨が同一趣旨なんで、18ページのシルバー人材センター、ここにも補助金が3,100万余り出ておりますが、いろいろこの団体とのやりとりというのは、非常に合併後、財源削減という中で厳しい状況を示してきたという中で、団体との摩擦もかなりあったというのを私も聞いておりますが、そこらの状況というのは、今、落ちついた状況なのかどうか。まず、お伺いします。

○川角委員長 答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 社協にしましても、シルバーにしましても、ある程度、市の補助金を、ある程度予算の計上には重視をされております。社協につきましては、ほとんど人件費でございます、ご承知のように、財政の悪化に伴い、この補助金につきましては、年々のカットをお願いをさせていただいておるところであります。

社協につきましても、19年度の、ある程度の事業の計画をいただきまして、人件費等、事業等も見させていただきましたが、この中でそれに対する補助金も6,000万円、ことし要望させていただきました、実際には6,000万円をまた申請があったわけですが、人件費等も何とか節約してもらえませんかという形で、それと事業を興しておられまして、この事業の方から何ぼか、局長さんもその事業の方に、事務を携わっておられる。そこらの方から、何とかカバーをしてもらえませんかという形でご無理をお願いしたところあります。

シルバーにつきましては、ご承知のように法人団体で、合併を17年でしたか、法人が、16年度にうちが、市の方が合併しましたので、法人が二つあるということで、市に法人が二つは必要ないということで、一つの法人化されてきたところあります。これにつきましても、当初、18年ですか、合併当時は国の方も法人が二つあったということで、2,000万近い国の方から補助金を歳入をされておりました。市の方も、それなりの補助金を出しておりましたけれども、先ほど言いましたように、市



の財政事情も考慮いただきまして、削減をお願いできませんかという形を本年もお願いをしたところであります。

自治会等もお諮りいただきまして、その中でもある程度、私の方も市の財政状況等も説明をさせていただいたように思いますけれども、この合併をして間もない中で、事務次長さんが今、欠員だそうでございますが、そこら等もありまして、なかなか進まない。行政の方からの派遣でもという要求もありますが、行政の方の職員の方もなかなか削減で不補充という形もございます。そういった問題は、いまだに残っておるような現状であります。

○川角委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 それぞれ予算としては出てるんですが、それぞれの団体からの要望額というのは当然あるんでしょうから、そこらを数字的に教えていただきたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 まず、社協の方は私の方からということで、社協の方で要望額といたしましては、8,700万円というふうなものが人件費と出ております。職員数が20名ということで積算をされておりましたが、先ほど部長が申しましたように、事務局長、事務局次長なりが3分の1は事業会計の方からの、それは当然幾分かはおかかわっていただいているので、その方から3分の1ずつ見るような感覚でやっていただいております。

それと、4名も甲田支所なり、地域福祉課なり、それから総務課なりというところも、当然、介護保険事業会計の方の50名以上の職員の管理、いろんなところの管理もございますので、その方で事業会計の方からの人件費の負担ということで、見るようにということで同じように、市と同じような行政改革をする中で、当然、理事さんの数も18名から15名とか、評議員も42名から31名とか減らしていただく中で、市と一緒に一緒のように行革をしていくというような考え方をさせていただいたように思っております。

○川角委員長 沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 シルバー人材センターでございますが、平成19年度の補助金の要望額については、単市分を含めた要望額の具体的な数字はいただいております。ただし、平成17年度の組織がそのまま現在残っておりますので、その17年度当時の組織に対する補助金額3,713万3,000円、こちらの方を要望されたというふうに事務方の方では考えております。

以上でございます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 社協の、私も昨年まで理事でおりましたんでね、実情もよくわかっておりますし、かなり効率化をしようということで頑張ってきていただきまして、今のような結果になったんだというふうに思いますが、社協に

しても、シルバー人材センターにしても、行政とその団体の役割というのをはっきりしてほしいということが非常に議論の中心にあったんですね。その中で、予算づけがどうあるべきかというようなことを議論してきたというふうに思うんです。

だから、それぞれの方針というのをしっかり出せるような行政のその団体に対するあり方についての、そういった協議が十分なされる中で、そういうものが出てきたという形がまだないんじゃないかなという気がするんです。そこらあたりは、市長なり、副市長の見解になるというふうに思うんですが、そこをしっかりとやってあげないと、お金がついてまわらないというふうなことも、またこれからもあると思うんです。その辺についてのお考えを少しお聞きしておきたいと思います。

○川角委員長 児玉市長。

○児玉市長 社協については、今までの補助金、一番多いのが社協6,000万円、団体に対する補助金、その次がシルバーへ3,175万円、それからその次に多いのが、約3,000万円、商工会へ補助金。大体この三つが横綱格であるわけでございます。

そういうことで、財政も非常に市本体も厳しゅうなってる中で、ひとつ合理化をお願いしたいということで、本年はかなり社協の内容に入って検討をした結果、そういう方向に向いたんじゃないかと。

ただ、我々がわからん点があるんですね。香典返しは何ぼあるか、それをどうに使うておるかというような問題もあるんです。香典返しはためといて、足らんけえ、市へ補助金くれというの、ちょっと我々としては香典返しをもう少し有効に使う方法はないだろうか、こういうことを我々もお願いをしておるところでございますし、今は改めたんではないかと思いますが、去年までは、臨時の職員へもボーナスを出しておったと、このような実態がありまして、まだまだ精査をせにゃいけん点があるだろうと。

それで、私はいつも言うてるんですが、事業社協でいくんか、福祉社協でいくんかという問題があるんですね。ことしぐらいまで、恐らく事業をやっても、もうけが出ると思いますが、今後は、恐らくこの事業は赤字になるんじゃないかとかいう問題もあって、非常にいろいろ問題を抱えておるといように思います。

シルバーについても、なかなか内容が見えにくいという、これだけ出せという要求を突きつけられて、なかなかこっちも答弁に困るといような実態もございまして、ここら、商工会については、いろいろ話はしておるんですが、そこらを今後、やはり補助金のあり方をもう少し精査をしていく必要があるだろうと、このように思います。

○川角委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 それぞれ団体の補助金というのは、人件費が主要な部分でありますので、だから効率化をせにゃいけんというのは、当然のことだというふう

に思いますし、社協あたりもそういった面では事業部門の人件費としては、当然自分らが見るんだという形を、さっき部長言われたようにですね、方向をしてきたというようなことですが、香典返しにしても、その使い方が云々ということもありますが、要は担当者レベルでしっかり膝を詰めて、中身の話をすれば、すべて数字も全部わかるわけですから、そういった議論の場が少ないんじゃないかなという気がするんですね。だから、しっかり恐れずに、中へ入って行って話をする。その中でやはり理解の接点というのは、当然出てくるんだというふうに思うんです。その辺のやっぱり詰めというのが、少し甘いんじゃないかなと。

いろんなことが、半煮で全部進んでいくということの一つのあらわれですが、そこらにも出てきとるんかなという気がするんで、ことしはしっかり頑張ってもらって、こういうとこまで来たということですから、19年度はしっかり、そういった中で話をして、方向づけをする中で、特に社協あたりの分にすれば、福祉関係が民営化される中で、地域の福祉のすき間を埋めるというのが社協の本来のあり方だろうというのが皆さん、認識をされておるところだというふうに思うんですが、特に、吉田とか、そういった中心部は効率がいいから民営化されてもできるけれども、結局、周辺の条件の不利なところが、そういった民間が入りにくいと、そのすき間をどう埋めたげるのかというのが、社協の本来の姿だというふうに思うんです。

だから、そういった観点で、必要なところはやっぱりサポートしていく。皆さん、社協の方も民営化できちとできる部分は民営化の部分でしっかりやってもらいと、そういったすみ分けをやっぱり、この安芸高田市の中でもしっかりと見極めんといけんのじゃないかなという気がします。これはすべてのことに言えることだというふうに思いますが、そこらのところ、しっかり議論をしていただくということが、双方の理解を深めることかなと。

さらには、シルバーのことも、さっき話が出ておりましたが、やはり高齢者のそういう能力を生かすという部分は、これも大事な役目だからこそ、こういう団体があるわけですから、そこらをどんなふうに本当に、市がやってほしいということをシルバーがやってくれるのかというところを、むしろこっちが示していく中で、方向づけを一緒に考えていく。そういう議論が少し足らんんじゃないかなという気がしますので、19年度はそこらをしっかり話をするということで、取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○川角委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

○児玉市長 それでは、問題がちょっと大きいんで、抽象的になるかと思いますが、社協のあり方という問題が、やはりいつも論議になるんですが、やっぱり先ほど話がありましたように、吉田の中心は、社協の本部もありますので、いいんですが、それぞれ合併前の町村については、今、2人体制

で支所に駐在しておるんじゃないかと思いますが、最低やっぱり2人は、それも1人は臨時でも、それはやむを得んかもわからん。最低2人はやっぱりおらんと、地域福祉ができないというような気がします。

したがって、社協の地域福祉の最先端は、やはり支所の2人の職員、それが2人ではできませんので、やはり地域振興会あたりと手を結んで、それぞれ最近はもう地域振興会の中に福祉部というのができて、いろいろな活動をしております。それとやっぱり手を結びながら、やっていったら、私はかなり地域福祉に社協が貢献できるんじゃないだろうかと、このように考えておりました、私、いつも言うのは、香典返しをどう使うてんですかと、かなりの香典返しが入ってきとるんですが、これはやっぱり人件費の一部に使うても、私は社協の活動だからいいんじゃないかと思いますが、ここの判断をやっぱり社協の理事会あたりと十分協議してもらって、合併前のは随分これがたまり過ぎて、どうしようかというような事態もあったわけですが、そういう点では有効に、ひとつこれも使っていただければと、このように考えております。

シルバーについては、十分今後、我々も腹を割って協議をしていきたいとこのように考えています。

○川角委員長 ちよっとここで、まだ続くと思うんですが、25分まで、休憩に入りたいと思います。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩を解いて、再開をいたします。  
休憩前に引き続きまして、質疑ございますか。  
熊高委員。

○熊高委員 先ほどの分は大体ご答弁いただいたんですが、市長、香典返しをしっかり使えということなんですが、合併してから、確かに香典も本所へ集めよったんですね。そしたら、地域の香典が減ったという実態があるんです。だから、地域のために使うんだったら、香典も地域の人が出そうというのがあったみたいなんです。それから1年ぐらいして、香典はそれぞれの地域で全部じゃなかったと思いますが、地域のために使うんだということにしたら、また少し戻ってきたようですから、市長が言われるように、地域のために使うということが皆さんにも理解されるんだと。逆に人件費に使うと、やはりあんたのために香典返し出しよるんじゃないというふうに言われる部分もあるので、その辺が非常に苦慮しとるところもあったようですから、そこらはしっかり実態を聞いていただいて、適正な使い方というのを協議してもらえばいいと思います。

次に、説明書の18ページの一番下の地域ケア体制モデルプラン作成事業というのを、私がちょっと聞き漏らしたかもわからんですが、新しく取り組みをするんだというふうに思うんですが、これをモデルプランを

つくって、どういうふうにするのか。そしてどういうふうな結果を出そうとしておるのかというのを、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 国の社会保障制度の改革の中で、平成24年度に向けまして、療養病床という長期入院するベッドが縮小・廃止の方向に、国全体でいきます。この療養病床を、最後には介護保険施設に転換を、老健とか特養とか、有料老人ホームとか、そういう介護保険施設へ転換を国は誘導しとるわけですが、この療養病床が地域によって大きなベッド数の違いとか、地域の大きな偏りがあります。

例えば、安芸高田市で見ますと、療養病床を見ますと、八千代病院という大きな療養型がありまして、そこへ280ぐらいの大きな療養病床があつて、吉田病院へ医療の療養病床が50から60だったと思いますが、ベッド数がありまして、そのほか市内の各診療所、ベッドが20未満の小さい診療所がございますが、そちらの方へ療養病床を持っておられます。このさまざまな地域で療養病床というのは特性がございます。ですから、国は減したいんですが、一括で減すわけにいかないんで、やはり地域の実情をよく理解して、地域の意見を聞いて、その方向を決めなさいということが国会の附帯意見の方に入りまして、その中で都道府県が地域ケア計画というものをつくるようになっております。これは、19年度におきまして、都道府県がその都道府県の実態にあわせた地域ケア計画をつくるわけですが、療養病床がなくなりますと、受け皿がそのかわり必要となったり、さまざまな地域福祉の横の連携が必要になってきます。

広島県の特徴的な地域の一つとして、安芸高田市が選考されまして、安芸高田市の選考された理由は、有床診療所、ベッドが20以下の診療所の療養病床がたくさんあるので、その有床診療所のベッドをどういうふうに変換をしていったらいいか、またその医療のベッドへ戻されたら、介護の施設がそれだけ数が少なくなる。そういうふうな、今度は受け皿をどういうふうにするにすればいいか、あるいは最も極端な例を言いますと、先生がもし変換にあわせて廃業ということになりますと、地域医療が今後どういうふうにしていったらいいのか、そういうさまざまな地域特性をあるところとして、モデルに安芸高田市が選ばれました。

安芸高田市におきましては、この4月から19年度予算で、各有床診療所の先生方、あるいは介護保険のサポートする介護保険サービス事業者とか、ケアマネジャーとか、さまざまな職種の方に集まっていたかましまして、変換後の地域でどういうふうの高齢者を支援していくか、あるいはその病床がなくなった場合、どういうふうな受け皿をつくっていけばいいのか、そういうモデルプランをつくってまいります。それを県の地域ケア計画に反映しまして、広島県の全体の療養病床の変換後の計画に反映されると、こういうふうな状況でございます。

○川角委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 当然、委員会あたりで話もされたり、今後していかれるんだというふうに思いますが、イメージとして、じゃあ、このモデルプランをやってみるとわからんということなんでしょうけども、課長、今考えておられるイメージとして、どんなふうな方向が一番いいのか。私は、地域医療、特に最近聞いた話では、いわゆる夕張あたりですごい先生が行かれて、医療費を半分にしたような先生が行かれて、その地域の病院を新しく民営化で設立するというような話が新聞に出てましたね。そういったところの話を聞くと、やはり往診とかいうのが非常に重要になるんだという話をされておりましたですね。だから、その辺のイメージとして、ベッドとの関係というのは、どうかわかりませんが、地域医療というのをそういう往診なんかも含めて、つくっていくのが本当に医療費を削減したり、市民の健康管理が一番いいんだというふうなイメージがあるんですが、その辺のイメージはどういうふうに持っていかれるのか、今の時点でお考えがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 私のイメージというものはございませんが、実は、先日、県の方が一つの絵のようなモデルを示してくれました。

その中にある姿でございますが、現在の、例えば療養病床が、老人保健施設になった場合、社会的入院の患者さんが地域に戻られると、そういうふうな姿でございます。そうなった場合に、ご指摘にありますように、24時間往診ができる居宅療養支援診療所という医療法上の診療所がございますが、それが地域にしっかりして、かかりつけ医として位置づけがしっかりして、その後ろに地域中核の病院がありまして、そしてその居宅療養支援診療所のドクターと地域の介護保険サービス、居宅施設、さまざま、そしてグループホームと地域の介護保険サービスの事業者が横の連携をしっかり持って、情報を共有して、一人ひとりの個人を医療、福祉すべての面でサポートをしていくと、そういうふうな広島県の方がイメージの絵を配りました。

モデルプランにつきましては、3月の末に国が一応考えられる姿としてのモデルを国が示すというふうな予定になっておりますので、そういうものを、あるいは県が示された先ほどの絵、そして委員さんご指摘のような、そういう往診の在宅診療をしっかり支援するかかりつけ医、そういうふうなものを連携をとりながら、また新しい、もしかしたら受け皿も考えなくてはいけないかもわかりません。いろんな面で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 非常にいい方向に行くような考え方かなという気がしますので、しっ

かり検討してください。

次に、予算書の55ページ、説明書では14ページになると思いますが、保育所の関係で、この間から契約の部分ではいろいろ話をしてきた保育所の保育士あるいは給食の人の人的業務委託、これについて説明書でも人的業務委託料という形で、1億6,491万2,000円ほど出ておりますが、これについて名称も当然変わってくるわけですね、これは。予算書では今、当然出てからそういう事件があったので、変わってないんだというふうに思いますが、この中身について、現場としてはどのように、これまでの状況をとらえておられたのか。そして今後、人的委託に、人材派遣ですか、人材派遣するということになれば、今までとどう変わるのか、その辺について現場の方として取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 この保育所の説明書に掲げております、人的業務委託料として掲げております。大体市としての委託料としては、ここの保育の関係が大方を占めているように感じております。

正直言いまして、私もこの新聞報道等によりまして、報道当時は三つの保育所が、そういう一つの違法性があるという報道を見ました。実際にその朝、見ましたんで、その三つはどこかという、一つの担当課長、また主幹の方に緊急電話をいたしまして、調査をしてくれるというお願いをしましたが、調査をするに当たりまして、10の保育所が大体似たような体制で、この保育所の運営をされとるところです。

と言いますのは、やはり子どもを預かるところでございますので、ある程度、派遣者に業務を命ずる場合には、現場主任がおるとところでありますので、現場の主任を通しての、その意思の伝えようという形になります。そういった点が、なかなか守られてなかったということでありまして、派遣の方が実際、業務としては、派遣の一つのあり方というのが正しいという通知を受けたところであります。

実際に、現場の方も派遣の方が、実際、各10の保育所には所長さんもおられますし、副所長さんもおられますので、実際、本人の意思から保育士さんの方へ指示ができるという点では、スムーズに、安全に子育ての支援ができるというように感じております。

実際に、いろいろ保育士、所長さんらも緊急に集まっていたかまして、いろいろお聞きしたんでありますが、一応、派遣ということが正しいというように私は認識をしたところであります。現場の方では、またそれぞれのご説明も申します。大体、今のところは。

○川角委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 その辺までは、委託の契約のときに大体聞きましたからわかるんですが、だから実際、現場の状況をどのように把握をされて、どの部分が違法性があったのかというふうなところを具体的に、やはり認識をされた

んだというふうに思いますので、労務局の方も来て指導されたと言うんでしょう。だから、そこら辺の指摘を、具体的にどこの部分がどうだったのかと。で、現場の方で、それは担当課として既に把握をしておったのかどうか、その辺が新聞に出て初めて気がついて、ばたばたしたのか。あるいはある程度そういう実態を知っておって、現場の方もそういうやり方でないと仕方ないなということでやってきたのかどうか。その辺についてお聞きしたんですよ。だから、現場の状況を話をしてもらわんと、これは、ここの委員会はそこの部分ですからね。契約の部分は大体、あらまし話をしてきたんですから。その上で今後、今の派遣という形にするということですから、そのところをどういうふうに認識をされておるんですかということです。

○川角委員長 答弁を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 ご存じのとおり、正規の保育士が少ない状況もあります。人数で申しますと、正規の保育士54名で、所長、副所長を除きますと、42名という格好で、それで委託の方の、今までやりました方の保育士が57名というふうな、逆転現象もございました。

それで、市職員と委託職員が混在しとる中で、指揮命令系統が、請負、偽装請負というふうなところでございますが、いろいろ保育所の聞き取りをする中でも、いろいろ保育士が市の正規が少ないという中で、一つの保育所につきましては、所長を入れて4人の中で2人が産休・育休に入っておって、所長と保育士1人というふうな状況もあり、当然、クラス担任を持つような状況も生まれてまいってきたところもございます。

また、ある保育所につきましては、保育士が、正規が2人、所長と正規の保育士が1人というところもございます。それで当然、ここらにつきましても、委託の方の保育士にクラス担任をやっていただいていたやらざるを得なかった。所長のすべて委託契約会社の方に連絡とって、チーフと連絡とってというふうなところにはいかない場合も、保育業務でありますので、即、対応しなければいけないというふうな状況もある中で、完全にここの部分は業務委託というふうなところではできないというのは、当然、新聞にも出ておりましたように、グレーな部分ということで、当初からの派遣、こういうふうな保育サービスの現場においては、派遣というふうなところかなという思いはしておりまして、今回、今の制度自体がもう派遣制度ということの中でのスタート、2年間やってきた中で、派遣が始まっとったということでございますので、今後の対応なり、市内にも正規の保育士だけでは当然今後、将来にわたってもやっていけませんので、臨時の保育士さんと言いますか、そこらに頼っていかなければいけない状況もございますので、保育所長の、先ほど部長が申しましたように、協議を先般もいたしました。また今後もそれらのあり方についてのいろんなことを考えながら、契約担当部署の総務の方とも連携をとりながら、今後の保育サービスはずっとストップしてはいけません



ので、今後とも連携をとりながら、保育行政をやっていききたいというふうな思いを持っております。

○川角委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 実態は、ある程度は把握されたということで、いつからそういう認識をしとったかというようなお答えはされておりませんが、だから業務委託という部分の業務の部分、実際は園長さんがやっていたということですね、ある程度。大新東のヒューマンサービスの人が打ち合わせに来たりとか、そういうことをしないといけないというふうに契約書はなってますよね。だから、その部分を実際は正職員の園長さんとか、主任とか、そういった人がやとったんかというふうに思いますが、そういうことじゃないんですか、お聞きします。

○川角委員長 答弁求めます。

中元社会福祉課主幹。

○中元社会福祉課主幹 調査の結果、業務委託の場合は先ほどおっしゃいましたように、委託業者の責任者が保育所におりまして、保育所長の方から委託業者の責任者の方へ指揮を、その日の業務をお願いするという形での契約になっておりましたが、実際上では、そういう形はなかなかとられずに、所長の方が直接指示というような形の違法行為という形の形式が見られました。

その形は、どういった形から出たかと言いますと、この業務委託を契約させていただくときに、所長の方にしっかりとこの業務委託の内容は説明したつもりでございましたけれども、従来の安芸高田市になりましたときに、非常勤でお勤めになっていたという関係の職員さんがほとんど主でございまして、そういった形のなれあいが若干引き続いてきたような形でございました。

以上でございます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 予算ですから、この1億6,400万の中に、その業務の部分も今までの契約では入っておったんだというふうに思いますね。今度、人材派遣という形になると、その業務の部分が抜けるんじゃないかと思うんですよ、実質的には。

だから、この間、見積書も出していただきましたが、実際の労務費相当の部分に約12～13%のいろいろ経費があるんですね。それに最終的に7%ぐらいの業務管理の費用と言うんですか、これがその管理業務の費用だというふうに私は理解するんですが、その中で、業務の部分のいろいろ費用を出していくという形、だから当然、そこの部分がいろいろ、管理費もいろいろあるでしょうから、ある程度抜けてくるんだというふうに思うんです。

であれば、この費用が少し変更になって、減になるのが私は普通じゃないかということで、この間から少し言いよるんですが、だから現場の実態を聞いておるんですよ。その辺についてお聞きしたいと思います。

○川角委員長 答弁を求めます。  
廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 この派遣につきましては、調理員も派遣いただいておりますし、また保育所、当たり前でございますが、福祉保健部としては調理、また保育士の方で派遣をしていただいております。これの契約につきましては、一応総務部の方で一括的な契約をしていただいておりますので、そこらのところ、この管理、また委託の方、ちょっと私の方、申しわけないですが、掌握しかねております。

○川角委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時48分 休憩

午後2時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、再開し、答弁を求めます。  
新川総務部長。

○新川総務部長 1億6,491万2,000円のこうした積算の根拠でございますけれども、派遣の予定者につきましては、全保育所につきまして72名の積算をさせていただいております。現在、そういう状況の中で、当然、個々の保育所ごとの時間数、また勤務形態等の違う場合には、全体の時間の中で調整をさせていただいております。当然、人件費相当分と法定福利相当分、また福利厚生部分等、それと一般管理という状況に分けさせていただいておりますが、そういうもの全額をプールさせていただきまして、1時間当たりの積算の設計をつくらせていただくわけでございます。

その保育士さんのこうした勤務体系に基づきまして、現場の方から上がっておりますその体系に基づきまして、時間数で積み上げたものを今回予算計上させていただいております。

当然、今回は72名ということで、当初のスタートさせていただいておりますが、これは当然、3歳未満児等につきましては、当然4月、5月、6月というのは、ふえてくる予定が出てくるんじゃないかと思っておりますが、現在、それを見込むことはできません。現状の中で見積もりをとらせていただいております。

今後の作業については、そうした三つの分野におけるものを全体のものに一括の契約をさせていただきたいというように思っております。このことも派遣という形の中で、現在、事業団におきましても、広島県の埋蔵文化財センターともそういう契約等のあり方を実施いたしておりますので、そういう方法の中でこのたびの予算執行につきましては、執行をさせていただきたいというように考えております。

以上です。

○川角委員長 答弁を終わります。  
熊高委員。

○熊高委員 話を簡単にしますけれども、だから大新東は現場での協議とか、そうい

うものも含めて請け負ったわけでしょう。だから、それをしてなかったということでしょう。だから、その費用はどうなるんですかということですよ。そこら辺の説明をください。

○川角委員長 答弁を求めます。  
新川総務部長。

○新川総務部長 当然、その保育所の1保育所であれば、責任者の形の出でこようと思います。当然、そうした管理部門、法定相当分のそうした一般管理費に伴いますものが、積算の中では多少減額的な形になってくるかなという思いがいたしております。

そういう人材派遣という形の中でございますので、そのことにつきましては、現在のこうした予算の執行の中で積算を全部させていただいて、積算見積もりをとらせていただいで、時間当たりの単価を積算をさせていただいて、派遣業務契約をさせていただきたいというように考えております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 それじゃ、この予算は違うということですね、この予算額は。

○川角委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 現在、考えさせていただいております全体の予算の中におきましては、1億6,491万2,000円の時間数の積算につきましては、先ほどから言っております72名の派遣業務にかかります積算の中でさせていただいておりますということでございます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 17年から18年、やるべきことを大新東はやってなかったですね。だから向こうはやってたつもりだったのか、こっちがおせっかいにやっつたのか、それはどうなんですか。

○川角委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 先ほど、中元主幹の方でご説明をさせていただきましたように、非常に16年の合併以来、また17年度の移行というもので、我々もスムーズな移行をさせていただきたいということが基本のベースになっておりました。そういう状況の中で、指揮命令系統の考え方については、研修を職員の方にもさせていただいております。そういう状況の中でございましたけれども、そうした今までの経過のそうした実態の中で、そういう状況も出たかなという思いがいたしております。

基本的には、その責任者でございます、そうした職場の責任者、当然大新東また事業団というのがおるわけでございますので、そういう責任者を通して実施をしておったというのが現実でございます。

ちなみに、図書館等におきましても、当然、その分室長がおりますけれども、現在は非常にそうした形のものでとれまして、ある程度そういう責任者のところに電話を入れて休暇をとる。その代替えをお願いするというようなシステム構築は、この問題点が発覚になった時点でも、再度そういうことにつきましては、再度指導強化に向けては、現場の実態

なり、大新東なり、事業団というのは、総務の方ともいろいろ協議し、現場の方ともそうした指示ができるような体制というものはとってきたつもりでございます。

以上でございます。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

それぞれ携帯電話をすべての人が1台ずつ持たされて、やっておったようですね。だから、そういう実態の中で、要は、契約書には業務として委託しますよと、その契約金額が幾ら幾らですよというのが契約書でしょう。だから、契約書にあるものがやってなかったということは、どうなんですかということですよ。

○川角委員長

答弁求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長

当然、そうした管理経費部分の中で、携帯電話また連絡網等というのは、それぞれの会社へ持って行って、責任体制をとるわけですから、それは業務の一環の中で対応をしていたということで確認をいたしております。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

それは7%の中に入ってるでしょうけれども、一部はね。本来は、現場に出て打ち合わせをしたり、例えば夕方の職員会議とか、そういうものも打ち合わせをしないとできないわけですよ。そういうのはやってなかったというのが実態でしょう。週に2~3回来ればいいぐらいの実態だそうですよ。

だから、その分の経費は浮くわけでしょう。行く必要がないわけだから。その経費も含めて、業務委託をしておったんでしょと。だから、それを大新東はやってなかったんだから、その費用は浮いとるでしょうということですよ。浮いたんなら、17年、18年、返してもらわにゃいけんでしょう。どうですか。

○川角委員長

新川総務部長。

○新川総務部長

はい、当然その現場の指示書等に基づきまして、指示書の作成等で当然総括管理は実施いたしておりますので、規則的な形の中でそれは実施されていたのではなかろうかと思っております。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

だから、その辺を現場にさっき聞いたんですよ。やってなかったと言ったじゃないですか。

○川角委員長

答弁を求めます。

中元社会福祉課主幹。

○中元社会福祉課主幹

先ほどの私の説明不足の点があったと思いますけれども、指揮命令等につきまして、そういう違法行為で、その他書類的なものにつきましては、後日出てくるという形の状況でありました。ですから、会社の方がその業務自体をやってないということではなかったんですけども、直接的な指示を先にして、順序が逆という形の違法行為があったというこ

とでご理解をいただきたいというふうに思いますけれども。

○川角委員長

熊高委員。

○熊高委員

それは、事務所の方はそう言われるが、現場はやってなかったと言っているから、派遣されとった人も、園長さんあたりも、実態調査したんですよ、私は。してなかったということですよ。だから、それをやっとなるか、やっとなるかということになれば、きちっと、それじゃあ、調べていかないかんですね。そういう議論になりますわ。証人でも出てもらうて、やらないけんですね、これは。私が聞いたのは、やってないという、あなた方はやっとなるといふ。じゃあ、はっきりせないかんですね、これは。この契約をこのまま通すんならね。どうですか。

○川角委員長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長

それでは、休憩を解いて、再開をいたします。

答弁を求めます。

児玉市長。

○児玉市長

ただいまご指摘の件については、大新東等の委託が違法ではないかと、こういうご指摘であるわけでございます。前回の委員会でも申し上げましたように、最初に、2年前に契約をしたときには、我々もこれが違法であると、こういうことは気づかなんだし、そのときの状況では、この委託でいいと、こういうことでやりかけたわけでございますが、ごく最近になって、この間見せてもらった朝日の新聞、2月1日付けであったですが、そういうキャノンの問題に端を発した委託契約というのは、どうも適さんと、そういうようなマスコミでも、そういう問題が取り上げられたわけでございます。

そういうことで、我々としてもこの委託契約については、もう4月1日から派遣に切り替えていくと、こういうことで、この前も申し上げましたとおりでございますし、それから大新東との関係についても、もうできるだけ早い機会にこの改善を図っていきたいと、このように考えておるわけございまして、我々も違法覚悟でこの委託契約の予算を上げたわけじゃないんで、最近、非常にこういう問題が取り上げられて、ただいまのような状況になってきておるわけでございますので、実際に現場においては、不適切な対応がなされておったというの、やはり認めていかななくてはならないんじゃないかと、このように思いますが、お互いに悪意でやったことではないわけございまして、これならよかろうということ今までやってきたことが、実際には、法に照らしてみたら、問題があったと、こういうことであるわけございまして、したがって今後は、4月1日からは、まず、派遣でいくと。大新東との関係も、できるだけ早い機会に精算をしていくと、こういうことで今、考えてお

るわけでございまして、この予算が、今、提案しております予算については、できるだけ予算の中でやり上げて、予算が余るような形で我々も努力をしていきたいと、このように思いますが、実際にやってみないと、この問題はわからないという点もあるわけでございまして、その点は、ご提案をしております予算については、一応認めてもらって、その中で改善をしていくと、こういうことでご理解を賜りたいと思いますし、その予算書の中に、不適切な文言があるとすれば、これは改めて当然いかなければいけない問題であろうというように考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいとこのように思います。

○川角委員長 答弁を終わります。

関連ですか。

はい、明木委員。

○明木委員 今、市長に答弁いただいたんですけど、まず1点、今の市長の答弁の中で、2月1日にこれが新聞報道された。当然、それ、新聞報道されなくても、それなりのことは、もう夏にも出されて、気づいていたということをおっしゃいました。それで、来年度から何とかしていかないといけないという中で、一応これで組んだから、ご理解をいただいて認めてほしいということなんですけど、悪意ではないという言葉もありましたけれども、資料を見ると、人的業務委託料というふうに示されていますし、金額的にも全く変わってない。本当にそういう意識があったら、見直す必要があるんじゃないかと。特に新聞発表されたのであれば、差し替え案を出してきて、これで対応、一応こういうことがわかったと、問題があるみたいだということで、これで差し替え案でいくべきじゃないかとか、そういうことをやはり執行部側としては提示されるべきじゃないかなというふうに考えるんです。

そうしないと、議会としては、問題がある予算をどうやって承認すればいいんでしょうか。ご理解をいただきたいということなんですけど、じゃあ、一緒に、悪い言い方かもしれませんが、じゃあ、同じように罪をかぶってくれという形になるのかなというふうになるわけですよ。そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○川角委員長 答弁求めます。

児玉市長。

○児玉市長 我々もこの問題は、予算組む段階、もう3カ月ぐらい前からいろいろ予算の検討に入るわけでございしますが、そういう段階では、この委託派遣の問題というのは、ある程度問題があるかもわからんというものもありましたが、何とかこの予算でいけるんじゃないだろうかと、こういうことでやったわけでございしますが、最近になって、そういう問題が起こって、我々としてもこれは派遣でいかせてもらいますと、こういうことでその予算を組ませて、提案をさせてもらったということでもありますので、文言の問題については訂正できるところは訂正していきたいと思いますが、それじゃ、派遣にしたときに、何ぼかかるかという問題は、ま

だはっきりわからない問題もございますし、派遣が今後、どのように変わっていく、派遣制度そのものがまた今後どのように変えにやいけんかという問題もありますので、予算はこれでいかせてもらって、できるだけこの予算の範囲内でやらせてもらいたいと、情勢がどのように変わるか、私もわかりませんが、そういうことでお願いをしておるわけでございまして、今までやったことについて、ご指摘のように、それは我々としても反省せにやいけんところもあるわけでございますので、その点は十分今後、我々も反省をしていきたいとこのように考えておりますので、ひとつそこらの理解をお願いをしたいというのが本音でございまして、悪い点は悪い点として、改めて我々としてもおわびを申し上げ、改善をしていきたいというように思います。

○川角委員長　ほかに質疑ございませんか。

田中委員。

○田中委員　1点ほどお尋ねします。

説明資料で21ページの保健衛生総務のところなんですが、一番下に、今年度新たな事業として、一番下に小児救急地域医師研修事業というのが掲げてあります。90万円なんですが、これは県北の方の医師不足ということで、課長さんの説明では、地元の内科医師を対象とした小児科の研修というふうなとらまえ方したんですけど、地元の医師ということになると、安芸高田市で小児科として看板を上げて開業しておられる方は、強制的にこの研修を受けられるのか、希望の方が受けられるのか、そしてこれは委託事業ではなしに、補助事業だと思うんですが、もし補助事業でしたら、これはどこが事務局を持って補助金を交付していくのか。これの予算書では、財源のところに、60万円という国・県がありますので、これはたしか、県からの補助事業じゃないかと思うんですが、90万の60万で、3分の2が補助かなと推察するんですが、これは県からの方のそうした事業のメニューがあるよということで、こちらが手を挙げて、この事業に取り組んだということの経緯になるのかどうか。その辺の説明をひとつお願いいたします。

○川角委員長　答弁求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長　お尋ねの小児救急地域医師研修事業についてご説明を申し上げます。

実は、小児科医師が非常に最近減少傾向にあると、昨日もテレビの方でございましたが、非常に救急現場の方では、小児医師が不足して、非常に過重な労働環境にあるということで、自殺をされたというようなこともありましたけれども、実は、この事業につきましては、基本的には救急医療体制というのは、初期救急というのは、地元の医師会を中心にして対応していただくと。それと、二次救急につきましては、安芸高田市は広島医療圏の方に属しておりまして、その中の基幹病院というのは、安佐市民病院なんですね。ですから、地元の救急で対応できない部分につきましては、そういった二次医療圏の基幹病院であります安佐市民病

院の方で対応すると。さらにまた、重篤な患者については、ドクターヘリも含んだ第三次救急医療ということで、県立病院であるとか、広島大学病院の方に搬送するというごさいます。

それで、今回のこの小児医師研修というのは、先ほど申し上げましたように、小児科医師が、産科も含めてなんですが、減少傾向にあるということで、まずは、第一初期救急の地元の内科の先生なり、小児科の先生、そういった方に小児救急のところにつきまして、研修を受けていただくと。特に、この小児というのは、生後間もない場合は、言葉を発しませんので、その状態が把握できないということもございまして、そういったコミュニケーションをどのように反応として受けとめるかとか、そういった研修もしていただくと。そういった研修をする上で、まずは、地元の部分で対応できるものは対応していただこうと。そうでないと、二次救急の拠点病院の方では、非常にそういった休日夜間の小児救急について、対応できないような状況があります。したがって、今回、この小児医師研修というのは、まずは、地元の小児科のかかりつけの先生の方で対応していただける部分は対応していただこうと、実際として、救急病院の方に搬送される小児の方の9割は軽症であって、特に問題ないようなところも搬入されるということで、実際に早く看護せにゃいけん部分の小児の手当がおくれたり、そういった状況があります。

したがって、この研修事業については、まずは、地元の初期救急の部分をやはり充実をすることによって、第二次救急の基幹病院の、非常に過重になっている部分を緩和していこうと、そういった意味合いでの取り組みであります。

したがって、この事業につきましては、本市の場合は中山間地域ということで、小児科医師も開業医の部分につきましては、今、3病院ほどありますけれども、吉田総合病院の方に現在、小児科医師が2名、5名ということなんですが、非常に地域偏在という中で、やはりもう少し地元の方での小児科の対応ができるようにということで、県の方からも安芸高田市の方で取り組んでいただきたいということがございまして、医師会の方と協議した上、医師会の方としても、この研修事業については対応を受け入れていただいたということでございまして。

先ほどありましたように、一応19年度においてそういった研修会を行うということでございまして。事業費としては、90万円でございますが、その3分の2を県費の方で助成をしていただくと、そういうことでございまして。事務局につきましては、実施主体は市町でございまして、実際には医師会の事務局の方へ委託をして、先生の手配であるとか、そういったところをやっていただくと、そういうことでございまして。

以上であります。

○川角委員長

答弁を終わります。

ほかにごさいませんか。

田中委員。



○田中委員 社会的な風潮として、北部の方へ医師が赴任してくるというのがすごく少なくなったというような傾向がある中、こうしたことは大変いいことだと思うわけですが、少子化の中、また安心して子育てができる環境づくりの、これは一つだと思うので、来年も再来年も、県の方からこういう事業があれば、積極的に取り入れて、内科の医師でも小児の子どもを診てやるということができるような体制づくりというのは、非常に大事だと思いますので、ひとつしっかり進めてください。答弁はいいです。

○川角委員長 意見ですね。ほかに質疑は。  
亀岡委員。

○亀岡委員 前者の質疑と関係があるような問題ですけども、実は、先日来、吉田病院に小児科関係がなくなるんじゃないだろうかとか、救急体制がどうなるんだろうかというような、一般的に市民の皆さんの中に不安が大きくなっているような話を耳にするわけですね。

先般、私も去年の11月、委員会の改選以来、吉田病院との運営協議会の席に出させてもらったんですが、そこでは、特別これまでと変わっていくというような話はなかったわけですね。なかったんですが、どういふことでそういう話が出てきているのかというようなことで、先般、私個人としてはすぐさま武岡医療課長さんの方へお伺いをしてきました。それを私、説明をいただいておりますようなことについて、この際、せっかくの機会ですので、その点について説明をいただいて、どういうことにこれからなっていくんだとか、また変わらない点は変わらないんだとか、この場で説明いただければ、都合がいいんじゃないかというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

○川角委員長 武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 今、亀岡委員さんの方からご指摘の点につきまして、ご説明を申し上げます。

ことしの2月の初旬に、吉田総合病院との運営協議会がございまして、院長の方から、少しは触れていただいたというふうに私は認識をしておりますが、実は、先ほど申し上げましたように、小児科・産科の医師が不足をしておるということで、これに対応するというところで、国の厚生労働省の方では、昨年8月に医師不足が深刻な産科であるとか、小児科医師を特定の地域の、さきに特定と申しますが、先ほど言いましたように第二次医療圏を単位にしますけれども、これは広島県に7つの区域が設定されてますが、その圏域の中核病院にそういった不足しておる医師を集中をさせる、集約化・重点化というふうに言っておりますが、これを国の方では推し進めておりまして、19年度からこれに本格的に乗り出していくということでございます。

そういったことから、昨年8月あたりから、そういった議論が県なり、広島大学病院の方で議論がなされておったようでございます。これにつきましては、私どもも情報を得ておりませんでした。2月20日の中国新聞に掲載をされまして、これは私も見たわけなんです、一応安

芸高田市につきましては、広島の医療圏域に属しておりまして、先ほども言いましたように、基幹病院とすれば、安佐市民病院がこれに該当するわけでございます。三次等の備北医療圏域においては、三次中央病院がこの基幹病院になるということでございます。

先ほども言いましたように、小児科につきましては、そういった状況の中で、現在、吉田総合病院の方に常勤の小児科医が2名いらっしゃいますけれども、こうした重点化の流れというのは、産科と小児科に特化されておりまして、これを一応、そういった医局の人事については大学病院の方でそういったことをされておるわけなんですけれども、一応、大学病院の方では、これまで常勤ということであったんですが、昼間帯ですね、昼間、昼間の診察については従前どおりの対応を大学病院の方から医師派遣をして対応していこうと、ただし、先ほども言いましたように、昼間はいいんですが、夜間・休日、ここでの救急の部分が非常に現場の方では対応できんということで、そういった拠点病院の方に集約化・重点化をするということでもあります。

結局は、昼間の部分については、結構十分な対応はできておるんですけれども、夜間帯に特に女性の社会進出等で、昼間帯受けられないというようなこともございまして、軽度な症状であるにもかかわらず、お母さん方が非常に心配をされて、救急でそういった拠点病院の方に搬入するというので、二次救急の方では大変な状況になっていると。ですから、そこに重点化をするということでもあります。

今後においては、安芸高田市の小児科、先ほども言いましたように小学校であるとか、言葉を発するような部分については、これまでどおり休日・夜間についても、吉田総合病院の急患センターの方で対応できますけれども、言葉を発しないような小さい子ども、これについては、やはり症状を小児科でないと対応できないということで、三次中央であるとか、安佐市民の方に早い段階で救急搬送すると、そういうようなことでもございます。

以上であります。

○川角委員長

亀岡委員。

○亀岡委員

ちょっと私の尋ね方が間違っていたかもわかりませんので、誤解があつてはいけません。さきの運営協議会でそういう話はなかったと言ったのは、市民の皆さんの中に出ていたような話はなかったんだと、吉田病院ではもう、小児科の方は診てもらえんようになるんだというようなことは、そういう話はなかったという意味合いで言いましたので、そこは誤解をいただかないように、お願いしたいと思います。

以上です。

○川角委員長

ほかに質疑ございませんか。

岡田委員。

○岡田委員

同じような関連するんですが、この医療制度そのものね、保健事業そのものもですが、日本の医療制度そのもの、どっち向けていきよるかど

いうところを見にや、武岡さんもいろんな話を聞いたら、県のモデル地区じゃいうのも、そら、モデルじゃけえ、ええモデルをつくろうと思うんでしょけども、実際は、何年先にどういう医療制度にするかということを見るのには、去年の医療改悪法案は12本出とるんですよね。これに基づいて、全部ずっと介護保険から、病床のベッドの数を減らすんも、医療、医者育成まで含めて、関連の法案がずらっと出たんですよ。

これで、言えば市場原理、ここも入れるんですよ。ここまで手をつけて、皆国保へ入るといふ制度の、皆と書いた、これも社会保険からどんどん入るような誘導策をすると。企業は、結局、最後のところは、医療費は企業の負担、公費の負担はなくそうという目標を持つとるんです。その流れの中の、今、こういう時点にあるといふところを見ていただきたいんですが、いかがですか、その点では。

後期高齢者の問題も、75歳の問題もありますけども、これも前期も含んどるんですよ。前期もまたこれ、後期高齢者に入れますよ、先では。そうすると、その自治体の仕事はふえるが、年金から医療費の分を引き去られるようになるんですよ。そういう流れ、スケジュールがずっと書いてあるんですよ、経団連の、先ほどカメラじゃありませんけども、御手洗会長が小倉会長から引き継いで、どういう方向へ進めるかと。それを早める言うんですから。

○川角委員長　　ちょっと岡田委員。思うんですが、きょうは予算委員会ということで、予算に関係がないことだとは思いますが、非常に今からの大きな問題だと思いませんか、これは。それで、ひとつ今からの委員会もあることなんで、そこらで十分、このことについては協議をいただいたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○岡田委員　　いかがでしょうじゃない、わし、質問したいんや。

○川角委員長　　ちょっと余り、予算伴ってない。

○岡田委員　　委員長はそういう認識か知らんが、行政は知っとってや、それは。

○川角委員長　　答弁、武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長　　国の制度の根幹にかかわるご質問ですので、私で十分答弁はできないと思いますが、これまで医療費の適正化ということで、いろんな、今年の6月の通常国会で医療制度改革法案が可決・成立をしたということでございます。

医療費の適正化ということで、以前に岡田委員さんもお尋ねになったと思うんですが、実は、現在、国が言っとる医療費適正化という概念が、やはり15年度の国民医療費の実態を見てみますと、31兆5,000億円ですか、17年度の概算国民医療費が32兆4,000億円ということで、年度単位で1兆円なり、2兆円膨らんできておるんですよ。その中の31兆5,000億円ですか、その中の3割、これは生活習慣病に起因した疾病に基づく医療費なんですよ。これが10兆4,000億円ということでありまして。

特に、この生活習慣病に起因した死亡原因が6割を占めておるんですよ。ですから、ここの部分をきっちりと指導なり、対策を講じることに

よって、医療費が適正化に進むだろうと、そういうことで国の方では、今、重点化をしているのは、この生活習慣病なんですね。肥満の問題、それとか糖尿病の問題、高血圧の問題、高脂血症の問題、この4つがやはり関連をして、そういった病気にかかっていくと。

ですから、私どもはこれまでも一貫して申し上げとるのは、そういった生活習慣をきちんと改善をして、やはりそれが市民一人ひとりがそれを自覚をしていただくことによって、この医療費の抑制をしていこうと、そういうことでございますので、私はこれからもこの「健康あきたかた21」の推進、また今後、特定健診、特定指導、保健指導等が実施されますけれども、そこの基本的な考え方は、そこをきちんとやっていこうということで、保健事業等は進めていくべきだろうというふうに思っています。

○川角委員長 ほか質疑ございますか。

赤川委員。

○赤川委員 1点ほどお尋ねいたしますが、もうあとの審査がある予定でございますので、簡潔にやりたいと思いますが、説明書の22ページの一番上の段でございますが、健康づくり推進事業費のうちの7項目あります総合健診委託料、一日ドック委託料、またインフルエンザ委託料、このことについて大体件数がわかれば、ひとつお聞きしたいと思います。

また、この健診の結果、どういう対応をされとるのかということも聞いてみたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 18年度の総合健診につきましては、受診者総数は3,663名ということでございます。人間ドックにつきましては、1,015名でございます。合わせて平成18年度双方合わせますと、4,678名ということで、対前年でいきますと、42名の増、1%の増加というふうになっております。

それと、インフルエンザの関係でございますが、合計で7,597名でございます。17年度が7,300ということでございますので、約300名ばかり増加をしておるといような状況でございます。

以上でございます。

○川角委員長 赤川委員。

○赤川委員 それぞれ健診、受診される方の増というふうな状況になっておるといふことでございます。特に、ここに私のことが書いてあるんじゃないかと思っておりますけれども、肥満に起因する生活習慣病というのがございますけれども、本当に健診結果を踏まえて、どのような指導をされておるのか。また、今後、なお一層こういったことを市民に啓蒙していくに当たって、方法はどのように考えておられるか、この2点、ひとつお伺いいたします。

○川角委員長 答弁求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 先ほど私、答弁漏れがございましたので、あわせて答弁をさせていただきたいと思います。

こういった健診事業を通じまして、この健診の事後結果については、当然市の方も助成をし、保健事業としてとらまえておりますので、そういった市民の健康保持、守るという面で、当然その結果に基づいて指導していくべきだろうということで、そういった指導が必要であるという方については、私どもの方もそれぞれの地域に出まして、事後指導をしていくと。ただし、なかなか実態として事後指導においていただけないということがございます。

しかしながら、この事後指導というところが、やはり一番重要なところだろうと思っておりますし、今年度、国保ヘルスアップ事業ということで、これは生活習慣病の予備軍を対象に実施をしましてまいりますけれども、これはもう基本的には、そういった健診結果に基づいて指導が必要な方については、それぞれ個人に合ったプログラム等を設定をして、そういった生活習慣の改善をもくろむように対応してまいりたいと思っておりますし、今回の制度改正の中で、平成20年の4月からは、そういった健診結果に基づく特定保健指導というのは、義務づけられたわけでございますので、今後、その指導については、重点化を図って指導してまいりたいというふうに考えております。

○川角委員長 ほかに。

赤川委員。

○赤川委員 だれもが健康を願っているということでございます。よろしくお願いしまして、質問を終わります。

○川角委員長 ほかにございますか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど市長が答えていただきまして、少し水が入りましたんで、少し冷静に質問させていただけるかというふうに思いますが、市長がある程度、一定の方向を示されたというふうに私は受けとめました。

大新東をある程度精算をしていこうというふうなご答弁であったというように思います。ちょうどご存じだと思いますが、大新東もシダックスの傘下に入ることが、一昨日ですか、決定したようですから、シダックスはまだ新しい会社でもありますし、大新東が持っているノウハウはシダックスは持っておられんですが、かなり、どういう見方をするかということになればあれですが、効率化優先の企業体質にさらになるのかなという感じは、私は個人的に持っていますので、そういった中でも、市長のそういった方向というのは、私はその方がいいんじゃないかなという、そういう状況を見ながら感じています。

そこで、担当部長にお聞きしますが、先ほど契約の内容を実行したのか、してないのかというような話もしましたが、早い時期にという市長のご答弁ですから、途中で契約解除ということもあり得るというふうに思いますね。その場合に、23条に契約の解除の条項がありますが、

こちらの責任がなかったら、いつでも解除できるというふうになってますね。だから、そこらのところを踏まえて、契約不履行で損害賠償とまではどうかと思いますけども、そういった有利な形で解除するということが私はできるんじゃないかなという、読み取っておりますが、そこらについて担当部長としてどういうふうにお考えですか。

○川角委員長 はい、答弁求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 ご指摘いただきますように、本契約につきましては、当然、19年度のあるべき姿という形のを、ある程度検討しなくてはなりませんし、契約については、今ご指摘いただきますことにつきましては、十分我々執行部内で検討をさせていただきたいというように考えております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 検討すると言ったって、契約の中身を見ればわかるわけですから、今の判断がどうかというのも、部長、できてないんですか。再度お聞きします。

○川角委員長 新川総務部長。

○新川総務部長 18年度につきましては、変動的な形というものも契約の実績の中で、変更契約というものもありますし、当然、19年度の対応というものにつきましても、契約条項等の中において十分対応できるような方法の中で、大新東と協議をさせていただきたいというように考えております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 見積もりは出てるでしょうけども、契約はまだしてないんでしょう。

○川角委員長 答弁求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 当然、予算の見積もりと、先ほどご説明をさせていただきましたように、1件ずつの設計プログラムを編成しなくてはなりません。そういう過程の中で、19年度の方角性と言いましょか、そういう形の中で、当然まだ契約もいたしておりませんので、そういうところも全体の中で総合的な判断の中で整理をさせていただきたいというように考えております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 総合的と言えは聞こえはいいですけども、あえて議論は集約されたと思いますので、そこらを踏まえてしっかり、そういった意味での検討をいただきたいというふうに思います。

もう1点、現場サイドの状況が、本当に部課長がつかめておるかどうかというふうなことも、非常に浮き上がってきたというふうに思うんですね。この間もらった、18年度の一部業務委託変更契約業務量というのが、各保育所の一覧表が出てましたよね、人数の、時間とか。担当部課長、持ってるでしょう。これは現場の話ですからね。まず、それを持ってるかどうか、確認してください。

○川角委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時54分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、再開をいたします。  
お諮りをいたします。  
今の時間から見て、本日の会議時間が議事の都合によって、延長したいと思うんですが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕

○川角委員長 異議なしと認め、本日の会議時間は延長いたします。  
それでは、答弁の方、求めます。

廣政部長。

○廣政福祉保健部長 変更契約の見積もり契約、集約ですか、あの表につきましては、ちょっと私の方ではございませんで、ただ、当初、当初予算を組むときには、ある程度、今の時期になると思いますけども、大体保育園児の申し込み、それぞれの年齢に対しての、それぞれ保育士をつけにやいけませんので、その積み上げの人数等は、総務部の方へ報告をさせていただいております。

その後、病休とか、産休とか、お産とかという、一つの有事の場合に休まれるという方には、随時、補充をさせていただいております。その集約が、この表になっているというふうにとめます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 人事管理の方が集約をしとるということで、資料の方は行ってなかったという実態はあるんですが、やはりこういう変更の数量になってますよというぐらいの把握は、担当部署は知っておいてほしいなど。というのが、その中身、数字の中身から、やっぱり読み取れるものもあるわけですね。だから、この数値を見られて、私はちょっと、あれっと思ったのは、例えば、3番目のひまわり保育所とくるはら保育園は、保育士の業務委託の人数が5人、5人なんですね。時間外は大体似たようなものですが、休日出勤あたりは倍ぐらい違うんですね。だから、ひまわりが129.8時間、くるはらが327時間、あるいは吉田保育所あたりは時間外が27時間とか、13人おってもそう。だから、これ、何でこうなるのかなという不思議を感じたんですね。

だから、そこらはどんなふうにして、こういう形の結果が出たのかというのを、どういうふうに分析されていますか。

○川角委員長 答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 大変申しわけありません。今、この表を見させていただいて、ご指摘のとおり、それぞれの人数、またそれぞれの休日、また同等の中での時間の格差というものが、表であらわれておりますが、ご指摘のように、この分析を今、できることはできませんが、この数字を早急に分析をして、また調査等もしてみたいと思います。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 いろいろ話を聞いて、私なりに分析をしたんですよ。だから、参考にしてもらえと思いますが、吉田の保育所は、時間外が少ないというのは、結構やっぱり都市部ですから、若い人が多いんですね。だから、夕方までいっぱいやって、それから残業ということではなしに、4時なら4時から出る人がおって、だから残業という時間じゃないんですね。だから、それが夕方までやるという形で、残業が少ないんだらうというふうな話を聞きましたね。

ひまわり保育園なんかは、これあたりが普通なんかなという感じで聞きました。くるはらは何で多いんかなというのを聞いたら、3歳児未満、小さい子が多いということなんですね。土曜日にそれが、預かる人が多いとか、そういうふうなことで、土曜日の休日出勤が多い。働く人もある程度、もう何時から何時までという人が多いという、その地域性があるんですね。

さっきも言いましたが、条件が違うと、こういうふうにも結果も違ってくるということですよ。そういった分析ができるということですよ。

回りくどいことを言いましたが、要は、現場の状況をもっと知っていただくということが、やっぱり政策に影響してくるのではないですかということをお願いなんです。だから、しっかり現場の話を聞くということが、まずあって、いろんな政策がついてくると、そういうことじゃないかというふうに思うんです。だから、そういった姿勢で取り組んでいただきたいということを、まずはお願いをしておきます。

そして、市長、大枠で話をさせていただきましたが、保育園の将来のあり方、今回、ことしからみつや保育園という指定管理に、民間になりましたよね。あとは正職員、今度人材派遣ですか、こういう形で中身が動いていくということですが、以前も一般質問なんかで言いましたように、やはり本市的なあり方というのを十分検討する、もう時期に来たんかなという気がするんです。だから、9億からある、やっぱりお金が要るところですから、合理化、削減せにゃいけんというのは、私らも十分わかってますから、今回のように業務委託という形にして、少しでも削減しようという、そういう方向というのは、お互い確認してきたことなんです。結果的にこういう形になったんですが、これからその保育業務をどうしていくかという議論をしっかりする必要がある時期に、そういったことも問題を含めてきたんかなという気がしますので、だから民間委託できるところは、していけばいいと。あるいは本来なら、正職で全部やればいけども、どうしても人件費が高つくということで、正職を減らして、今もう3分の2ぐらいが派遣という形になりつつあるということですよ。そのこと自体が本当にいいのかどうか。ただ、派遣という形でやるにすれば、どういう、事業団なんかを使って、どういうふうな形ができるかとか、そういうふうなことをやっぱり、地域の若い人の雇用というものも含めて考えないけんということもあろうと思いますし、



もう一つ、経費削減で民間に全部委託すればいいという状況も難しいんだというのは、さっき言いましたよね。地域性があるということです。

民間委託にするといっても、効率の悪いところは民間は受けませんから、そこを公としてどうサポートしていくのかということが、やっぱり考えていく必要があると思う。そういった方向の、しっかりとした検討をする1年、1年じゃなしに、もう半年ぐらいでやってもらいたいと思うんですね。それは、大新東のこともありますから、そこらの考えをお伺いしてみたいと思います。

○川角委員長 答弁求めます。

児玉市長。

○児玉市長 我々の頭の中にいつもあるのは、どのようにして経費を削減していくかということが大きな課題で、こういう委託という制度もとったわけですが、委託は難しいということになれば、とりあえずは派遣でやりながら、もう年内に方向を決めていくと、こういうことであろうかこのように思います。

そのときに、将来を見越してどのようにするかということも考える必要があるし、できるだけ保母さんは、今は、でもかなり地元採用ですけど、なかなか保母が今見つからないという状況もありますんですが、できるだけ地元で金が落ちるように、雇用ができるようにと、こういう方向でやっていきたいとこのように考えます。

ただ、待遇の問題をどのようにするかということもあるわけですが、大事な子どもさんを預かっていく、大事な仕事をやるということから言えば、今でも時給から言えば、ほかの職場よりか時給は高いと、今、時給900円でやっておりますので、ほかの職場が大体700円ぐらいじゃないかと思いますが、から言えば、優遇はしておるんですが、それでもなお本当に生活するにはきゅうきゅうとしておるというのが実態であります。そこらも今後、どうするかということも総合的に考えていく必要がある。

ただ、問題はやっぱり将来、子どもさんが減るのは確実に減ってくると、こういうことがありますので、そこらを見越して、保育所そのものをどのように考えてくるかと、こういうことがあります。交通の便利のいいところ、最近、3歳未満でも吉田へ集中するという傾向があるんですね。勤め関係もあるということで、そういう意味では、3未の保育園は民活にしても、結構引き受け手があったと、こういうことですが、ご指摘のように、便利の悪いところの保育所をどうするかということも、今後我々も考えていかなきゃならないと思いますが、そういうような観点に立って、できるだけ早い時期に考えていきたいと考えております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 ある程度の方向を考えようということでご答弁いただきましたが、年内にというようなことも言われましたが、早くやっていただきたいとい

うふうに思いますし、委託にしたから、もう安心ということもないですから、当然、調理師にしたって、行事があつたりしたら食事の内容も違うわけですね。だから、そこらも園長あたりと本当にしっかり協議ができる現場の雰囲気というのをつくらんと、回っていかんというのが実態のようですから、とにかくさっき言ったように、現場とも話がしっかりできるような状況を、委託、人材派遣の分も含めて指導いただきたいと、思いますし、保育士のなり手が少ないと市長言われましたが、保育士になりたくてなった人が、派遣になって、給料が安いから、ことしも、もう2~3人、私はやめると聞いたんですよ。それはどこへ行くかというたら、民間だったり、三次の方へ行ったり、もう職種を変えざるを得んというね。だから、そこらはやっぱり認識を市長、もう少し高めていただくということが必要だろうと思いますし、時給にしたって、今は900円ですが、880円の人もおるんですね。あるいは一般のものは750円とか、いろんなことがあるわけですよ。

ぜひ市長さんも、みんなが言ってましたよ。町長時代には、膝を交えて、いろんな話を聞いてもらってたが、やっぱり忙しいんでしょうねと、話を聞いてもらえんから、こういった状況も伝わらんだろうということですから、辻説法やるといって、市長、言われたんですから、そういうところへしっかり行っていただいて、特にくるはらにはお孫さんも行っておられるんですから、ちょっとぐらい遊びに行って、現場の状況を見ていただくというようなことも必要かなというふうに思いますので、ぜひそれを要望して、終わります。

○川角委員長 ほかには質疑ございませんか。

入本委員。

○入本委員 関連部分があるんですが、やはりこの説明資料というのは、公文書でないならいいんですが、公文書として出しておられる気があるのなら、やっぱり間違つた時点では、文字の文言を訂正して、審議をしてもらうという配慮が欲しいと思うんですが、これは説明資料だから、少々字が違ふとつても、数字が違ふとつてもいいと言われれば、そういうふうに思いますし、そこらの理解をちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

それで、人的業務の分は、これは大新東の場合は、以前は入札でやっておられたんですが、これは随契でやられるような雰囲気を今、聞くんですが、随契で行かれるのか、そのあたりもちょっと確認しておきたいと思います。

それから、最後に同僚議員がまとめましたけど、私は、やはり若者定住、子育て支援の中から、今回の資料を見ても、当初の歳入歳出予算資料と説明資料の中に、このたび審議にくるはらとふなさか出たんですが、このたびの説明資料の中に施設が7であつたり、児童クラブ7、3とかいうふうに、やはり不親切なんですよね。旧施設のうち、どこですよと、書いてないんですよ。だから、そういうのもまた質問せにゃいけんよ

うになってくるんですよね。それで同じ数字ならいいんですが、7と9になると、またここでどうしたんかいなというようになりますから、そういうところの配慮が足りない。やはり新規でせつかく2施設ふえたんだから、この説明書の中に若者定住、また子育て支援のためにこういう施設をつくりましたよと、説明書の中に欲しいなと思うんです。

それで、この保育所の問題、児童クラブ、それから児童館、これは施設の関係と給食問題、給食の施設問題、それから幼児の就学前の医療費の問題、それから幼保の連絡、それから交通システム等が当然、次世代育成支援行動計画の中には出てこなきゃいけない問題なんですよね。そのあたりが、このたびの中間の財政計画の中にも、まだ福祉の方はおくれしておるんだと思うんですが、数字も入らないし、そういうものが見えてこないという。だから、予算をする場合は、やはり今年度と、19年度と将来に向かっての予算が必ず私は、何々計画とか、いろんなものが出てくると思うんですよね。設置して検討会をするとか、いうのが出てきて初めて本年度の予算を認め、次年度に期待すとかいう、そのあたりがちょっと統一されてないような気がして、図書館がふえたら人口がふえるとか、絶対人口がふえんのじゃいうような発想がありますけど、我々はあくまでも人口をふやそうという気持ちがある。そのための、こういうところに投資した方がいいという気持ちがあるわけなんですよ。そのためには、この子育て支援、若者定住、これが原点だろうと思うんですが、そのあたりの具体的な次世代育成支援行動計画というものは、どのような位置づけで、このたびの予算をされたか、伺います。

○川角委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 平成19年度の当初予算資料、説明資料につきましては、ベースというものにつきましては、一昨年度のベースを使わせていただき、大変字句がそのままのところがございます。これにつきましては、訂正をあずかせていただきたいと思いますと思っておりますので、書類の作成方、よろしく願いしたいと思っております。

それと、契約の方法でございますけれども、当然、1社だけということにはなりません。いろいろ随契の範囲でございますけれども、見積もりをとりまして、2社以上の見積もりという状況もございますので、見積もり聴取をさせていただいて、適正な価格の中で契約をさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○川角委員長 廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 次世代育成の支援行動計画と、17年の3月にこれは策定をされております。この次世代の育成につきましては、各部にわたって子どもの少子高齢化に対する対策等を掲げてあるように考えております。

予算をどのように反映されとるかということでございますが、仰せのように医療関係、保健関係、また福祉関係と、それぞれ経常的な事業等

も平成18年度に比べて継続して行う事業もございます。

先ほどご指摘のように、子どもの親の就労支援としての、この児童クラブ、2園ほど新しく開校します。それと冒頭に申し上げましたみつや保育所の開設、それでハード面とソフト面がございます。働きながらの育成支援、また家庭における育児の支援、また地域で支える子育ての支援、次代を担う親づくり、子育ての環境づくりと、いろいろ項目も掲げておりますが、まずは、平成17年の3月につくられた、一つの基本的な姿勢というのは、ある程度組ませていただいているんじゃないかと、このように考えております。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○川角委員長 それでは、質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
それでは、ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時31分 休憩

午後4時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続いて、議案第41号、平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算書の101ページになります。101ページをお開きください。

今回提案させていただいておりますこの予算につきましては、去る2月15日開催の安芸高田市国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、答申を受けたものでございます。

平成19年度の安芸高田市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億5,332万2,000円で、対前年度比15.2%の増となっております。また、一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定めさせていただくものでございます。

まず、国民健康保険の概要でございますが、本市の平成19年1月1日現在の世帯数は、1万3,177世帯、人口は3万3,378名で、そのうち国民健康保険へ加入する世帯は、7,929世帯、対前年比59世帯の増でございます。被保険者数は、1万3,980名で、対前年度比153名の減となっております。

全体に占める割合は、世帯で約60%、人口で約42%となっております。また、65歳以上の高齢者数は、1万657名で、全人口に占める割合も31.9%と前年に比べ0.4%上昇しております。このような高齢化の進展は、今後の国民健康保険事業の運営に大きな影響を及ぼすことが想定されるところであります。

また、医療制度改革に伴い、患者負担の見直しや、新たな高齢者医療制度の創設、また医療費適正化のための医療保険者に対する特定健診等の義務化など、保健・医療を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。とりわけ平成20年4月から施行される40歳以上の被保険者に対する特定健診、特定保健指導の義務化は、依然として歯どめがかからない医療費の増加に対しまして、その抑制を保険者みずからの責務として位置づけられたものであり、平成19年度においては、これらに対応するための移行準備に万全を期すことが求められているところでございます。

特に、特定健診、特定保健指導に当たりましては、健診結果に基づく事後指導が特に重要となるため、平成19年度におきましては、新規事業の国保ヘルスアップ事業による生活習慣病予備軍に対する保健指導を通じて、保健師等の保健指導能力のスキルアップを図ることとしております。

言うまでもなく、国民健康保険制度は地域医療のかなめとしまして、被保険者の健康と安全を確保する上で重要な制度であり、安定的な運営を確保していくことが非常に大切と考えております。

19年度におきましても、医療費適正化に向けた取り組みや、生活習慣病予防を中心とした保健事業をより一層推進することとし、保険者の健康づくりに努めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、各担当課長の方からご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○川角委員長

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

それでは、国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

歳入につきましては予算書により、歳出につきましては説明資料により説明させていただきます。予算書の108ページをお願いいたします。

1款の国民健康保険税、1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、6億90万円、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては2億3,810万7,000円で、合計で8億3,900万7,000円でございます。前年度に比しまして、2,733万円、3.4%増で、予算計上いたしましたところでございます。

次に、2款の使用料及び手数料、1目の総務手数料、1節の調整手数料1,000円につきましては、納税証明手数料として計上いたしております。

次に、109ページの3款国庫支出金、1目事務費負担金につきましては、療養給付費事務費負担金といたしまして1,000円を計上いたしております。

2目の療養給付費等負担金、1節の現年度分といたしましては、7億7,678万2,000円計上しておりますが、内訳といたしましては、医療費給付分が4億8,487万4,000円、老人保健拠出金分が2億3,626万円、介護納付金分が5,564万8,000円となっております。それぞれの支出額の40%が国庫負担となるものでございます。2節の過年度分につきましては、存

目といたしまして、1,000円計上いたしております。

3目の高額医療費共同事業負担金につきましては、1,246万7,000円計上いたしておりますが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1が国庫負担でございます。

次に、2項の国庫補助金、1目の財政調整交付金、1節の普通調整交付金につきましては、2億543万8,000円を計上いたしております。内訳は、医療費給付費分が1億2,834万9,000円、老人保健拠出金分が6,235万9,000円、介護納付金分が1,473万円で、それぞれの支出額の10%が普通調整交付金として交付されるものでございます。

次に、2節の特別調整交付金につきましては、1億8,871万7,000円計上いたしております。これにつきましては、原爆医療費並びに結核精神医療費が多額であるということで、1億608万3,000円と6,703万3,000円が、また医療費通知によるものが60万円、また19年度に実施することとしております国保ヘルスアップ事業に対して1,500万1,000円を予定をいたしております。

2目の国民健康保険特別会計特別対策補助金につきましては、1,000円存目計上いたしております。

3目の後期高齢者医療制度施行準備補助金につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴う国保保険者システムの改修費補助金でございます。

次に、4款の県支出金、1項県負担金、1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、1,246万8,000円計上いたしております。これは高額医療費共同事業拠出金に係る4分の1の県負担でございます。

次に、2項の県補助金、1目の財政調整交付金につきましては、1億6,637万9,000円計上しております。内訳といたしましては、医療費給付費分が1億1,128万4,000円、老人保健拠出金分が4,864万2,000円、保健事業分が645万3,000円となっております。それぞれの経費の5%が財政調整交付金として交付されるものでございます。

次に、5款療養給付費等交付金、1目の療養給付費等交付金につきましては、1節の現年度分といたしまして、12億3,691万6,000円計上いたしておりますが、これは退職被保険者に係る医療費、また老人保健拠出金に対して支払基金から交付されるものでございます。

次に、6款の連合会支出金、1目の連合会補助金につきましては、1,000円存目として計上いたしております。

次のページをお願いします。7款の共同事業交付金、1目の高額医療費共同事業交付金につきましては、2,493万5,000円計上いたしております。これは、県単位で、1件80万円以上の高額医療費の負担調整を図るために交付されるものでございます。

次に、2目の保険財政共同安定化事業交付金の2億8,451万2,000円につきましては、各保険者間の保険料を平準化するため、1件30万円以上の医療費の負担の調整を図るため、交付されるものでございます。

次に、8款の財産収入、1目の利子及び配当金につきましては、70万円、財政調整基金の運用利息を計上いたしております。

次に、9款の繰入金、1目の一般会計繰入金、1項他会計繰入金、1節の保険基盤安定繰入金1億7,796万5,000円につきましては、一般会計の方でも説明いたしましたとおり、国民健康保険法に基づき、一般会計が国保会計に繰り入れるべきこととされている繰入金でございます。

次に、113ページの2項の基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金につきましては、3億2,349万1,000円、基金を取り崩して繰り入れることといたしております。

次に、10款の繰越金、1目の療養給付費交付金繰越金並びに2目のその他の繰越金につきましては、それぞれ現時点では存目として計上いたしておるところでございます。

次に、114ページの方に移りまして、11款の諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目の一般被保険者延滞金、1節の一般被保険者延滞金を50万円、2節の退職被保険者延滞金を3万円、3節の過料を1,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、2項の預金利子、1目預金利子につきましては、存目として1,000円を計上いたしております。

次に、3項雑入、1目雑入、1節の滞納処分費は存目として1,000円、2節の一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等第三者行為による納付金を50万円計上いたしております。3節の退職被保険者第三者納付金並びに4節の一般被保険者返還金、5節の退職被保険者等返還金、6節の雑入につきましては、それぞれ存目といたしまして1,000円を計上いたしております。

以上で、歳入の説明を終わりました。歳出の方に移らせていただきます。説明資料の方の23ページの方をお願いしたいと思います。予算書では107ページからになります。

まず、保険給付といたしましては、予算総額はさきにもありましたように、42億5,332万2,000円を計上いたしております。療養諸費でございますが、一般被保険者並びに退職被保険者の医療費の7割相当分といたしまして、26億7,196万8,000円を計上いたしております。国保医療費につきましては、引き続き増加の傾向にございまして、今後とも医療費適正化に向けた取り組みや、生活習慣病予防対策に重点を置いた保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

高額療養費につきましては、1億9,491万6,000円を予算計上しております。一般被保険者並びに退職被保険者の高額医療費の給付に要する経費でございます。

次に、老人保健拠出金でございますが、本年度7億1,180万円を予算計上いたしております。これにつきましては、老人保健医療費に係ります拠出金でございます。

次に、介護納付金につきましては、国保被保険者のうち介護保険の40

歳以上65歳までの2号被保険者に係る介護納付金でございますが、1億6,367万1,000円を予算計上いたしております。

次に、共同事業拠出金でございますが、国保財政の安定化並びに保険料の平準化を図るために、県単位で行うものでございまして、高額医療費共同事業並びに昨年創設をされました保険財政共同安定化事業の拠出金といたしまして、3億3,438万3,000円を予算計上いたしております。

次に、保健衛生普及費でございますが、2,326万円計上いたしております。主な事業といたしましては、高宮湯の森温水プール並びに吉田温水プールを使ったプール健康教室に500万2,000円、健康まつりに138万5,000円、これにつきましては、先ほどのプール健康教室につきましては、それぞれのプールの特性を生かし、高宮湯の森のプールにつきましては、比較的高齢な方を対象に、また吉田温水プールにつきましては、中高年の肥満の方を対象に教室を開催していきたいというふうに考えております。次に、国保ヘルスアップ事業につきましては、1,500万円、これは新規事業でございますが、総合健診等の結果に基づき、保健指導が必要な生活習慣病予備軍の方に対しまして、個別の支援プログラムを立てまして、生活習慣病予防や改善を行うものでございます。次の運動教室・ウォーキング大会につきましては、117万3,000円予算計上いたしております。

次に、疾病予防費につきましては、1,690万円予算計上しておりますが、国保被保険者に係る人間ドック助成に640万円、総合検診個人負担金助成に600万円計上いたしております。次に、特定健診事業計画策定に450万円計上いたしておりますが、これは平成20年4月から、各医療保険者に特定健診並びに特定保健指導が義務づけられましたことから、平成19年度においてこの計画策定が義務化されたことによるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○川角委員長

それでは、要点の説明は終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員

ここで一番私は興味がある、興味があると言っては失礼なんです、23ページの先ほど言われました保健事業のプール健康教室、これ、非常に私、いい企画だと思うんですよ。しかしながら、企画倒れしないためには、かなりの啓発運動と交通のアクセス、やっぱりそこらの、どういう時間帯で、どのようなシミュレーションをしておられるのか、プログラムがもうできているのか、できていないのか、そこらあたりをちょっと、この4点セットについて聞きたいと思います。

○川角委員長

答弁を求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

プール健康教室につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれのプールの特性を加味いたしまして、対象者につきましてはすみ分



けをして実施をさせていただいております。

基本的には、高宮湯の森のウォーキングプールにつきましては、肩こりであるとか、腰痛・疼痛予防コースといたしまして、比較的高齢な方を対象に、各支所ごとに大体6回、それを2クールということですから、72回を一応計画をさせていただいております。大体720名程度の、通年を通して実施をしてまいりたいというふうに思っております。

それと、大体、この事業については、比較的高齢な方の参加ということでございまして、これにつきましては、現在も送迎をつけて実施をさせていただいております。ですから、先ほど500万余りの予算の中には、そういった送迎の経費も含まれておるということで、比較的高くついているのかなという思いがあったと思いますが、そういう事情でございませ

す。それと、吉田の温水プールにつきましては、生活習慣病、いわゆる肥満に起因するメタボリック症候群という方を中心に、この吉田の温水プールを使って熱エネルギー消費を行って、そこらの肥満の改善をしていくということで、生活習慣病予防コースとして、これにつきましては位置づけております。昼間と夜につきましてそれぞれ実施をいたしておりますが、18年度の場合を見ますと、昼間につきましては週2回実施ということで、48回、330の方がご参加をいただいたと、夜間につきましては週1回ということでございまして、120名ばかりの方が参加をいただいております。いずれの参加者につきましても、この事業を行うことによって、どのような成果があったかということにつきましても検証いたしております。

まず、温水プールを使ったメタボリック症候群におきますところのプールにつきましては、体脂肪あるいは腹囲の、胴回りですね、これの低下ということで、私も当初、10%の目標を掲げて実施をさせていただきました。その事業を実施した後における成果といたしましては、体脂肪率につきましては、24.4%の方が体脂肪の低下が改善されたと。それと腹囲につきましても、参加者の53.4%についてはそういった改善が見られております。

また、高宮湯の森の関係でございまして、前年度、参加者の方の意見聴取りしておりますが、前年度は35%の方がそういった肩こりであるとか、疼痛であるとか、そういったものについての改善があったということでございまして、18年度におきましては、目標を全体の50%の方によくいただこうという目標を掲げました。そういった面では、まずは運動機能の維持改善が、目標に対して54.4%の改善が見られております。また、疼痛等の緩和につきましては、前年度も参加者の方の73%は、そういった疼痛の緩和等が見られましたけれども、そういったことで18年度、80%の目標を掲げましたが、最終的に参加者のアンケート等の実施の中では、83.3%の方にそういった改善が見られたということで、この事業につきましては非常に有効的な事業であろうというふうに認識

をいたしております。

以上であります。

○川角委員長 以上ですね。

入本委員。

○入本委員 私の趣旨は伝わってないんですが、プール教室の件では、今言われるんですけど、私が聞きたいのは、昼・夜やって、どのような交通体系で、吉田プールもやはり交通体系があるんですか。高宮もあって、チラシ等が、これは広報でやられるんですかね。そこらが知りたいのと、健康まつりの内容とウォーキングの、これは今、非常にテレビ等でもウォーキング、プールというのが非常に医療費軽減、また健康と生きがいの中にすごくウエートが高いんですよ。だから、お金が高いとは、一つも私は思っていないんですよ。ただ、やることに関して実績が出なかったら意味がないから、啓発運動をうまくしないと、よく言われるんですよ、高齢者、行きたいんじゃないけど、どうするんかわからんという、だからこれらは今のよう、今度は地区の振興会の会長さんらが集まりますよね。そういうところで募集していくのか、だれがリーダーシップをとってこれをやっていくのかというのをちょっと知りたいんですけど。

○川角委員長 答弁求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 周知の方法につきましては、メタボリックにつきましてはそういった生活習慣病予備軍ということにつきましては、市の方で抽出をいたしまして、その該当者の方に通知をして、参加を促しております。

また、同時に、市の健診以外の方でも、そういった方もいらっしゃいますので、そういった方への周知につきましては、広報あきたかた等へ、また通知広報において周知をいたしております。

並びに、高宮湯の森につきましても同様に、通知広報、有線・無線、広報あきたかたの方に掲載をして、参加を推進いたしております。

交通体系につきましては、先ほど言いましたように、高宮湯の森につきましては、参加者の方が高齢ということで、すべて送迎をいたしております。吉田温水プールにつきましては、比較的中老年ということで、自分で運転をしてこられる方が多いわけなんですけど、7割方はそういった方なんですけど、あとの3割につきましては、事業団の方にこの温水プールの事業につきましては、いつもお願いをいたしておりますが、送迎につきましても実施を、必要な方につきましてはワゴン車をもって送迎をやっていただいております。

それと、健康まつりにつきましては、昨年場合は美土里町の生涯学習センターまなびの方で、高齢者福祉課の福祉大会と同時開催をさせていただきました。内容的には、健康づくりコーナーということで、運動の呼吸、体力測定、骨密度の測定、また歯科保健指導ということで、歯科医師会の方のご協力もいただきまして、歯科保健指導もいたしております。また、食生活改善ということで、食生活改善推進委員さんの方の

ご協力を得まして、生活習慣病予防のパネル展示であるとか、試食の方も、健康食の試食につきましてもお願いをさせていただいたところでございます。

ウォーキングにつきましては、年1回ということでございますが、安芸高田市全員の方にご参加をいただくということで、今、密かなブームということで、このウォーキングの人口というのは年々ふえておるということで、昨年の方は八千代町の土師ダムの歩道の方を活用させていただきまして、実施をいたしたところでございます。

以上でございます。

○川角委員長

入本委員。

○入本委員

プール健康教室は、1,000万、2,000万投じて、高額医療が落ちてくるんです、ここの分野は。だから、どの程度吉田病院とこのプール健康教室とのタイアップされとるのか。

それから、今言われるのは、地理的な問題もあって、八千代の人が高宮へ行けと言うても、これは吉田行けというのは言いやすいですが、高宮の人が今度吉田へ来ると、またわけが違ふんですよね。そうしたときに、やはり吉田のプールというのは、深いというのが、原点があったじゃないですか、その問題はね。せっかくいい施設があっても、高齢者が深いけ、行かれんいうて、やっぱり吉田に、中心に病院があって、あそこに下手をすりゃ、あそこ、毎週何曜日には、あそこまで行くようなね、吉田病院から直行の温水プール吉田へ行く、プールへ行って、そういう指示をするようなタイアップすれば、医療費が下がるんですよ、これ。実例があるでしょう、もう既に担当課だから。

最近、テレビに出てくるのは、失礼ですが、高齢者が水着着てから、楽しい、膝が歩けるようになってとか、出とるじゃないですか。なぜそれをもっと集中して、本気になって取り組まれないのかなと私は疑問なんですよ。事業団がやられるのも、それは結構です。どこがやられてもいいですけど、500万じゃなしに、5,000万出して、1億の医療費を下げるなんてぐらいの、極端な例を言えば、それぐらいの私は意気込みが欲しいんですよ。

そのためには、もっとネットを張って、昼間の高齢者対策とか、若い者はどうしても行くと思いますが、そういう体制を吉田病院とそれから今のプール、吉田のプールはどのような状況にあるのか、振興会の働きをどの程度考えておられるのか、その3点をお聞きします。

○川角委員長

答弁求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

委員ご指摘のように、この温水プールということにつきましては、非常に有効な手段であろうというふうに考えております。

先ほど吉田病院との連携ということもございまして、当然、私どもは医療費の削減を目指しての取り組みとして、この温水プールの事業についてを位置づけております。したがって、今後、さらにここの温水

プール、高宮も含めてですが、有効に活用して、ひいては生活習慣病の抑制につながるような取り組みにつなげてまいりたいというふうに思っております。

それと、吉田と高宮のプールの構造自体が違うということで、それぞれの特性があろうと思います。吉田のプールにつきましては深いということで、高齢者の方については、使いにくいということも聞いております。したがって、私どもは募集の段階で、そういったプールの特性についても十分ご説明をし、目的によってそういった高宮湯の森の方への利用の方を促す方法に考えております。

それと、高宮湯の森の方の参加者につきましては、旧町単位にそれぞれ曜日を決めて行っていただいておりますということなんですが、当然、それぞれ遠方からの参加ということでございますので、送迎のバスをもって実施をさせていただいております。

ちなみに、そういうことで18年度も実施をいたしますし、19年度以降につきましても、さらに十分な活用をまいりたいというふうに考えております。

それと、振興会等の関係ということでございますが、当然こういった事業を推進をしていくということは、今回、「健康あきたかた21」も策定をいたしましたわけですが、個人の健康については、本来は自分で管理をしていくのが原則でございますが、やはりそれを後押しする環境を整備するということが、そういった面では地域、社会また行政等も後押しできるような環境も整備するということが、こういった取り組みについて振興会の方にも積極的に協力なり、この事業を推進していただくようお願いをまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

[質疑なし]

○川角委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後5時11分 休憩

午後5時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○川角委員長 それでは、休憩を解いて、再開をいたします。

続いて、議案第42号、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 それでは、平成19年度安芸高田市老人保健特別会計予算のご説明を申し上げます。

予算書の133ページからになりますので、よろしく申し上げます。

平成19年度安芸高田市老人保健特別会計予算の総額は、52億9,003万4,000円、前年度対比8.6%の減額予算となっております。また、地方自治法の規定によります一時借り入れの最高限度額は、4億円と定めるものでございます。

まず、老人保健の概要を申し上げますと、受給対象者数は、平成18年10月末現在で6,885名となっております。これは前年度比に比べまして372名の減で、5.1%の減であります。これにつきましては、平成14年の制度改正で、老人保健の対象年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げることとされたため、この5年間は受給者が年々減っておりましたが、平成19年10月から増加に転じてまいります。

医療費は、18年4月の診療報酬の3.16%の引き下げと昨年の税制改正によります高齢者の控除等がなくなりまして、窓口での3割自己負担の方の増加等により、減少傾向となっております。また、国におきましては、高齢者の医療制度を将来にわたり安定した持続性のある制度とするため、全国の都道府県単位に広域連合を設立しまして、新たな高齢者医療制度が実施されることとなっております。

広島県におきましても、全市町で組織する広島県後期高齢者医療広域連合が本年2月1日に発足いたしまして、平成20年4月の制度移行に向けて、現在、鋭意準備が進められております。こうした状況下で、福祉保健部といたしましては、広島県後期高齢者医療広域連合と連携いたしまして、スムーズな事務移行に万全を期すとともに、制度の集中啓発と市民の健康づくり推進に力を入れてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたします。

○川角委員長

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長

それでは、老人保健特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。予算書の138ページの方をお願いいたします。

主なものといたしましては、1款の支払基金交付金、1目の医療費交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金から、1節現年度分として26億3,319万6,000円、交付率は総医療費の50%が入ってまいります。

2目の審査支払手数料交付金は、1節現年度分といたしまして、約19万5,000件分の2,173万8,000円の歳入で、補助率は100%でございます。

2款国庫支出金、1目医療費負担金、1節現年度分といたしまして、17億5,546万4,000円で、補助率は総医療費の約33.3%でございます。

次に、3款県支出金、1目医療費負担金、1節現年度分といたしまして、4億3,886万5,000円、これは総医療費の8.3%という補助率でございます。

次に、139ページ、4款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、4億4,076万円、これは特別会計へ安芸高田市の一般会計からの繰入金でございます。市の負担といたしましては、総医療費の8.4%と対象外経費を含んでおります。

次の5款繰越金から140ページの6款雑入につきましては、存目計上で

ございます。

次に、歳出の方に移らせていただきます。説明資料の23ページをお願いいたします。

一番下段でございます。老人保健の保健事業の予算総額は、先ほどありましたように52億9,003万4,000円でございます。受給対象者は10月末現在で6,885名となっております。

主な事業費でございますが、医療給付費が52億3,051万3,000円、高額医療費やコルセットなどの現金給付に係る医療費支給額は3,588万円、それと約19万5,000件分の審査支払手数料といたしまして、2,173万8,000円を予算計上いたしております。

以上が歳出でございます。よろしくお願いいたします。

○川角委員長

以上で、要点の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○川角委員長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

続いて、議案第43号、平成19年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から、要点の説明を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長

それでは、予算書の143ページをお願いいたします。

平成19年度安芸高田市介護保険特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ34億7,618万2,000円で、対前年比1.8%の増額となりました。また、一時借入金の最高額は、1億円と定めるものであります。

平成19年度の予算といたしましては、保険給付費におきましては、平成18年度補正予算におきまして説明いたしましたが、施設介護サービス給付金などが大幅に減額しております。反面、居宅サービスにつきましては、デイサービスやデイケアの新規事業所の開設、あるいは養護老人ホームの制度改正、有料老人ホームへの入所者の増など、大幅な増額が見込まれました。ほぼ第3期の介護保険事業計画で見込んだ給付費を予算計上いたしました。

地域支援事業におきましては、第3期介護保険事業計画に基づきまして、対前年度比23%の増、予算を組んでおります。23%の増の要因といたしましては、地域支援事業補助基準額が保険給付費の2.0%から2.3%へ0.3%増加したことにより、これまで一般会計で執行しておりました一般高齢者介護予防事業、また地域生活支援事業を介護保険特別会計の地域支援事業に組み替えたことによるものであります。

また、税制改正により介護保険料の増収額につきましては、本年度開設予定の有料老人ホームへの入所などに備えまして、介護給付費準備基金に積み立てる予算を組んでおります。

詳細につきまして、担当課長の方からご説明をいたします。

○川角委員長 沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 それでは、平成19年度の介護保険特別会計予算につきましてご説明をいたします。

歳入につきましては、予算書に基づき説明をさせていただきますので、予算書の148ページをお願いいたします。

1款の保険料、1項の介護保険料、1目の第1号被保険者保険料でございますが、こちらが65歳以上の高齢者の介護保険料になっております。第3期介護保険事業計画によります保険料基準月額4,400円、月の基準月額が4,400円で、6段階の保険料でございます。年金天引きを行います特別徴収、そして納付書で納めていただきます普通徴収、そして滞納繰越分でございます。

年金天引きにつきましては、これまで年度の4月1日に65歳になっておられなければ、その年度は天引きができませんでしたが、今年度から65歳到達後、おおむね半年先から年金天引きができるように制度が改正をされております。

なお、税制改正によりまして、第3期介護保険事業計画で見積もった額より、増収見込みになっております。

2款の使用料及び手数料、1項の手数料、1目の総務手数料でございます。1節の証明手数料は、存目でございます。2節の事業所指定手数料は、手数料条例改正のところでご説明をさせていただきましたが、地域密着型サービス事業所の指定手数料でございます。第3期介護保険事業計画に基づきまして、3件の新規事業所を見込んで計上しております。

3款の国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の介護給付費負担金は、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の国庫負担分20%部分でございます。なお、施設給付費につきましては、平成19年度から国庫負担が19%に削減をされております。

続きまして、2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、基本的にはサービス給付費の国庫負担5%部分でございます。これに各保険者の事情によります加算、例えば後期高齢者が多く、サービスの費用が増大であるとか、あるいは高齢者の収入が低く、保険料基準額が高くなるとか、こういう特別事情が加味されて交付をされます。なお、安芸高田市におきましては、平成19年度は9.01%で調整交付金を計上しております。

2目の地域支援事業交付金（介護予防）事業は、地域支援事業のうち、一般高齢者あるいは特定高齢者に対する介護予防事業の国庫補助25%部分でございます。

3目の同じく地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業は、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の国庫補助40.5%部分でございます。

4款の支払基金交付金、1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金につきましては、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の第

2号の被保険者保険料負担、40歳から64歳までの被保険者の保険料負担31%部分でございます。

次のページ、150ページをお願いいたします。

同じく支払基金の交付金でございますが、2目の地域支援事業支援交付金は、地域支援事業のうち、介護予防事業の第2号被保険者保険料負担部分、31%部分でございます。

5款の県の支出金、1項の県負担金、1目の介護給付費負担金は、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の県負担12.5%部分でございます。なお、施設給付費につきましては、国が5%落としておりますので、県が5%上乘せし、17.5%に施設分はなっております。

2項の財政安定化基金支出金、1目の貸付金は、保険料財源が不足した場合に、財政安定化基金から借り入れるもので、存目でございます。

3項の県の補助金、1目の地域支援事業交付金（介護予防）事業は、地域支援事業のうち介護予防事業費の県負担12.5%部分でございます。

2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業費の県負担部分20.25%部分でございます。

6款の財産収入、1項の財産運用収入、1目の利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利息でございます。

7款の寄附金につきましては、存目でございます。

152ページをお願いいたします。

152ページ、8款の繰入金、1項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金は存目でございます。

2項の一般会計の繰入金、1目の介護給付費繰入金は、介護サービス給付費と介護予防サービス給付費の市の負担部分12.5%でございます。

2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、地域支援事業のうち、介護予防事業費の市の負担部分12.5%でございます。

3目の地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）は、同じく市の負担部分20.25%部分でございます。

4目のその他一般会計繰入金は、職員人件費、介護認定に関する経費、保険料の賦課徴収等事務費に要する経費の一般会計からの繰り入れでございます。

9款の繰越金につきましては、存目でございます。

10款の諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料、1目の第1号被保険者延滞金、2目の第1号被保険者加算金、3目の過料は、いずれも存目でございます。

2項の預金利子、1目の預金利子は、歳計現金の利子でございます。

次のページ、154ページをお願いいたします。

10款の諸収入、3項の雑入、1目の滞納処分費は、存目でございます。

2目の第三者納付金も存目でございます。

3目の雑入は、情報提供を行っておりますが、情報提供のコピー代で



ございます。

なお、歳出につきましては、予算説明資料と予算書をもって説明をさせていただきますと思います。予算説明資料の24ページから始まります。24ページをお願いいたします。

24ページ、一番上の保険料賦課徴収事業につきましては、介護保険料の賦課徴収及び滞納整理に要する費用でございます。

2番目の要介護認定事業でございますが、要介護認定事業におきましては、認定調査あるいは主治医の意見書、そして要介護認定審査会の運営を行う経費でございます。平成19年1月末現在で、要介護認定を受けておられる方が2,450名、高齢者全体に対する認定率が22.8%というふうになっております。

次の介護サービス費給付事業、こちらの方が要介護1から5と認定された高齢者が利用されるサービスでございます。こちらの方が大まかになっておりますので、大変申しわけございませんが、予算書の方の156ページの方で説明をさせていただければと思っております。

予算書の156、157をお願いいたします。

2款の保険給付費の1項の介護サービス等諸費でございます。こちらが要介護1から5の方のサービスを使われる給付費でございます。1の居宅介護サービス給付費につきましては、これが在宅系のサービスでございます。非常に現在、在宅系のサービスが伸びております。これは昨年度、18年に行われました要介護認定の変更、具体的には要介護1を要支援の2と要介護の1に、二つに振り分けました。その関係で、要支援の2になられた方が、施設入所が利用できませんので、在宅サービスに移行されておる。あるいは療養病床の再編成が今からございますので、病院あるいは施設サイドが、軽い方を在宅へシフトしているのではないかと。あるいは19年度中途に八千代町に大きな有料老人ホームが完成するなど、また4月には高宮町に新たなデイサービスセンターが開所し、また5月には八千代町に新たなデイサービスセンターが予定をされております。こうした居宅系のサービス事業所が増加するなど、居宅系のサービスが非常に伸びております。

157ページの一番上でございますが、地域密着型介護サービス給付費、こちらの方は18年度、新たにできたサービスでございますが、認知症対応型の共同生活介護、いわゆるグループホームでございます。あるいは小規模多機能型の居宅介護、認知症対応型の通所介護事業所でございますが、こちらの方は第3期介護保険事業計画に基づきまして、平成19年度に3事業所の新規開所を見込んでおります。それを含めて給付費を伸ばしております。

5番の施設介護サービス給付費でございますが、2億5,410万円の減額を行っております。これは18年の最終補正予算でもご説明させていただきましたように、現在、施設入所者が大変減っております。先ほど居宅のサービスのところでお話させていただきましたように、認定の変更あ

るいは療養型病床の再編成の影響、それらが出ておるものと考えております。

ちなみに、平成17年10月と18年10月の施設入所者を比べますと、特養につきましても、かがやきが開所されてふえておりますが、老健につきましても、1年間で17名の減少、療養型病床につきましても、1年間で10名の減少、こういう入所者の減少が起こっておりますので、施設介護サービス費の方を減額予算をしております。

続きまして、介護予防サービス給付費でございます。介護予防サービス給付費は、158ページをお願いいたします。予算書の158ページでございます。158ページの款の2番の保険給付費の項の2番、介護予防サービス等諸費でございますが、こちらの方が要支援1、2と認定された方が使われるサービスの給付費でございます。こちらにつきましても、18年の1年間をかけまして、認定の変更を行ってまいりましたので、平成19年度が、総人数がそろいまして、新たな実質的な初年度ということに当たり、18年度に比べまして事業費が大きく伸びております。なお、今年度末で要支援認定者は720名というふうに推計をしております。

158ページで見ていただきますように、目の1番、介護予防サービス給付費、これが要支援1、2の方が利用される在宅のサービスでございますが、8,270万円という大きな伸びを見込んでおります。

それでは、大変申しわけございませんが、また予算の説明資料の24ページにお戻りいただきたいと思っております。

説明資料の24ページでございます。下から3番目に、審査支払手数料がございます。審査支払手数料は、国保連合会に委託をしております介護保険の、いわゆるレセプト点検、あるいは事業所への介護報酬の支払い等を委託しておりますので、その手数料でございます。

そしてその下、高額介護（介護予防）サービス費給付事業でございます。これは1割負担を介護保険は利用者に行っていただいておりますが、その利用者負担金の低所得者対策でございます。平成17年の10月に申請方式が簡素化されて、高額介護サービス費は大変事業費が伸びております。

その下の特定入所者介護サービス費給付事業でございます。こちらの方は17年の10月から施設入所あるいはショートステイのときには、食費と居住費を自己負担になりました。これの食費と居住費に対する低所得者対策でございます。こちらの方は、施設入所者の減少に伴いまして、18年度から事業費が減少しております。

説明資料25ページからは、地域支援事業になります。この地域支援事業は、昨年度、18年度に改正された介護保険制度におきまして、新たに組み込まれたものです。地域支援事業は、上限額が設定をされております。平成18年度におきましては、介護給付費の2.0%でありましたが、19年度は介護給付費の2.3%、そして来年の20年度は3.0%と、事業費が年々伸びていく予定でございます。今年度は、昨年度に比べまして2.0

から2.3%に伸びておりますので、今年度、新たに一般会計から介護予防事業あるいは地域生活を支援する事業を特別会計の方へ移行し、高齢者の在宅生活を支える事業に特別会計で取り組むようにしております。

まず、介護予防事業費でございます。要介護認定の直前の高齢者であります特定高齢者あるいは一般高齢者に対する介護予防を行っております。具体的には、特定高齢者を把握する事業、あるいは生きがいデイサービス、そして訪問事業、そして介護予防の健康教室、そしてふれあいサロンへの助成事業、介護予防講演会の開催などをこの介護予防事業の方で行っております。

次の包括的・支援事業・任意事業につきましては、内容といたしましては、特定高齢者に対するマネジメント、そして総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、認知症の高齢者の対策、そのほか任意事業といたしましては、先ほどお話をさせていただきました高齢者の在宅生活を支援する地域生活支援事業、そして家族介護、在宅を支援する家族介護支援事業などを実施しております。

事業の具体的な方法といたしましては、地域包括支援センターの地域相談窓口であります市内6カ所の在宅介護支援センターへの委託費用、あるいは高齢者虐待防止の啓発、成年後見制度の啓発あるいは徘徊高齢者の家族支援事業、そして家族介護用品の支給事業、家族介護手当、そのほか今年度一般会計から特別会計に移行しました地域生活を支援する事業といたしましては、配食サービス、そして外出支援サービス、寝具類の乾燥サービス、安心電話、訪問理美容サービス、日常生活用具給付事業、こちらの方を介護保険の任意事業で実施しております。

なお、このうち外出支援サービスにつきましては、市内に現在介護タクシーというものが5社ございまして、ある程度供給見通しが立つ状況になってまいりました。これまで市社協に委託しておりました個人負担金無料の制度をタクシー利用助成に一本化をしたいというふうに考えております。

なお、この移行に当たりましては、低所得者対策には十分配慮し、実施したいと思っております。

また、日常生活用具の給付事業につきましては、障害者の福祉サービス等に準じまして、7月から利用者の1割負担の導入も検討したいというふうに考えております。

また、予算書の164ページにございますんですが、基金の積立金があります。部長からの説明でございましたように、税制改正による増収見込みがあります。この税制改正による増収見込みを、後年度の介護給付費の増額に備えまして、基金に積み立てる予算を計上しております。

介護保険の特別会計の運営に当たりましては、今後も市の一般財源、高齢者の介護保険料を有効に活用するために、施策の重点化を行っていきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

- 川角委員長      それでは、以上で要点の説明は終わります。  
                         これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
                         加藤委員。
- 加藤委員      介護保険につきましては、保険の改定もありまして、今まで保険の範囲に入らなくなったものが外されるということがあったり、要支援、要介護の見直しということもありましたり、それから介護保険料そのものがアップになるというような要因もありまして、先ほど説明されたように、施設の入所者が減って、在宅介護の方が随分ふえとるようなんですが、その中で介護予防福祉用具言うんですか、車いすとかベッドとか、いろいろ12品目ぐらいあるようなんですが、この介護度によって使われる器具も決まっているようですけど、その中で借りられる、どう言うんですか、器具ですね、これをお願いした場合には、待たずにすっと貸していただけるような準備ができていますのかどうかということをちょっとお聞きいたします。
- 川角委員長      答弁を求めます。  
                         沖野高齢者福祉課長。
- 沖野高齢者福祉課長      ご指摘いただきますように、介護保険制度改正、18年の改正で介護予防という考え方が入りました。その中で、残っている機能を衰弱させるような器具については、軽い人が借りれないようにしようという考え方が入りまして、これが平成18年の10月で本格執行をされております。  
                         その中で、要支援1、2と、軽い認定を受けられた方が、借りておられたベッドとか車いすを返すという、そうした現実的な状況が出ております。  
                         なお、この制度につきましては、現在、国が見直しに入っております。さまざまな意見がやはり出ておりますようで、この4月1日の制度改正に向けて、見直しが入りました。その見直しの内容につきましては、現在得ておる情報といたしましては、要支援1、2のすべての方へ、また借りれるようにするのではなく、医師が必要と認めたような場合は、また借りれる措置をとると、こういうふうな方向で見直しがなされているというふう聞いております。  
                         そして、この福祉用具でございますが、こちらの方は、レンタルの事業者が市内にも何カ所かございます。また、ケアマネジャーさんが、そのレンタルの事業所を随分知っておられますので、申し込みをされますと、そんなに待たなくてもいいように、レンタルの事業所がレンタル製品を持ってくるというふうな実態があるというふう認識をいたしております。  
                         以上でございます。
- 川角委員長      続いて、加藤委員。
- 加藤委員      この制度につきましては、1割負担ということで、非常に重宝しておられるようですし、待っても来なかったというような話は聞いてないんで、一応安心したんですが、それと介護予防住宅の改修言うんですが、

小規模の。これは、今年度、予算も組んであるようですが、何件ぐらいを見込んでおられるのでしょうか。

○川角委員長

答弁求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

それでは、住宅改修につきましてご説明をさせていただきます。

住宅改修につきましては、在宅生活を支援するための制度でございまして、段差解消をされるとか、手すりをつけられるとか、あるいはトイレを座りやすい洋式トイレに改修されるとか、こういう経費に住宅改修の方が利用できます。

これは、要支援の方も要介護の方も、どなたでも制度が利用できるようになっております。現在、一つの住宅で限度額が20万円でございます。件数につきましては、大変申しわけないんですが、ここへ持ってきておりませんので、大体、現在予算を組んでおりますそれへ、20万円の9割部分、18万円が1戸当たりの最高限度になっておりますので、それを割ったものが大体の件数として予算で計上しております。

なお、この制度につきましては、要望が多くて、予算が不足するということがございましたら、補正予算をさせていただきます、対応をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川角委員長

ほかに質疑ございませんか。

加藤委員。

○加藤委員

もう1点だけ、お聞きします。

包括支援センターの仕事の中に、権利擁護事業というのがありますが、これはどういった事業なんでしょうか。

○川角委員長

答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

高齢者の権利を守る事業でございまして、具体的には認知症高齢者の権利を守るケースが多うございます。具体的に、金銭管理とか、そういうことができなくなったひとり暮らしの高齢者に対しまして、社会福祉協議会が、かけはしという金銭管理あるいは福祉の支援をする制度を持っております。それへの引継ぎを行ったり、あるいは高齢者虐待が起きている事例等に、そちらの方へ対応する事業、そういうものが具体的なものでございます。

○川角委員長

続いて、金行委員。

○金行委員

1点お聞きします。

説明書の25ページ、今の、ちょっと関連があるんですが、介護予防事業費ですよ。これは今、4月からまた見直しがあるというて、今言う介護のベッド等の借りる分が、何ぼか借れるようになってと、喜ばしいことではございますが、この支援事業法で要支援も、要支援1に入っていない方で、高齢者の方等がいらっしゃる。そこらの把握、そこらにこういうサービスがあるんですということは、知らない方がいらっしゃるそうで

すよ。そこらをどうされるのか、それを1点、お聞きします。これは大事なことですからね、これやっていかにや、これを歯どめする、ここですからね。その思いを込めて。

○川角委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 それでは、こちらの介護予防事業でございますが、25ページの介護予防事業は、認定を受ける前の高齢者に対するサービスでございます、こちらの中に特定高齢者という、一つのカテゴリーと一般高齢者というものがございます。特定高齢者と申しますのは、さまざまなチェックを過ぎまして、ある程度の機能の維持がもう随分衰退されて、もう認定の直前であると、こういう方を特定高齢者と申します。

この特定高齢者につきましては、総合健診を現在中心に、総合健診の結果から、特定高齢者該当者を探すようにしております。

特定高齢者につきましては、該当者には包括支援センターの方から事業サービスがありますので、サービスを受けて介護予防に努めませんかという働きかけをさせていただいております。

そのほか、一般高齢者と申しますのは、まだその段階に陥っていない、いわゆるお元気な高齢者でございます。こちらのお元気な高齢者への介護予防といたしましては、現在、ふれあいサロンの助成ですとか、あるいは介護予防教室ですとか、さまざまなことをやっておりますが、19年度、新しい取り組みとしまして、やはり一般高齢者を効果的にするのは、一つ老人クラブであろうという考え方を持っております。老人クラブに対しまして、昔、保健師がやっておりましたような、簡単なボールとか何とかを使いました健康教室を19年度、市内の全老人クラブに対して取り組んで、お元気な高齢者への介護予防、健康づくりを働きかけてみようかという考え方で、現在、検討をいたしております。

ご指摘いただきますように、サービスを市民の方に知っていただくということは、大変重要なことでございます。いろんな機会をとらえて、市民の皆様にサービスを知っていただくよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○川角委員長 ほかに質疑ございませんか。

今村委員。

○今村委員 地域包括支援センターのことでお伺いをいたします。

現在の体制が非常に日中業務に追われとって、オーバーワークになっておるとのことでございますが、10月からセンターが今の新庁舎にできるということでございますが、本来の機能を発揮するためには、体制の整備が必要だろうというふうに思うわけです。中でも、保健師の果たす役割は大きいんだと思うんですが、今年度から改めて国保の関係で言えば、ヘルスアップ事業も始まりますし、それらの業務と相まって、これからの包括支援センターの本来の業務にかかわれるような体制に向けては、どうい

うふうにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○川角委員長

答弁求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長

お尋ねのように、本年10月から総合福祉センターの方で開設をすることになりますけれども、平成18年、昨年にケアマネジャーを補正もさせていただきまして、募集もさせていただいたところでありますが、このケアマネジャーがなかなか見つからない。このたびの報酬改正で、このケアマネジャーと、また保健師、また看護師、これ、経験あるということになれば、十分賄えるという改正も是正されたようでございまして、このたび、委員報酬の方で改正をお願いいたしました。

そうすれば、幾らかこの体制も整えるかなと思うんですけども、現在のところでは、今の4名の方で運営を行っておられます。

お説のように、予防という一つの考え方から申しますと、先ほどから出ておりますように、国民健康保険法の改正の方でも予防という、ヘルスアップ事業という形も含んでいます。包括センターの方も、ある程度の予防というものを重視してまいるということは必要でありますし、その点、保健師が今、15名ほど、市の方には在籍をしております。今、18年からこの保健師を本庁の方で一括統括をするという形をとっていただきまして、ある程度総合健診等も全員で取り組んでいただくような、保健師の行政として、ある程度そういう点は充実をしてきたのかなというふうに考えております。

先ほど課長の方からも申しましたが、保健師の方も各支所の方へ、今1名ずつおりますけれども、この関係をそれぞれのサービスの、それぞれのまちで保健指導を行っているというような形でありますし、この安芸高田市としての健康づくりというものを、ある程度統一化するような形も、そろそろとってまいりたいとこのように考えております。

旧向原町の方にも保健師が老人クラブ等に参りまして、健康づくり等の指導をしておりますけれども、この関係も先ほど言いました老人クラブ等に対しましての健康づくりには、ある程度のメニューを入れた事業を考えてまいりたい。そしてこの包括センター、またこの保健センター等も開設をしておりますので、そういったヘルスアップ事業、この健康づくりに、健康21とセットいたしまして、保健師のあり方というものもある程度考えさせてもらわなきゃいけないだろうと、このように今、考えているところであります。

○川角委員長

以上で終わります。

今村委員。

○今村委員

今の保健センターの開設、それから今の地域包括支援センターという形、それから今の保健師の体制のあり方ですね、どうもそこら辺がばらばらに事業が進められていくという状況がありますので、やはりもう旧来の各町単位でやるという考え方を早く払拭して、市内で統一された形での事業化なり、事業推進が急がれることだというふうに思うわけです。

ね。そこら辺について、早急に体制を整えるような形での案を切望して、質問を終わります。

○川角委員長 ほかにございせんか。

熊高委員。

○熊高委員 冒頭の方で、半年先には年金天引きになるんだというような話がありましたが、この辺のシステムについてもう少し詳しく教えていただけますか。

○川角委員長 沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 介護保険料の年金天引きの制度改正についてご説明させていただきます。

これまでは、年1回、4月1日に1号被保険者でないと、その年は介護保険料が年金天引きできませんでした。つまり、4月の2日から来年の3月31日までの方につきましては、その年には天引きができなかったという状況でございます。これが昨年制度改正をされまして、18年度でシステムを安芸高田も見直しまして、年6回、この誕生月で補足ができるようになりました。つまり、年金支払い月が年6回ございますので、その年金が入るようになったときに社会保険庁へ名簿を送らせていただいて、その方の年金から実際に天引きがされるようになるのが、大体6カ月先からはもう天引きがされるようになると、こういうことがこの4月1日から始まってまいります。

以上でございます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 システムは、かなりそれは年6回、いろいろするようになるということで、煩雑になるんだと思いますが、そういうシステム構築といろいろ間違いとか、手違いとか、そういうようなことも以前ありましたよね。そういう関係で、三次の方とかも含めて。そういったことは心配ないようにてきておるのでしょうか、お伺いします。

○川角委員長 答弁求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 現在のシステムにつきましては、年金天引き回数を補足する回数を上げるシステムの改修につきましては、18年度現在、執行中でございます。このたび4月の年金から天引きさせていただく方のリストが出まして、そのリストにつきましては、市民の方へ通知をさせていただいたところでございます。

今回、年金天引きにつきましては、三次の社会保険事務所との月1回の調整、あるいは東京の社会保険庁本体との書類のやりとり等で、間違いがないように、システムの改修の方も進めていかせていただいております。誤って引くことのないように、そういうチェックもかけまして、システムの改修の方、進めていきたいというふうに思っております。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 社会保険庁自体が信用できるんかどうか、わからんような時代ですか



ら、しっかりチェックをしてやっていただきたいと思います。

あと、保険料の基準額が、4,400円が標準だろうというふうに話がありました。私の認識不足なんです。これは段階に応じてどういうふうになるのかというのは、何か出たものがありましたか。いね、ちょっとお伺いします。ありましたか。

○川角委員長 答弁求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 昨年の制度改正にあわせて、「私たちの介護保険」というものを市内の各世帯に配らせていただきました。なかなか高齢者の方、見ていただくのも難しいんですが、それとか65歳になられたときに、保険料がどういう仕組みでなっておりますというのを、小さいリーフレットも入れて送らせていただいております。

現在、4,400円の基準月額ですが、前年度の収入によりまして、個人的には6段階に分かれるようになっております。生活保護の方が基準額の0.5、そして世帯市民税非課税で、年金収入だけですと80未満の方が基準額の0.5、そして世帯市民税非課税で、本人の年金収入が80万円を超える方が基準額の0.75、そして世帯市民税課税ですが、ご本人さんが市民税非課税の方が基準額の1.0倍、そして今度は高くなるわけですが、本人市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方が基準額の1.25倍、そして200万円を超える方が基準額の1.5倍と、こういうふうに4,400円を基準としまして、0.5倍から1.5倍まで、6段階に分かれております。

以上でございます。

○川角委員長 熊高委員。

○熊高委員 認識不足で、何か目を通したことはあったような記憶がありますけども、失礼しました。

部長にお聞きするんですが、さっきいろいろ沖野課長に説明いただいたんですが、いろいろ計数とかも含めて説明いただいたんですが、部長は全部そういう認識をされてるんでしょうが、もっとわかりやすい説明なり、市長もそこまでは全部把握ができるような状況というのは、必要ないかもわかりませんが、もっとわかりやすい説明の資料の出し方とか、そういうのはわかるように説明をしようという気があるんでしょうけども、伝わるような説明の仕方というのは、もう少し工夫はできんのでしょうか。お伺いします。部長にですね。

○川角委員長 廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 この介護保険特別会計は、非常に私も不勉強で、なかなか、はっきり言いまして全部が全部、把握してないところが本音であります。

まず、高齢者を一つは対象にさせていただいておるとことだろうと思います。それと、その中で、高齢者を対象とした中で、一般高齢者、そして特定高齢者、また要支援の1、2、要介護の1、2の方々それぞれ大きく分けられるんじゃないかというように私は思っております。

先ほど言いましたけども、一般高齢者と今まで……。

○熊高委員 部長さん、そうじゃなしに、それはよくわかるんですが、部長さんも、いいですか。

○川角委員長 はい、熊高委員、再質問ですね。

○熊高委員 部長さんも、大体のことが早くつかめるように、わかりやすい一覧表でもあれば、それは市長さんにも説明せないけんわけでしょう。だから、そういう意味で、沖野課長は非常によく勉強しておられるんで、すらすら言われるんですけども、やっぱり我々に伝わるような説明の仕方というか、工夫してもらう方がいいんじゃないですかと。部長がわからんもんを私らはなかなかわかりにくいんだというふうに思うんです。

○川角委員長 廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 この予算編成するに当たりまして、課長の方から私なりの、素人向きの資料がございます。できればこれを見ていただければ、何とかわかるんかなというような気がいたしますので、後日、終わりましたら、私の資料でよければ、またお配りをさせていただければと、このように思います。

○川角委員長 ほかにございませんか。

明木委員。

○明木委員 今回の答弁は、非常に問題があると思うんですけど、市長、部長を選ぶときに、今、素人なのということがあったんですけど、やはり前回からこの話は出てると思うんですけど、ぜひプロに徹した人にやってもらうことが大事だと思うので、そのあたり、やっぱり人事についてどのようにお考えか、お伺いします。

○川角委員長 児玉市長。

○児玉市長 私は、それぞれの職員を信じて、その職につけた次第です。

○川角委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

続いて、議案第44号、平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 それでは、予算書の175ページをお願いいたします。

平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ3,139万5,000円で、対前年比74.8%の増額となっています。また、一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定めるものであります。

平成19年度の予算といたしましては、要支援1及び要支援2と認定された高齢者約630人のケアプラン、居宅介護支援計画でございますが、作成をする費用を組んでおります。対前年度比74.8%の増の要因といたしましては、平成18年度1年間をかけて行った要介護認定の変更が終了いたしましたして、19年度は当初からすべての要支援者のケアプランを作成する必要があり、事業費が増額するものでございます。

- 川角委員長
- 沖野高齢者福祉課長

詳細につきまして、担当課長からご説明をいたします。

沖野高齢者福祉課長。

それでは、平成19年度介護サービス特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。

介護サービス特別会計でございますが、介護保険で要支援1、2と認定された高齢者の居宅介護予防サービス計画、いわゆるケアプランをつくる介護予防支援事業所の勘定でございます。国の指導によりまして、介護保険の保険者勘定と事業所勘定を同一会計で処理しないようにという、そういう指導で介護保険特別会計とは別に、この介護サービスの特別会計を設置しております。

それでは、歳入について、予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

歳入につきましては、180ページになります。

1款のサービス収入、1項の介護予防給付費収入、1目の介護予防サービス計画費収入でございます。これは、この事業所が担当する要支援1、2の認定者のケアプラン作成に対する介護報酬でございます。1人当たり月額報酬4,000円で、630人のケアプランを作成する予算計上をしております。

なお、要支援認定者につきましては、先ほど申しましたように700名程度見ておりますので、未利用者がやはり70名から80名はおられるという実態でございます。

2款の繰入金、1項の一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金につきましては、一般会計の繰入金でございますが、存目でございます。

3款の繰越金につきましても存目でございます。

4款の諸収入、1項の預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

4款の諸収入、2項の雑入、1目の雑入につきましては、歳出の方でございますが、非常勤職員の採用を計上しております。その非常勤職員の社会保険料等の歳入でございます。

それでは、歳出につきましては、予算説明資料の方で説明をさせていただきます。25ページの一番下でございます。

介護予防支援事業費でございます。介護予防支援事業、要支援1、2のケアプランの作成でございます。職員人件費を1名、保健師1名を組んでおります。非常勤特別職の人件費でございますが、昨年度補正予算で非常勤特別職の募集を補正でさせていただきましたが、ハローワーク、あるいは市のホームページで募集いたしました。応募がございませんでした。非常勤の特別職の条例改正でお示しさせていただいたように、介護支援専門員、ケアマネジャー、介護保険所のケアマネジャーの資格に限ってあります。なかなか応募がないということで、ケアプランをつくることのできる保健師、あるいは経験のある看護師を含めて、新たに採用枠を拡大して採用したいということで、介護予防支援専門員とい

う名称にさせていただきまして、19万円の報酬に改定を、条例改正で出させていただいております。4名募集するという予算を計上させていただいております。そのほか、介護予防サービス計画の作成委託料でございますが、地域包括支援センターですべての要支援1、2の方のケアプランを作成するのは無理でございます、地域の居宅介護支援事業所、ケアマネジャーさんに委託をしております。現在、150件程度、地域のケアマネジャーさんにケアプランの作成を委託をしておりますので、そちらのサービス計画の委託料を組んでおります。そのほか、事務費を組まさせていただきます。

以上でございます。

- 川角委員長 要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
明木委員。
- 明木委員 済みません。職員の人件費ですけど、ここは保健師2人というふうに説明されたんでしょうか。
- 川角委員長 答弁を求めます。  
沖野高齢者福祉課長。
- 沖野高齢者福祉課長 職員人件費につきましては、保健師1人に訂正を、先ほどさせていただきました。1人でございます。
- 川角委員長 明木委員。
- 明木委員 この予算書の185ページなんですけど、以前の職員から比べると200万ばかり、職員の給与ですよね、ここは。上がっておると思うんですけど、それは職位が、だから変わったということなんじゃないかな。すごい大幅に上がっていると思うんですよ。
- 川角委員長 答弁求めます。  
沖野高齢者福祉課長。
- 沖野高齢者福祉課長 187ページ、給与費明細の方を見ていただきたいと思います。  
18年の当初予算と比べまして、職員の配置を変更しております。18年4月1日現在、平均年齢34.5歳でございましたが、19年4月1日現在、平均年齢50.2歳です。1名しかおりませんので、そのままでございますが、年齢あるいは級別の変更によるものでございます。  
以上でございます。
- 川角委員長 答弁を終わります。  
ほかにご覧いませんか。  
〔質疑なし〕
- 川角委員長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑は終了いたします。  
以上で、本日の審査日程はすべて終了いたしました。  
次回は、あす16日、午前10時から開会をいたします。  
本日は、これにて散会をいたします。  
ご苦労さんでした。



午後6時26分 散会